

安八町子ども・子育て支援事業計画

安八町次世代育成支援行動計画

あんぱちっ子すくすくプラン

第4期

(案)

第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的	2	3	計画の位置づけ	3
2	計画期間	3	4	計画策定の手順	5

第 2 章 安八町の現状とニーズ

第 1 少子化等の現状 / 8

1	人口構造	8
(1)	年齢 3 区分別人口の推移	8
(2)	子ども数の推移	9
(3)	社会動態	10
2	出生	11
(1)	出生数の推移	11
(2)	出生率の推移	12
(3)	合計特殊出生率の推移	13
(4)	第 1 子出生時の母親の平均年齢の推移	14
(5)	低体重児出生率の推移	15
3	乳児死亡と死産	16
(1)	乳児死亡率の推移	16
(2)	死産率の推移	16
4	結婚・離婚	18
(1)	平均初婚年齢の推移	18
(2)	未婚率の推移	19
(3)	婚姻数と離婚数の推移	20
(4)	婚姻率の推移	21
(5)	離婚率の推移	22
5	世帯	23
(1)	家族類型別世帯比率の推移	23
(2)	平均世帯人員の推移	23
6	就業	24
(1)	女性の就業率の推移	24
(2)	年齢階級別就業率	24
7	保育所・認定こども園・小学校・中学校児童・生徒数	25
(1)	保育所・認定こども園児童数の推移	25
(2)	こども園の状況	26
(3)	小学校・中学校児童・生徒数	27

第 2 子ども・子育て支援に関する
ニーズ調査 / 28

1	調査の概要	28
(1)	調査の目的	28
(2)	調査方法、回収結果等	28
(3)	集計・分析にあたって	28
2	就労状況と就労意向等	29
(1)	母親の就労状況	29
(2)	働いていない母親の就労意向	30
(3)	育児休業の取得状況（就学前児童）	31
(4)	父親・男性の 1 日の子育てや家事時間	31
3	教育・保育事業	32
(1)	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）	32
(2)	平日の教育・保育事業の利用日数・利用時間（就学前児童）	33
(3)	土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）	34
(4)	子どもが病気の時の対応	35
(5)	不定期の教育・保育事業（就学前児童）	37
4	子育て支援事業（就学前児童）	38
(1)	子育て支援事業の利用状況と利用意向（3 歳未満）	38
(2)	その他の子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）	39
5	放課後児童クラブ・放課後子ども教室	41
(1)	放課後児童クラブの利用の有無（小学生）	41
(2)	放課後児童クラブ未利用者の利用意向（小学生）	42
(3)	放課後子ども教室の利用意向（小学生）	42

6 子育てについて感じていること … 43	(1) 子育てに関して普段感じていること… 43	(1) 計画の目的 …… 51
(2) 子育てをする上での不安や悩み …… 44	(3) 子ども虐待 …… 46	(2) 人口の減少について …… 51
7 安八町の子育て施策等 …… 47	(1) 子育てしやすいまちか …… 47	(3) 「第4期あんぱちっ子すくすくプラン」について …… 52
(2) 町の子育て支援に期待すること …… 48	(3) 町の子育て支援サービス等について 感じていること（就学前児童） …… 49	2 子育てのしやすいまち …… 52
第3 考 察 / 51		3 現状の課題 …… 53
1 少子化に歯止めをかけるために … 51		(1) 病児・病後児保育と未満児保育 …… 53
		(2) 放課後児童クラブ …… 53
		(3) 公園等の野外の遊び場 …… 53
		(4) 保育園（認定こども園）・小学校の統 合 …… 54
		(5) NPO法人、ボランティアの活用 …… 54

第3章 基本計画

1 計画の基本理念と基本的視点 …… 56	
2 基本目標 …… 57	
基本目標 1 結婚・出産へのインセンティブ / 57	基本目標 5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 / 61
(1) 子育て意識の醸成 …… 58	(1) 親育ち教育の推進 …… 61
(2) 結婚しやすい環境づくり …… 58	(2) 幼児教育の充実 …… 61
(3) 出産への支援 …… 58	(3) 学校教育環境の整備 …… 61
基本目標 2 子育て支援サービスの充実 / 58	基本目標 6 子育てを支援する生活環境の整備 / 61
(1) 教育・保育サービス等の充実 …… 58	(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安 全性の確保 …… 62
(2) ネットワークづくりと情報提供 …… 59	(2) 安心して外出できる環境の整備 …… 62
(3) 児童の健全育成と世代間交流 …… 59	基本目標 7 子どもの安全の確保 / 62
(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減 …… 59	(1) 子どもの交通安全を確保するための 活動の推進 …… 62
基本目標 3 母と子の健康の保持・増進 / 59	(2) 子どもを犯罪等から守るための活動 の推進 …… 62
(1) 母子保健サービスの充実 …… 59	基本目標 8 要保護児童への対応 / 63
(2) 食育の充実 …… 60	(1) 子どもの人権の尊重 …… 63
(3) 思春期における保健対策の充実 …… 60	(2) 障がい児施策の充実 …… 63
(4) 小児医療の充実 …… 60	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進 …… 63
基本目標 4 職業生活と家庭生活との両 立の推進 / 60	(4) 子どもの貧困対策 …… 63
(1) 仕事と家庭の調和 …… 60	3 施策の体系 …… 64
(2) 子育てと仕事が両立できる環境づく り …… 61	4 教育・保育および地域子ども・子育て 支援事業提供区域 …… 68
	5 計画期間の子ども数 …… 68

第4章 行動計画

第1 結婚・出産へのインセンティブ / 70

- 1** 子育て意識の醸成 70
 - (1) 中学生と乳幼児の交流事業 70
 - (2) 結婚・出産の意義に関する教育 70
 - (3) 学校教育における男女共同参画の推進 70
- 2** 結婚しやすい環境づくり 71
 - (1) しあわせ相談サロン事業（結婚相談） 71
 - (2) しあわせ発見事業 71
 - (3) 結婚祝い金 72
- 3** 出産への支援 72
 - (1) 不妊治療費の助成 72
 - (2) 出産祝い金 73

第2 子育て支援サービスの充実 / 74

- 1** 教育・保育サービス等の充実 74
 - (1) 平日昼間の教育・保育サービス 74
 - (2) 時間外保育 76
 - (3) 病児・病後児保育 77
 - (4) 一時預かり事業 78
 - (5) 子育て短期支援事業 79
 - (6) ファミリーサポートセンター事業 79
 - (7) 放課後児童クラブ事業 80
 - (8) ホリデー・サポート・スクール事業 81
 - (9) 放課後子ども教室 81
 - (10) 子育て支援センターにおける育児相談 82
 - (11) 児童相談事業 82
 - (12) 認定こども園の統合 83
- 2** ネットワークづくりと情報提供 83
 - (1) 園庭開放事業（ちびっこ広場） 83
 - (2) キッズビクス（親子体操） 84
 - (3) 子育てセミナー・ミニ講演会 85
 - (4) 親子教室 85
 - (5) 安八こども文庫 86
 - (6) 子育てサークル活動の支援 87
 - (7) 保育ボランティアの育成 87
 - (8) 子育てに関する情報提供 87
 - (9) 地域子育て支援拠点事業 88
- 3** 児童の健全育成と世代間交流 89
 - (1) 児童館の活発な利用 89
 - (2) ジュニア文化サークル事業 90
 - (3) 高齢者とのふれあい事業 90

- (4) 老人福祉施設への訪問活動 91

- 4** 子育てにかかわる経済的負担の軽減 91
 - (1) 保育料の軽減 91
 - (2) こども医療費助成制度 92
 - (3) 学校給食費助成制度 92
 - (4) チャイルドシート購入助成制度 92
 - (5) 通学かばん購入補助制度 93
 - (6) 児童手当 93

第3 母と子の健康の保持・増進 / 95

- 1** 母子保健サービスの充実 95
 - (1) 子育て世代包括支援センター 95
 - (2) 母子健康手帳の交付 95
 - (3) 父子手帳 95
 - (4) 妊婦健康診査事業 96
 - (5) ハッピープレママ会 96
 - (6) 乳幼児訪問事業 97
 - (7) 新生児聴覚検査 98
 - (8) 乳幼児健康診査事業 98
 - (9) 利用者支援事業 100
 - (10) スマイルキッズ 101
- 2** 食育の充実 102
 - (1) 離乳食教室 102
 - (2) 保育士による食育 102
 - (3) 園庭栽培事業 103
 - (4) 管理栄養士による食育講座 103
 - (5) 食生活改善協議会の食育講座 104
 - (6) 学校給食を通じた食育 104
 - (7) 体験農園事業 105
 - (8) 親子料理教室 105
- 3** 思春期における保健対策の充実 106
 - (1) 性に関する正しい知識の普及 106
 - (2) 喫煙の防止 106
 - (3) 飲酒の防止 107
 - (4) 薬物乱用の防止 107
 - (5) いのちの教育 107
 - (6) スクールカウンセラーの配置 108
 - (7) 薬物防止の啓発事業 108
 - (8) 不登校児童・生徒への支援 108
- 4** 小児医療の充実 109
 - (1) 小児科医の確保 109
 - (2) 予防接種事業 109

(3) 感染症予防対策……………	109	第6 子育てを支援する生活環境の整備 123
(4) 救急医療体制の充実……………	110	1 良質な住宅と子どもの利用施設の
(5) 子どもの事故防止啓発……………	110	安全性の確保……………
第4 職業生活と家庭生活との両立の推進 111		(1) 賃貸住宅の供給を支援する事業……………
1 仕事と家庭の調和……………	111	(2) シックハウス対策……………
(1) 男女共同参画社会の意識啓発……………	111	(3) 加湿・空気清浄機の設置……………
(2) 男性の子育て等の促進……………	111	2 安心して外出できる環境の整備…
(3) 父親プログラムの普及……………	112	(1) 遊び場の確保……………
(4) 両親学級の開催……………	112	(2) 公共施設等のバリアフリー化……………
(5) 小中学校の学校行事……………	112	(3) 子どもトイレの整備……………
(6) 家庭の日の推進……………	113	(4) 歩道の整備事業……………
(7) 家族の日・家族の週間の推進……………	113	(5) 路側帯の設置およびカラー舗装……………
(8) 子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発……………	113	第7 子どもの安全の確保 / 126
2 子育てと仕事両立できる環境づくり……………	114	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進……………
(1) 看護・育児・介護休暇制度等のPR……………	114	(1) 交通安全教育の推進……………
(2) シンポジウムの開催……………	115	(2) チャイルドシートの購入補助及び貸し出し事業……………
(3) 一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ……………	115	(3) ランバッグの購入補助事業……………
(4) 事業主への啓発……………	115	(4) 通学路歩道拡張事業……………
(5) 「早く家庭に帰る日」の普及促進……………	116	(5) 安全マップ作成事業……………
(6) 企業における子ども参観日事業……………	116	2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進……………
(7) お父さんがんばって講座……………	116	(1) 校区内パトロール事業……………
(8) 母性健康管理指導事項連絡カードのPR……………	116	(2) 夜間街頭パトロール事業……………
(9) 再就職等のための情報提供……………	117	(3) 下校時地域巡回パトロール事業……………
(10) 子育て世代の女性の就業率の向上……………	117	(4) 登下校時見守り事業……………
第5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 / 118		(5) 子ども110番の家設置事業……………
1 親育ち教育の推進……………	118	(6) 監視カメラおよび刺股の設置事業……………
(1) 親育ちへの学習機会の提供……………	118	(7) 安八安心メール……………
(2) 家庭教育の充実……………	118	(8) 防犯ブザー配布事業……………
(3) 地域の教育力の向上……………	119	(9) 防犯灯の整備事業……………
(4) 奉仕体験事業……………	119	(10) 情報モラル教育の推進……………
2 幼児教育・学校教育の充実……………	120	第8 要保護児童への対応 / 131
(1) ブックスタートの充実……………	120	1 児童虐待防止策の充実……………
(2) 認定こども園における幼児教育推進事業……………	120	(1) 児童虐待の防止……………
(3) 幼児教育の充実……………	120	(2) 子ども家庭総合支援拠点事業……………
(4) 確かな学力の向上……………	121	(3) 相談体制の充実……………
(5) 豊かな心の育成……………	121	(4) 養育支援訪問事業……………
(6) 健やかな体の育成……………	121	2 障がい児施策の充実……………
(7) 信頼される学校づくり……………	122	(1) 乳幼児健康診査……………
(8) いじめや不登校などへの対応……………	122	(2) 児童発達支援事業……………
		(3) 障がい児保育の充実……………

(4) 学習障がい児、多動性障がい児への 教育的支援事業……………	134	(1) 相談体制や情報提供の充実……………	136
(5) 放課後児童クラブでの障がい児の受 け入れ……………	134	(2) 経済的支援……………	136
(6) 放課後等デイサービス……………	134	(3) ひとり親家庭等の就業促進事業……………	137
(7) 経済的支援……………	135	4 子どもの貧困対策……………	137
3 ひとり親家庭の自立支援の推進……………	136	(1) 教育支援……………	137
		(2) 経済的支援……………	137

第5章 数値目標

**第1 第3期あなばちっ子すくすくプランの
数値目標と実績 / 140**

(1) 計画期間の子ども数……………	140
(2) 就学前児童のサービス……………	141
(3) 母子保健サービス……………	143
(4) 小学生を対象としたサービス……………	143
(5) 仕事と生活の調和推進の視点からの 数値目標……………	144

第2 本計画の数値目標 / 145

(1) 計画期間の子ども数……………	145
(2) 就学前児童のサービス……………	145
(3) 母子保健サービス……………	146
(4) 小学生を対象としたサービス……………	146
(5) 仕事と生活の調和推進の視点からの 数値目標……………	147

第
1
章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

わが国の合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム期以降急速に低下を続け、平成17年に1.26となりました。平成23年から平成29年の合計特殊出生率は1.41から1.45の間で推移していますが、分母となる15歳から49歳の女性が減少しているため、出生数は減少を続けています。現在の人口を保つための合計特殊出生率は2.07と言われており、わが国の人口は減少しつつあります。

全国的に進む少子（高齢）化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されています。

平成15年7月、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的とする「少子化社会対策基本法」と、地方公共団体および事業主に対し次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」が公布されました。「次世代育成支援対策推進法」は平成17年度から平成26年度までの時限立法であったため（一部は平成36年度まで延長）、平成27年度から施行される「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に公布されました。「子ども・子育て支援法」では、地方公共団体に子ども・子育て支援事業計画の策定を義務付け、消費税率引き上げによる増収分のうち7,000億円程度の財源を子育て支援事業にあてるとしています。なお、消費税率の引き上げは2度延期された後、令和元年10月から10%となります。これに伴い、令和元年5月、「子ども・子育て支援法」が改正され、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が、令和元年10月から無料になります。

安八町においては、『子どもたちの歓声のあがるまちづくり』を重要施策のひとつとして、児童を心身ともに健やかに育成するため、各種子育て支援事業を展開してきました。そのため、平成25年までの本町の合計特殊出生率は、全国平均を上回っていましたが、近年になって全国平均並みになってきました（13頁参照）。

この「第4期あんぱちっ子すくすくプラン」は、安八町第五次総合計画の下に、安八町で生まれ、安八町で育っていく子どもたちを安八町の宝とし、子どもを産み育てたいと願う人たちをみんなで応援していく取組みを進めることを目的として策定し、子どもと子育て家庭を応援していきます。

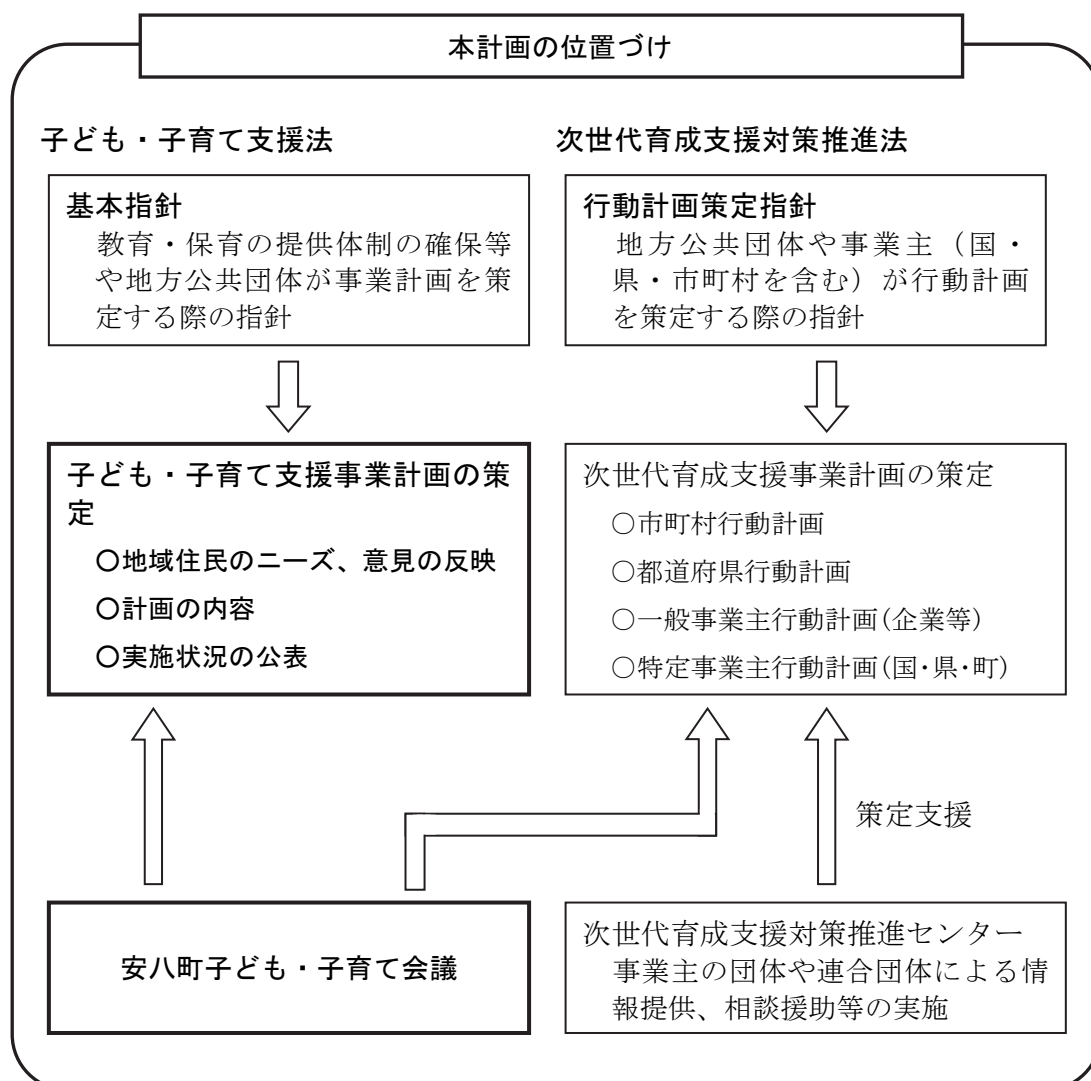
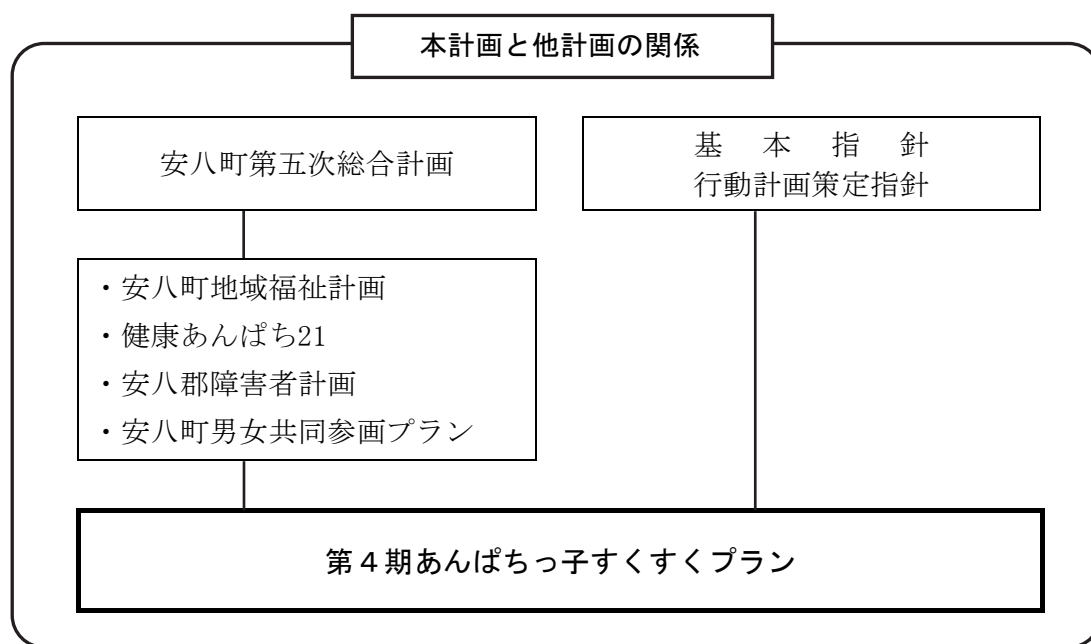
2 計画期間

この計画は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」（第2期）および「次世代育成支援行動計画」（第2期後期計画）であり、本町においては「第4期あんぱちっ子すくすくプラン」といいます。

法律	次世代育成支援行動計画（第1期）										子ども・子育て支援事業計画									
											第1期			第2期						
	前期計画					後期計画					次世代育成支援行動計画（第2期）									
											前期計画			後期計画						
安八町	あんぱちっ子すくすくプラン																			
	第1期				第2期				第3期				第4期							
	17年 度	18年 度	19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	24年 度	25年 度	26年 度	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	元 年 度	2年 度	3年 度	4年 度	5年 度	6年 度

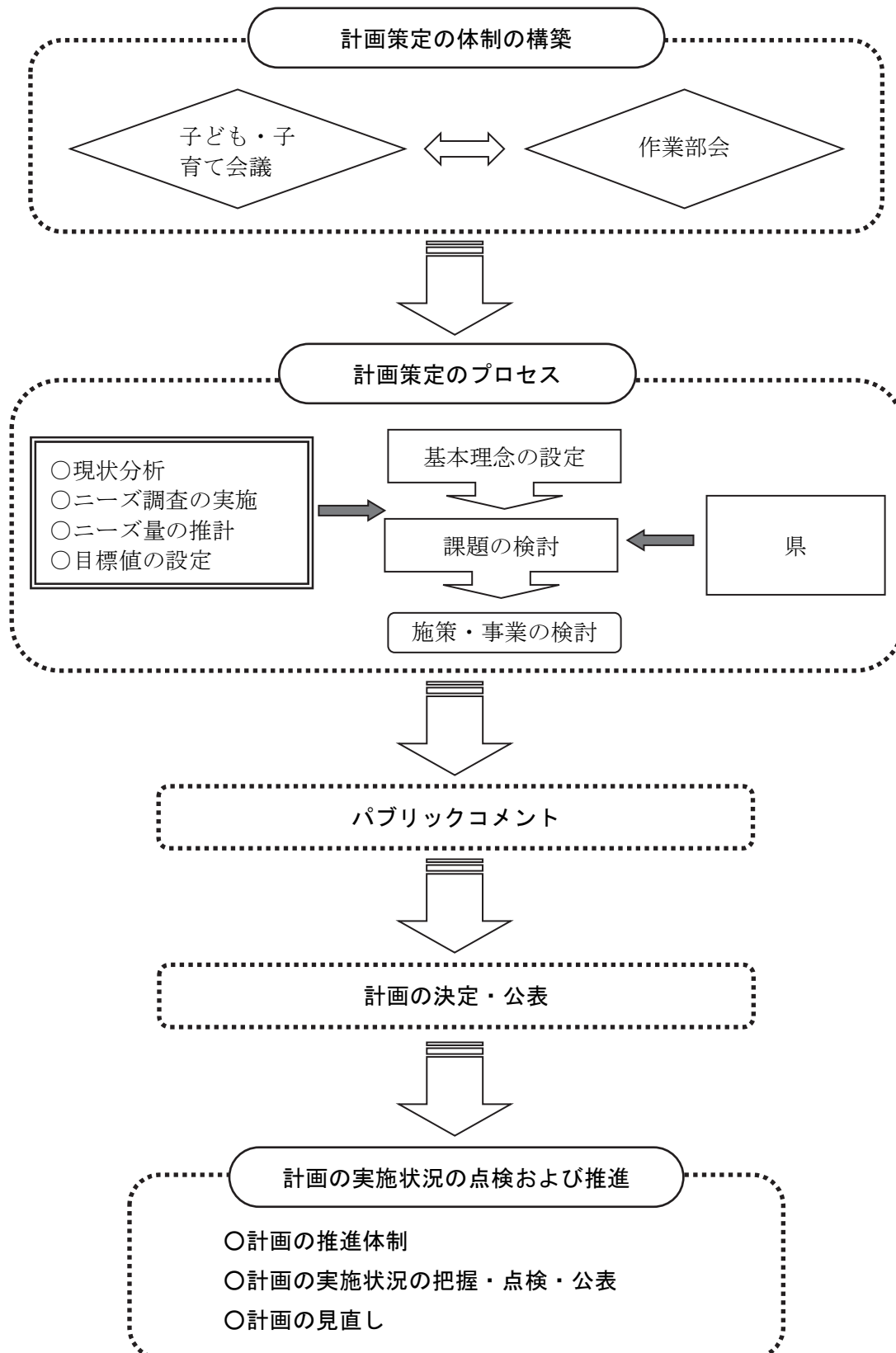
3 計画の位置づけ

- ① この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」といいます）に即して策定しました。
- ② この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画であり、行動計画策定指針に即して策定しました。
- ③ この計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項の「市町村における子どもの貧困対策についての計画」の内容を含みます。
- ④ この計画は、「安八町第五次総合計画」はもちろんのこと、「安八町地域福祉計画」「健康あんぱち21」「安八郡障害者計画」「安八郡障害児福祉計画」「安八町男女共同参画プラン」などの本町の関連計画や、他機関の関連計画との調整を図りつつ策定し、推進します。
- ⑤ 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の関係は、次頁の本計画の位置づけのとおりです。なお、子ども・子育て支援事業計画の策定は、市町村等に対する義務規定であるのに対し、次世代育成支援行動計画の策定は努力規定とされています。



4 計画策定の手順

この計画の策定にあたっては、次のような手順を踏まえて策定します。



第
2
章

安八町の現状とニーズ

第1 少子化等の現状

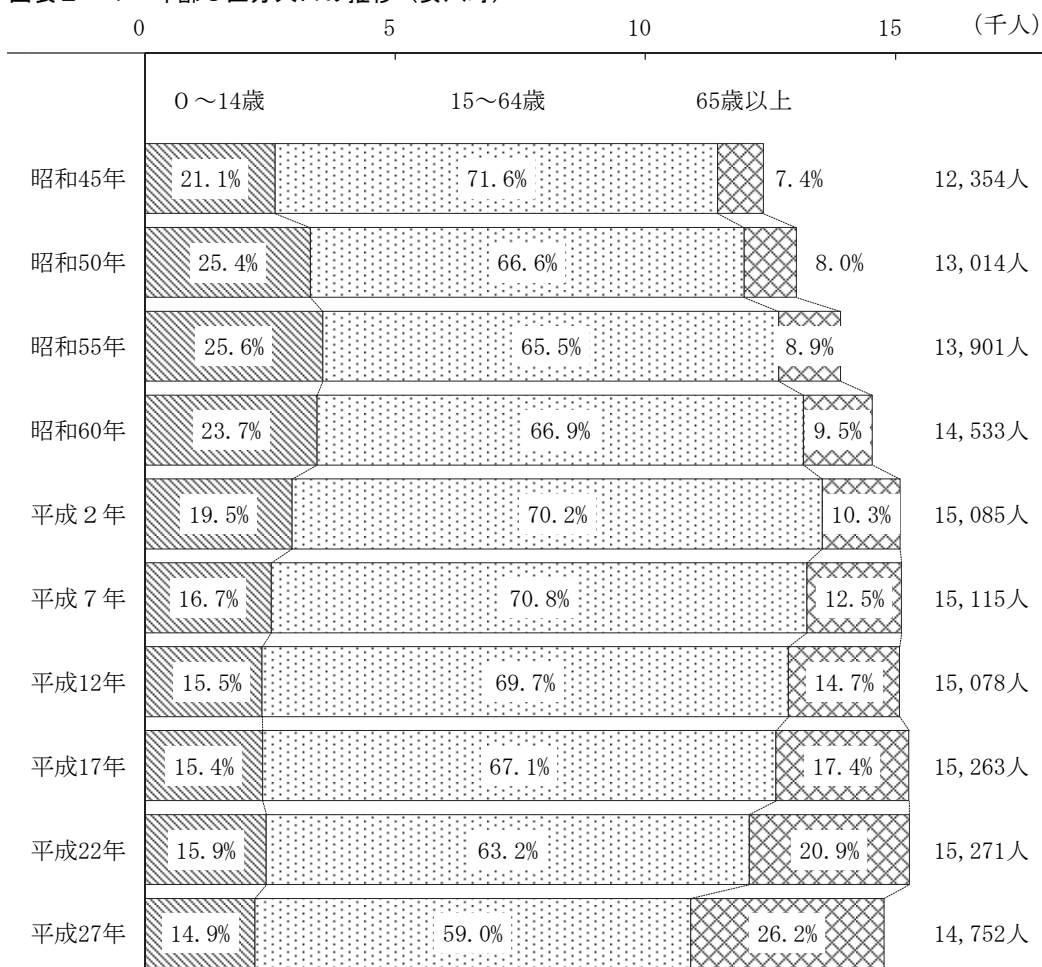
1 人口構造

(1) 年齢3区分別人口の推移

昭和45年から平成22年にかけて、本町の総人口は増加を続け、平成22年10月1日には15,271人となりましたが、平成27年10月1日には14,752人と519人減少しています。この減少傾向は、今後も続くと推計されています。

平成27年10月1日の全国の人口の割合は、年少人口比率が12.6%、15～64歳の生産年齢人口比率が60.7%、老年人口比率が26.6%となっており、これと比較すると、本町は年少人口比率が高く、老年人口比率が少し低くなっています。最も特徴的なことは、全国的に年少人口比率が低下しているなかで、本町の年少人口比率は平成12年から平成22年まで低下していないことです。

図表2-1 年齢3区分人口の推移（安八町）



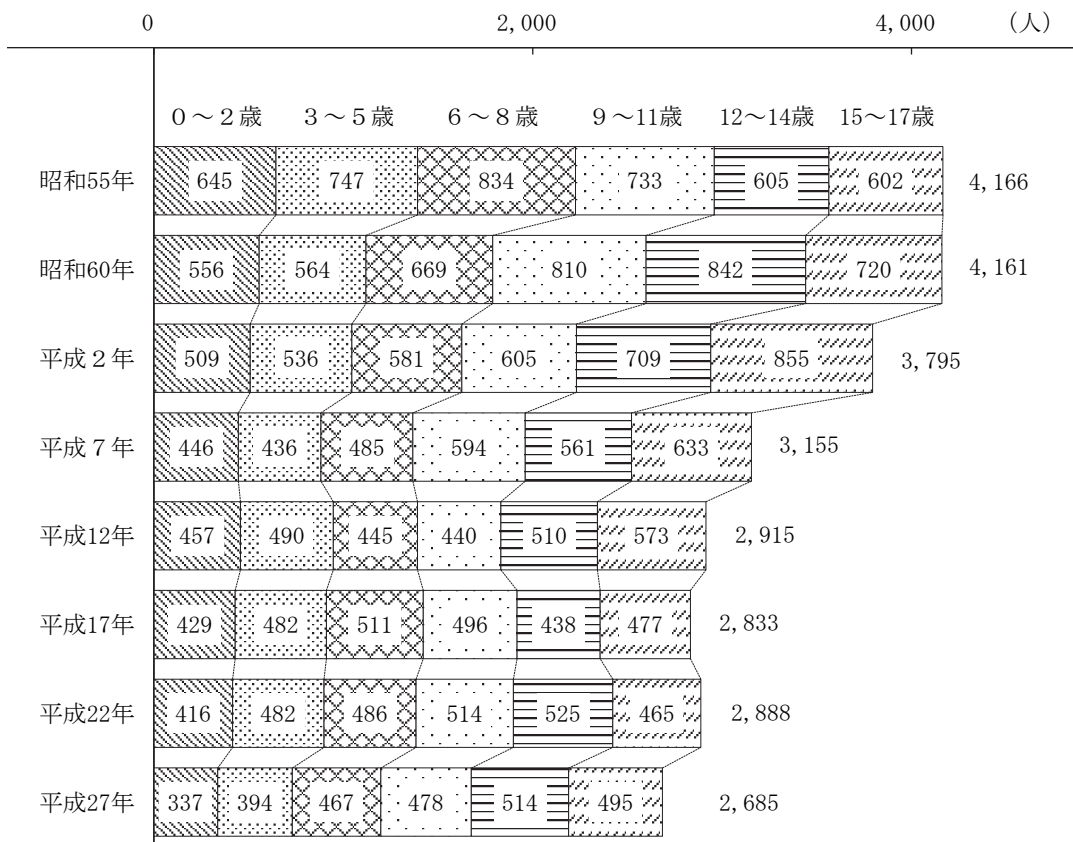
資料：「国勢調査」

(2) 子ども数の推移

図表2-2は、子ども数（18歳未満人口）を3歳刻みで集計したものです。子ども数は、昭和55年の4,166人以降、年々減少し、平成27年には2,685人と、昭和55年の64.5%になりました。

平成22年と平成27年を比較すると、15～17歳以外は平成27年のほうが少なくなっています。なかでも、0～2歳と3～5歳は大きく減少しています。このことにより、本町の18歳未満人口は、今後大幅に減少していくと推察されます。

図表2-2 18歳未満（年齢3階級別）人口の推移（安八町）

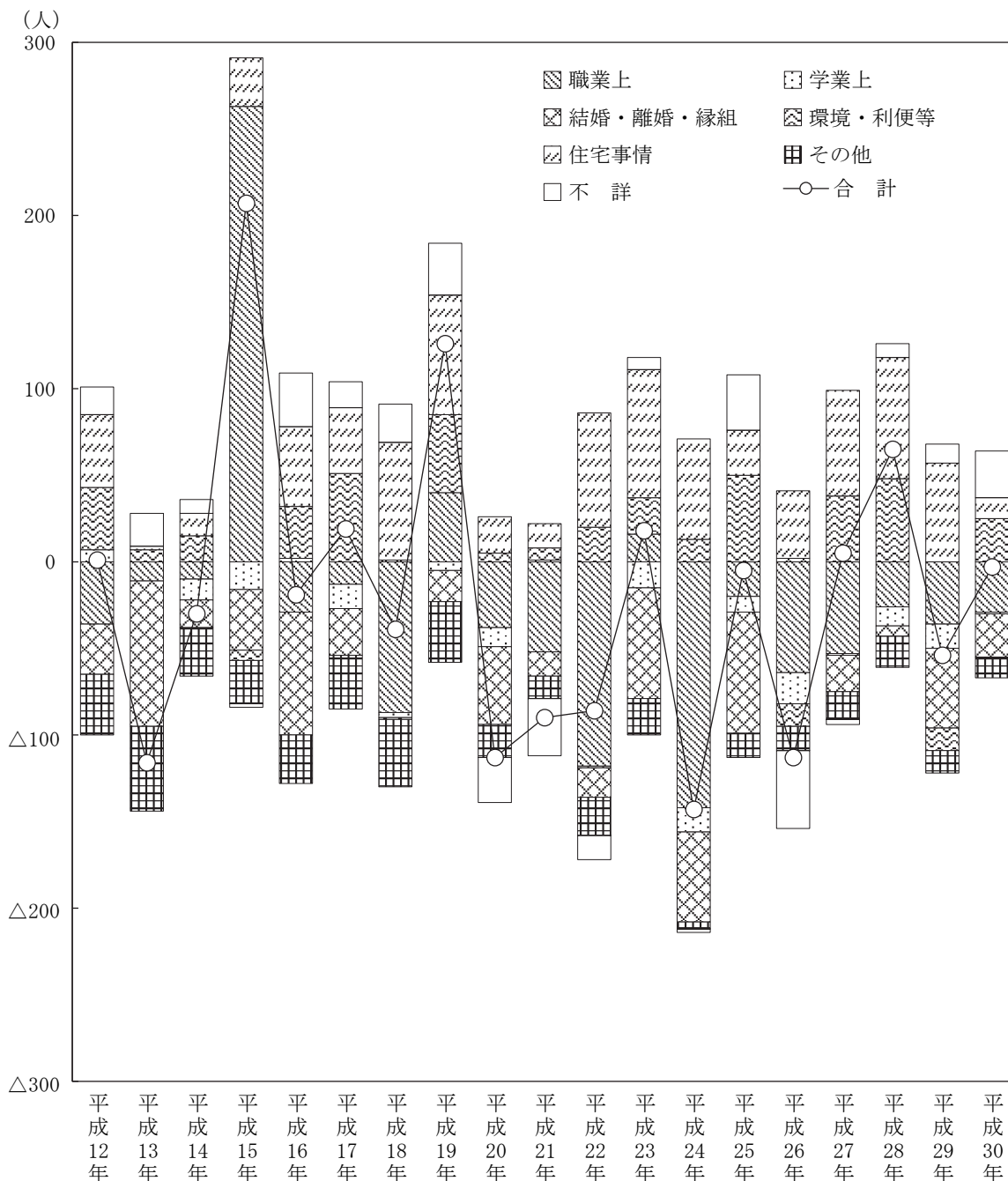


資料：「国勢調査」

(3) 社会動態

図表2-3により、移動理由別転入転出差の推移をみると、転入が転出を上回って推移しているのは「住宅事情」と「環境・利便等」、逆に転出が転入を上回って推移しているのは「学業上」「結婚・離婚・縁組」「その他」です。特に、「結婚・離婚・縁組」により、本町から他市町村に居住地を移す人が毎年多くいることに留意する必要があります。

図表2-3 移動理由別転入転出差の推移（安八町）



(注)「環境・利便等」＝生活環境の利便＋自然環境＋交通の利便 「不詳」＝外国人＋職権
資料：「岐阜県人口動態統計調査」

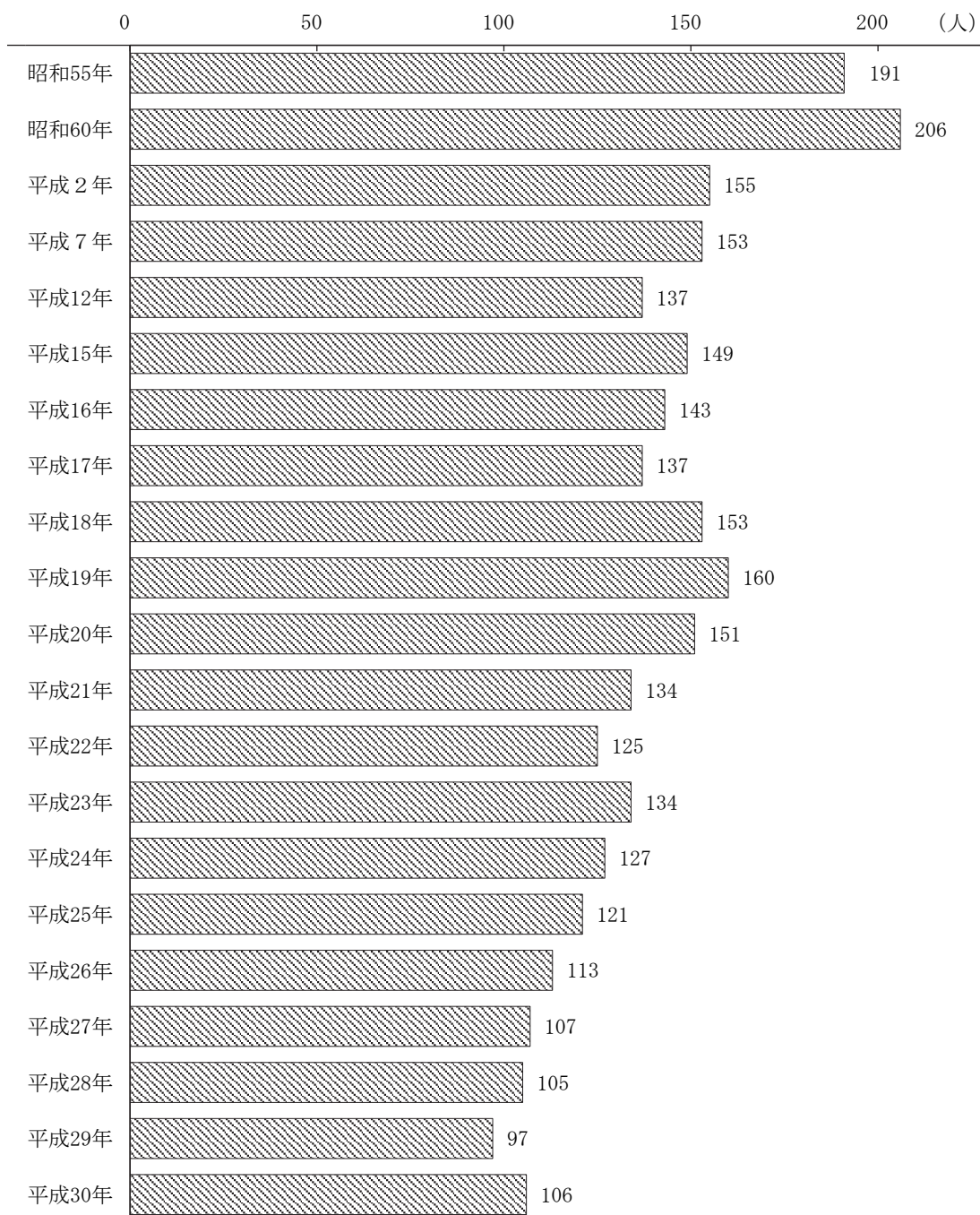
2 出生

(1) 出生数の推移

平成15年以降の出生数は、平成19年の160人が最も多く、次いで平成18年の153人となっています。

平成16年から平成30年の15年間の出生数は1,913人、平成30年の0～14歳の合計は2,084人となっており、この間に、かなりの子どもの流入があったと言えます。

図表2-4 出生数の推移（安八町）

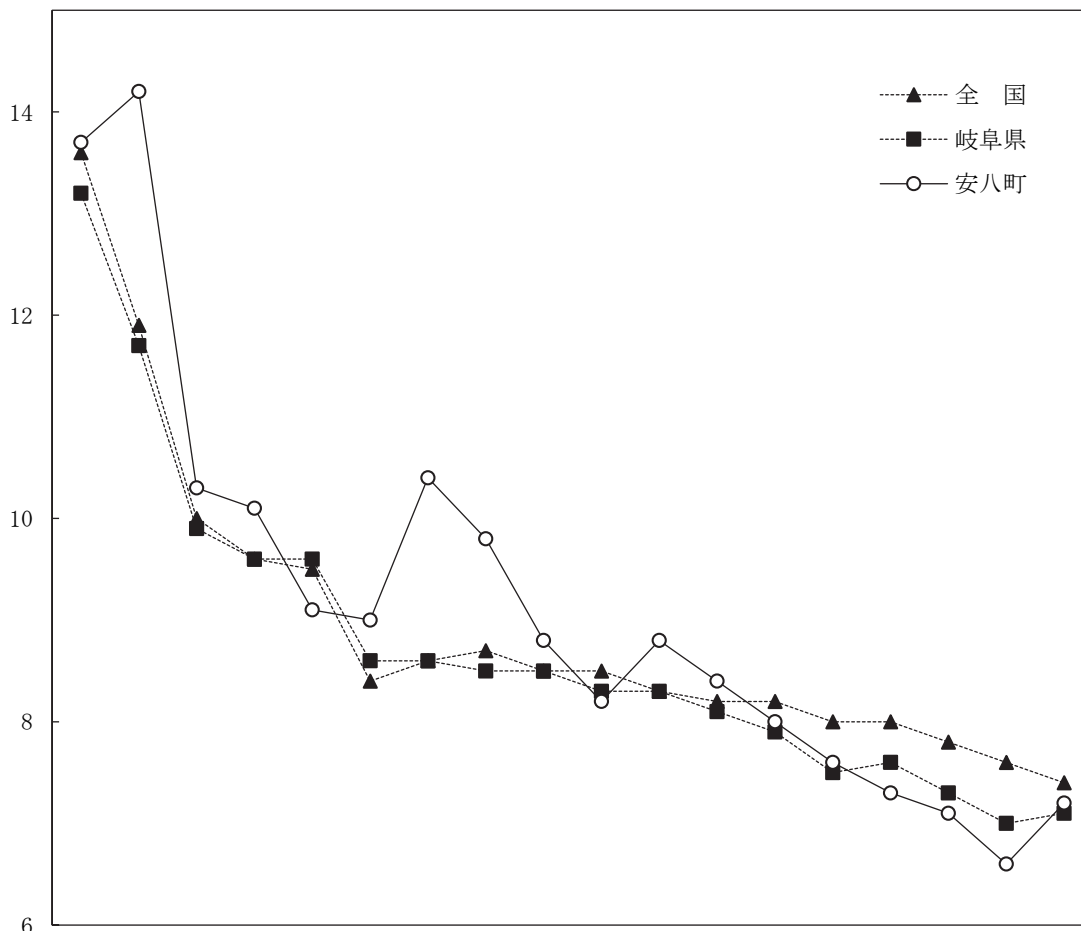


資料：「人口動態統計」

(2) 出生率の推移

人口1,000人当たりの出生率は、全国・岐阜県とも低下傾向を続けています。本町は、人口が少ないため、全国・岐阜県より高い年もあれば低い年もあります。平成24年以前の本町は全国・岐阜県をおおむね上回っていましたが、近年になって全国・岐阜県より低い年が多くなっています。

図表2-5 出生率の推移（人口1,000対）



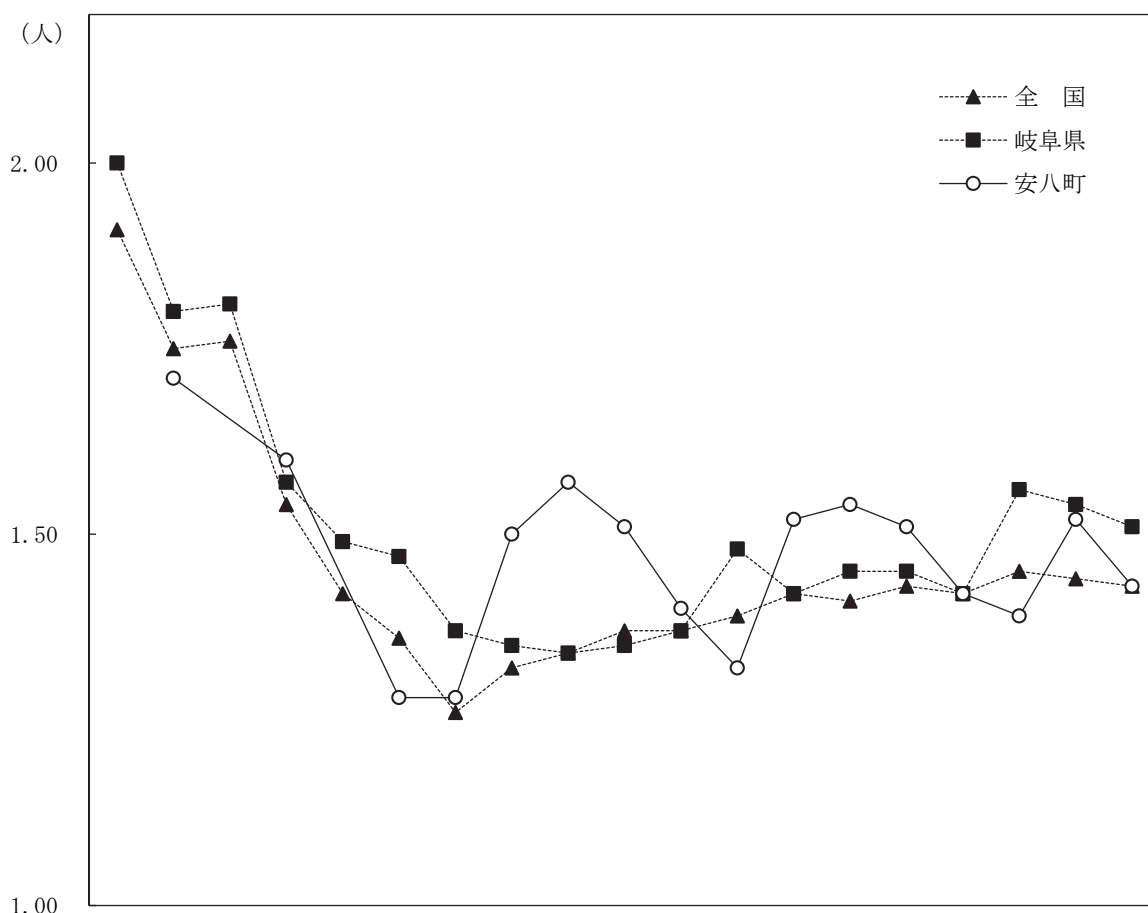
	昭55	60	平2	7	12	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
全 国	13.6	11.9	10.0	9.6	9.5	8.4	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6	7.4
岐阜県	13.2	11.7	9.9	9.6	9.6	8.6	8.6	8.5	8.5	8.3	8.3	8.1	7.9	7.5	7.6	7.3	7.0	7.1
安八町	13.7	14.2	10.3	10.1	9.1	9.0	10.4	9.8	8.8	8.2	8.8	8.4	8.0	7.6	7.3	7.1	6.6	7.2

資料：「人口動態統計」

(3) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、一人の女性が一生に産む子どもの数を計算した率で、近年になってから、人口1,000人当たりの出生率より合計特殊出生率を用いることが多くなっています。昭和24年の全国の合計特殊出生率は4.32でした。それが年々低下し、平成17年には1.26になりました。それ以降、徐々に持ち直してはいるものの、平成29年は1.43と、人口が減少しないとされる2.07を大きく下回っています。平成29年の本町の合計特殊出生率は、全国と同じ1.43です。

図表2-6 合計特殊出生率の推移



	昭50	55	60	平2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全 国	1.91	1.75	1.76	1.54	1.42	1.36	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.42	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43
岐阜県	2.00	1.80	1.81	1.57	1.49	1.47	1.37	1.35	1.34	1.35	1.37	1.48	1.42	1.45	1.45	1.42	1.56	1.54	1.51
安八町	不明	1.71	不明	1.60	不明	1.28	1.28	1.50	1.57	1.51	1.40	1.32	1.52	1.54	1.51	1.42	1.39	1.52	1.43

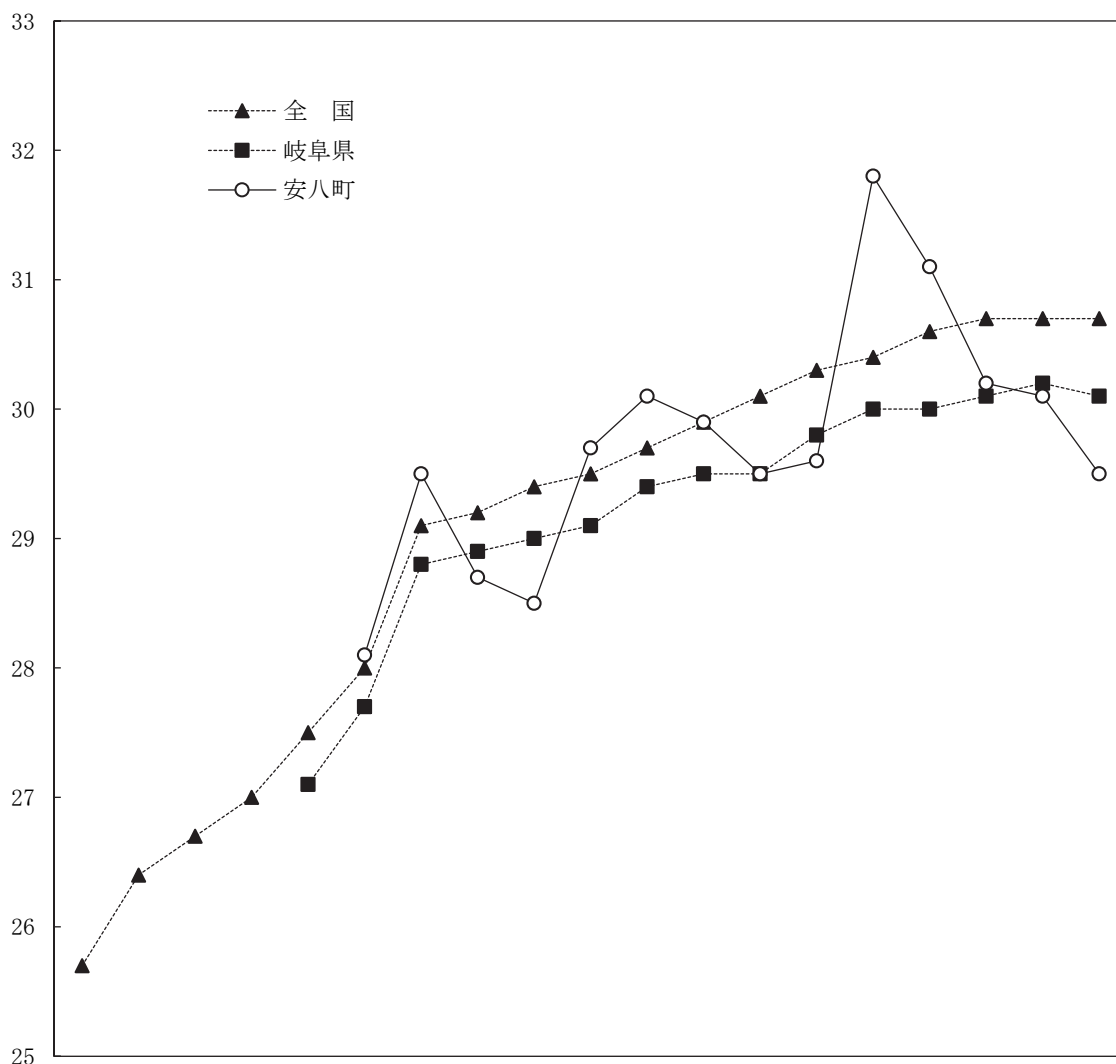
資料：「人口動態統計」

(4) 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

図表2-7は、第1子出生時の母親の平均年齢の推移をみたものです。全国をみると、昭和50年の25.7歳が平成29年には30.7歳と5歳も上がっています。岐阜県・安八町は、全国よりやや低い年齢で推移しています。第1子出生時の母親の平均年齢が高くなっている要因は晩婚化です。

図表2-7 第1子出生時の母親の平均年齢の推移

(歳)



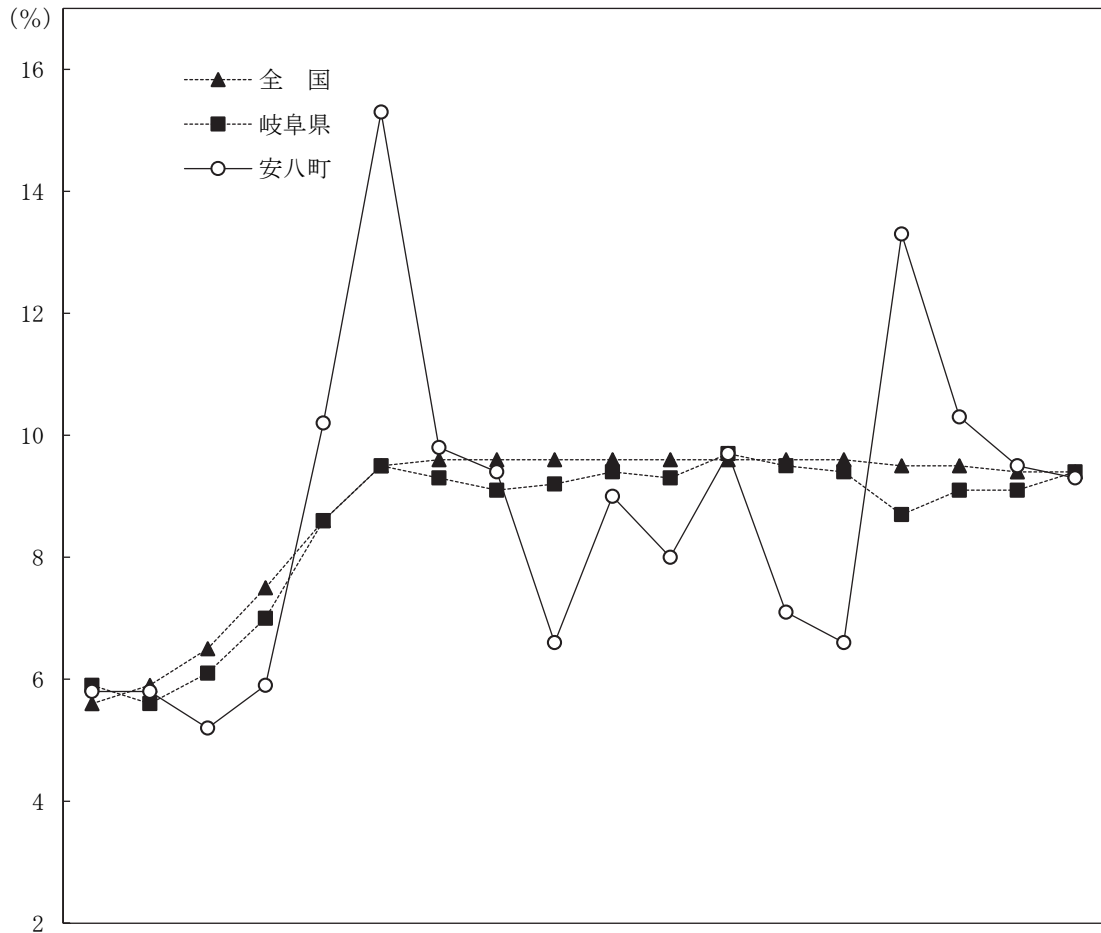
	昭50	55	60	平2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全国	25.7	26.4	26.7	27.0	27.5	28.0	29.1	29.2	29.4	29.5	29.7	29.9	30.1	30.3	30.4	30.6	30.7	30.7	30.7
岐阜県	不明				27.1	27.7	28.8	28.9	29.0	29.1	29.4	29.5	29.5	29.8	30.0	30.0	30.1	30.2	30.1
安八町	不明				27.1	27.7	28.1	28.7	28.5	29.7	30.1	29.9	29.5	29.6	31.8	31.1	30.2	30.1	29.5

資料：「人口動態統計」

(5) 低体重児出生率の推移

図表2-8は全出生児に対する2,500g未満の出生児の比率です。全国・岐阜県とも、低体重児出生率は上昇傾向にありましたが、近年になって9.5%前後で推移しています。近年の低体重児の増加は、妊婦のやせ志向や妊娠中の喫煙などがあるとみられています。さらに、医療の発展に伴い（極）低出生体重児が増加してきています。

図表2-8 低体重児（2,500g未満）出生率の推移



	昭55	60	平2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全 国	5.6	5.9	6.5	7.5	8.6	9.5	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.5	9.5	9.4	9.4
岐阜県	5.9	5.6	6.1	7.0	8.6	9.5	9.3	9.1	9.2	9.4	9.3	9.7	9.5	9.4	8.7	9.1	9.1	9.4
安八町	5.8	5.8	5.2	5.9	10.2	15.3	9.8	9.4	6.6	9.0	8.0	9.7	7.1	6.6	13.3	10.3	9.5	9.3

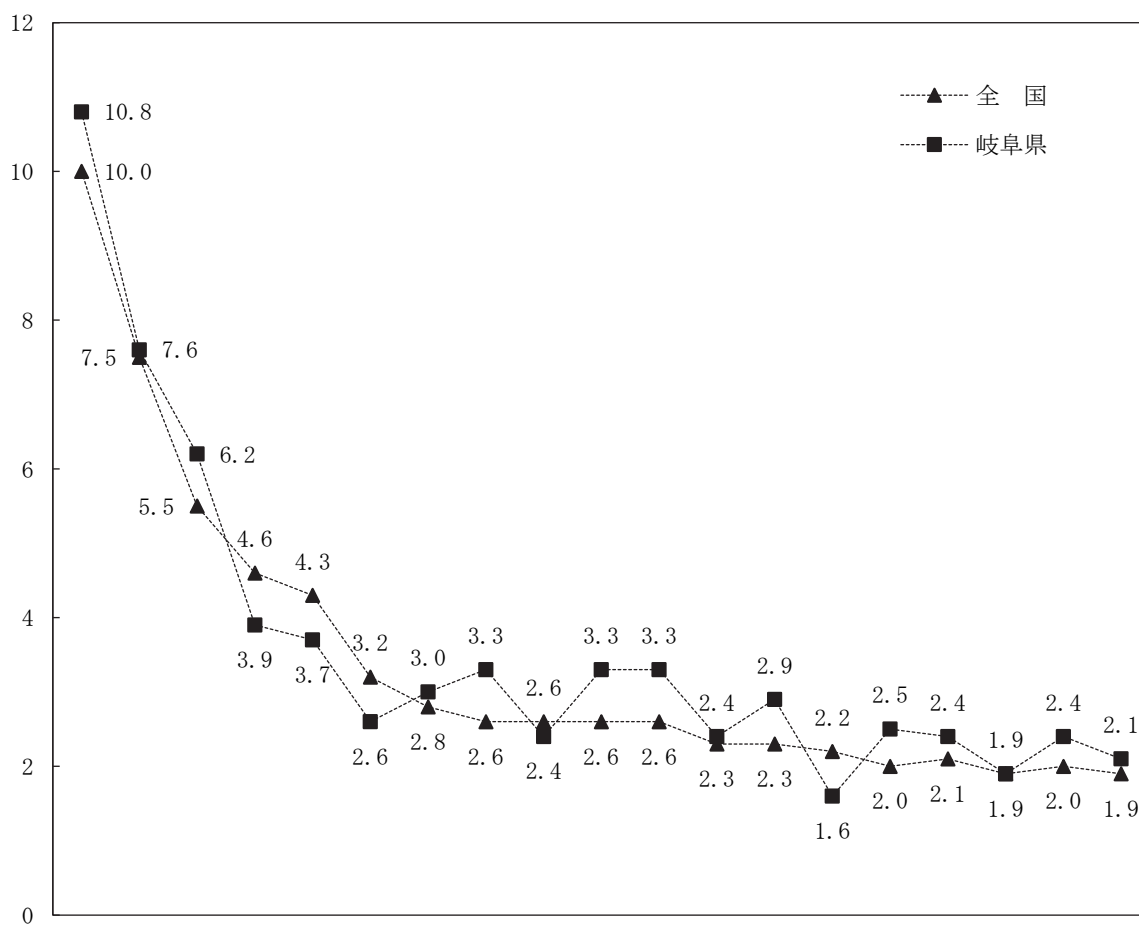
資料：「西濃地域の公衆衛生」

3 乳児死亡と死産

(1) 乳児死亡率の推移

日本は、世界的に乳児死亡率が低い国です。乳児死亡率は、全国・岐阜県とも低下を続け、平成29年は昭和50年の5分の1以下となっています。本町は、平成17年以降、8人の乳児死亡がありました。

図表2-9 乳児死亡率の推移（出産1,000対）



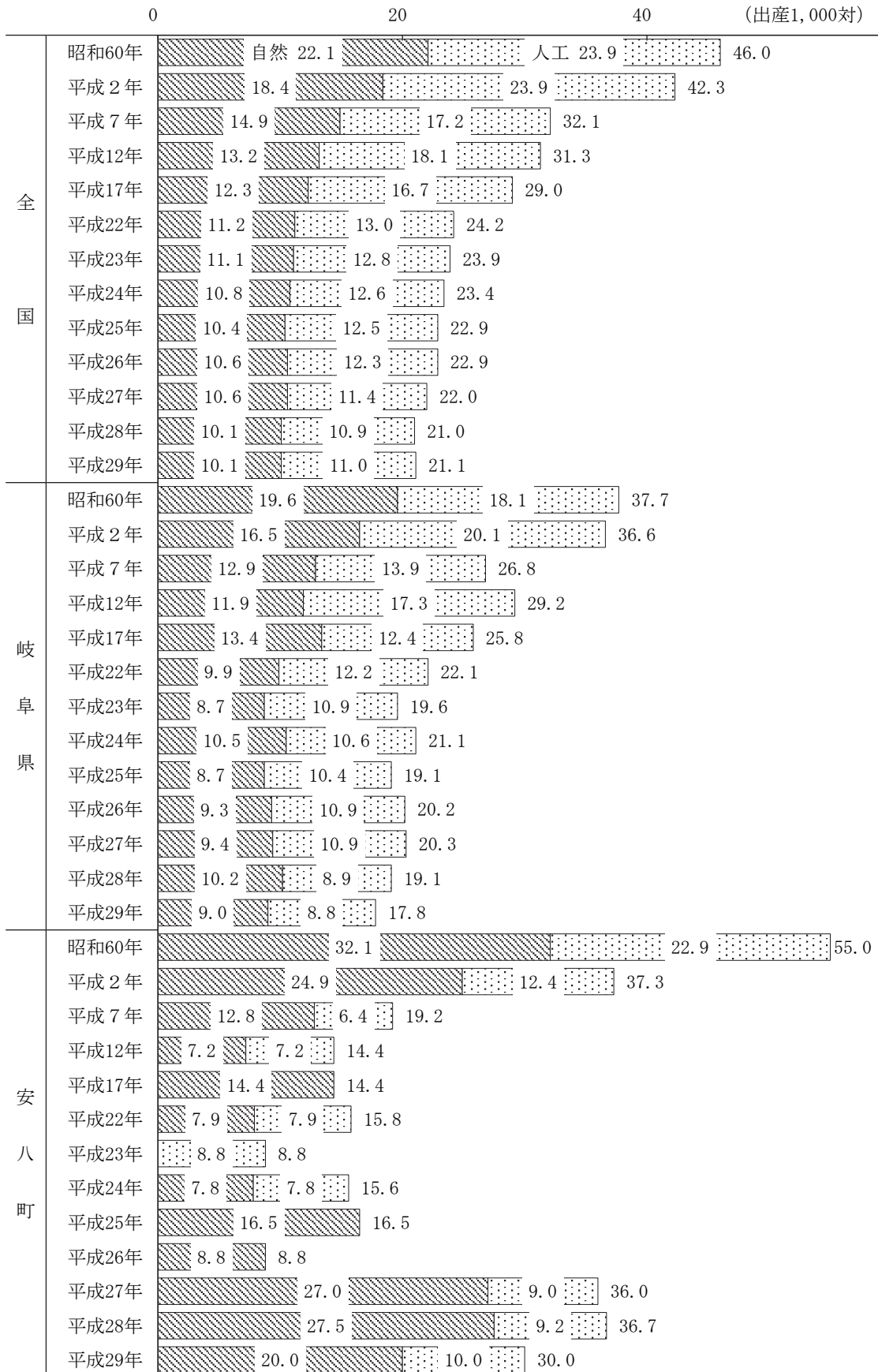
		昭50	55	60	平2	7	12	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
安八町	率	不	10.5	4.9	-	-	-	-	6.5	6.3	6.6	7.5	-	-	-	-	26.5	-	9.5	-
	人	明	2	1	-	-	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	3	-	1	-

資料：「人口動態統計」

(2) 死産率の推移

全国の死産率は、自然死産・人工死産とも低下傾向にあります。岐阜県は、全般的に全国より低い値で推移しています。本町は、人口が少ないため、全国・岐阜県を大幅に上回っている年もあれば、大幅に下回っている年もあります。

図表2-10 死産率の推移



資料：「人口動態統計」

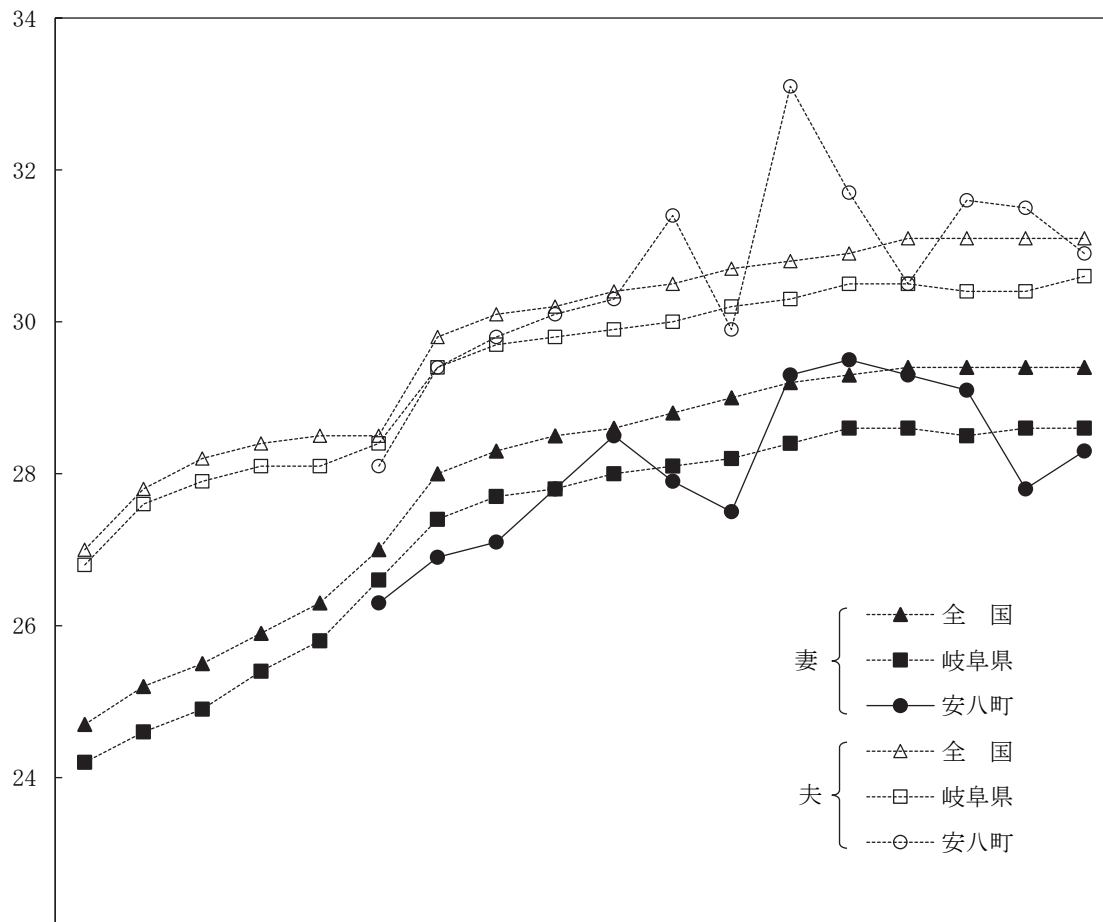
4 結婚・離婚

(1) 平均初婚年齢の推移

平均初婚年齢は、年々上昇しています。昭和50年と平成29年を比較すると、全国は妻が4.7歳、夫が4.1歳、岐阜県は妻が4.4歳、夫が3.8歳上昇しています。晩婚化の進行は、少子化の要因の一つです。

図表2-11 平均初婚年齢の推移

(歳)



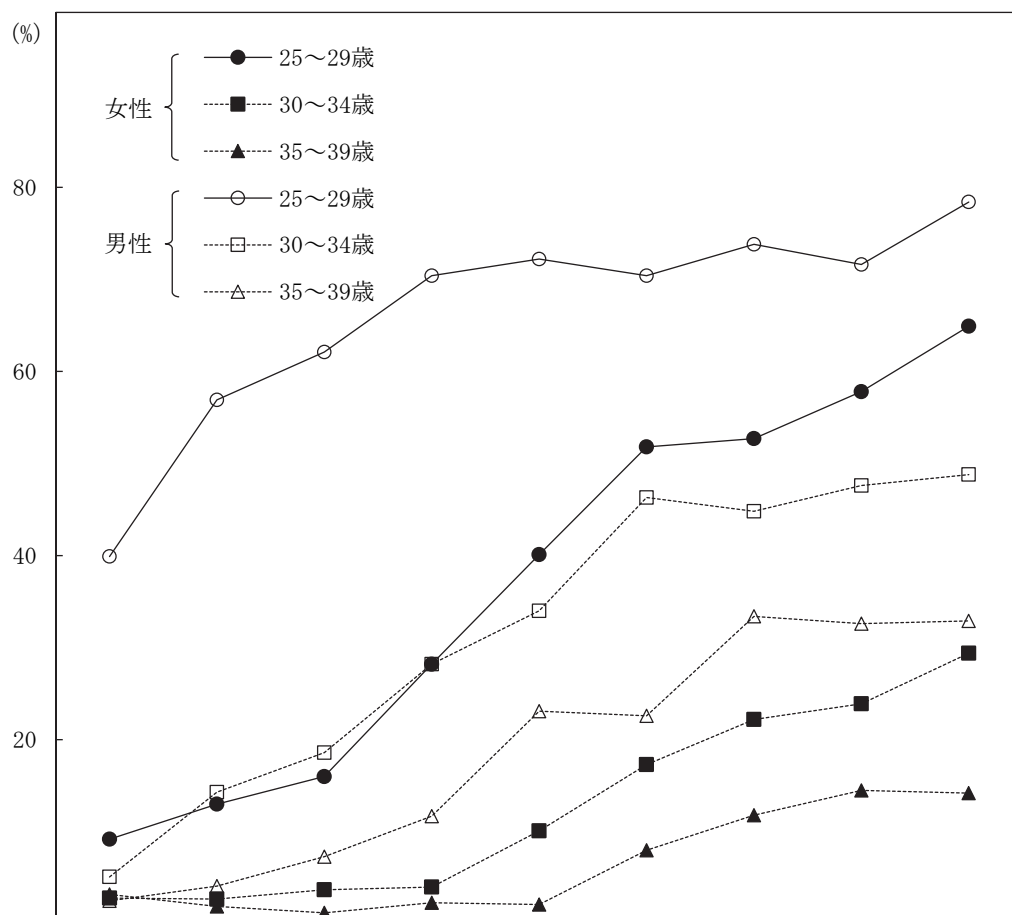
		昭50	55	60	平2	7	12	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
妻	全 国	24.7	25.2	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.3	28.5	28.6	28.8	29.0	29.2	29.3	29.4	29.4	29.4	29.4
	岐阜県	24.2	24.6	24.9	25.4	25.8	26.6	27.4	27.7	27.8	28.0	28.1	28.2	28.4	28.6	28.6	28.5	28.6	28.6
	安八町	不 明					26.3	26.9	27.1	27.8	28.5	27.9	27.5	29.3	29.5	29.3	29.1	27.8	28.3
夫	全 国	27.0	27.8	28.2	28.4	28.5	28.5	29.8	30.1	30.2	30.4	30.5	30.7	30.8	30.9	31.1	31.1	31.1	31.1
	岐阜県	26.8	27.6	27.9	28.1	28.1	28.4	29.4	29.7	29.8	29.9	30.0	30.2	30.3	30.5	30.5	30.4	30.6	30.6
	安八町	不 明					28.1	29.4	29.8	30.1	30.3	31.4	29.9	33.1	31.7	30.5	31.6	31.5	30.9

資料：「人口動態統計」

(2) 未婚率の推移

図表2-12は、本町の未婚率の推移を年齢階級別にみたものです。女性の25～29歳の未婚率は、昭和50年の9.2%が平成27年には64.9%、男性の25～29歳は昭和50年の39.9%が78.4%に上昇するなど、各年齢階級とも未婚率が上昇しています。未婚率の上昇は、少子化の要因です。

図表2-12 未婚率の推移（安八町）



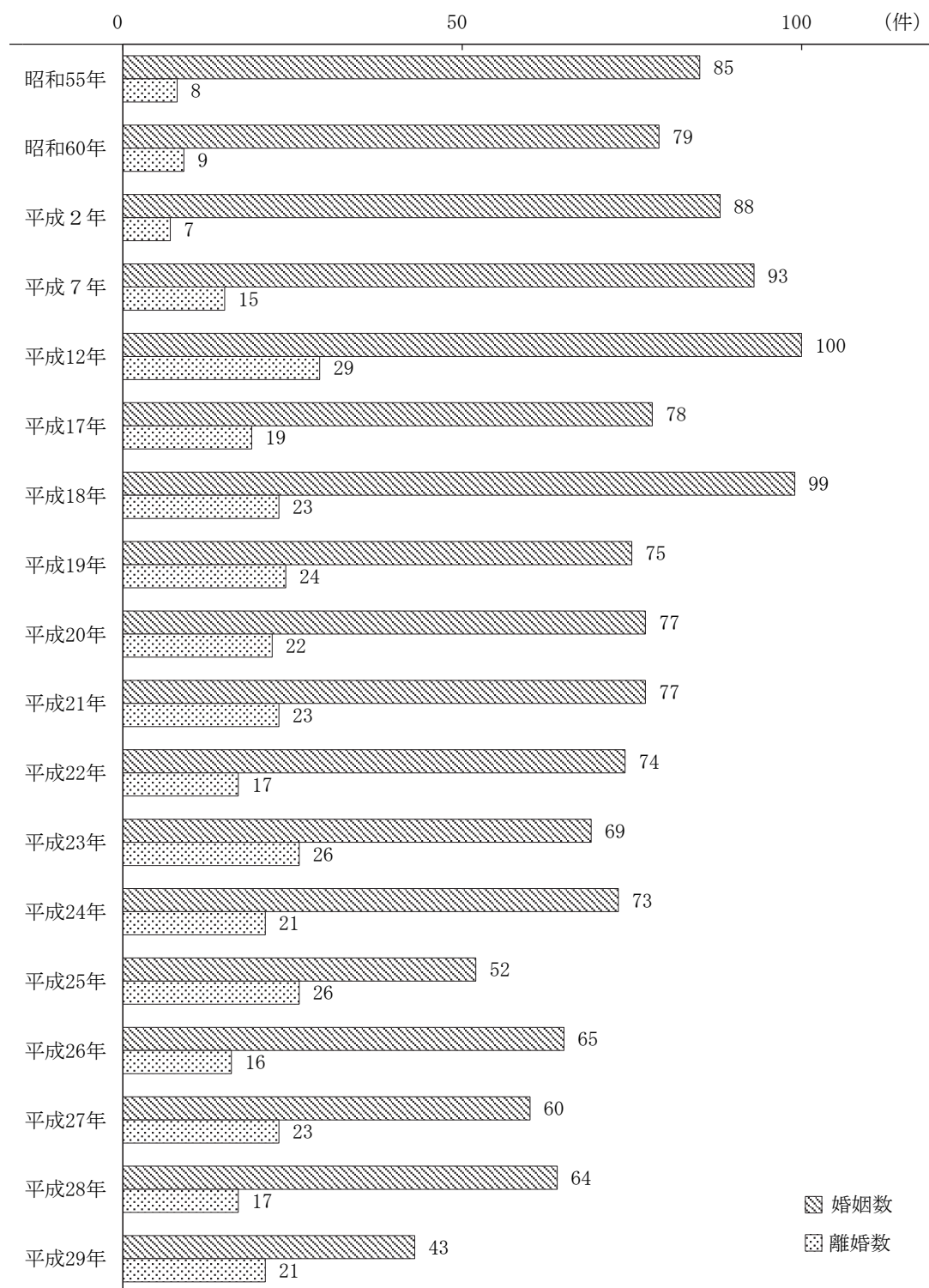
		昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
女性	25～29歳	9.2	13.0	16.0	28.2	40.1	51.8	52.7	57.8	64.9
	30～34歳	2.8	2.7	3.7	4.0	10.1	17.3	22.2	23.9	29.4
	35～39歳	3.2	1.9	1.2	2.3	2.1	8.0	11.8	14.5	14.2
男性	25～29歳	39.9	56.9	62.1	70.4	72.2	70.4	73.8	71.6	78.4
	30～34歳	5.1	14.3	18.6	28.2	34.0	46.3	44.8	47.6	48.8
	35～39歳	2.5	4.1	7.3	11.7	23.1	22.6	33.4	32.6	32.9

資料：「国勢調査」

(3) 婚姻数と離婚数の推移

図表2-13は、本町の婚姻数と離婚数の推移です。平成24年までの年間の婚姻数は69件～100件の間に納まっていましたが、近年になって大幅に減少しています。近年の離婚数は、婚姻数と比較すると高くなっています。

図表2-13 婚姻数と離婚数の推移（安八町）

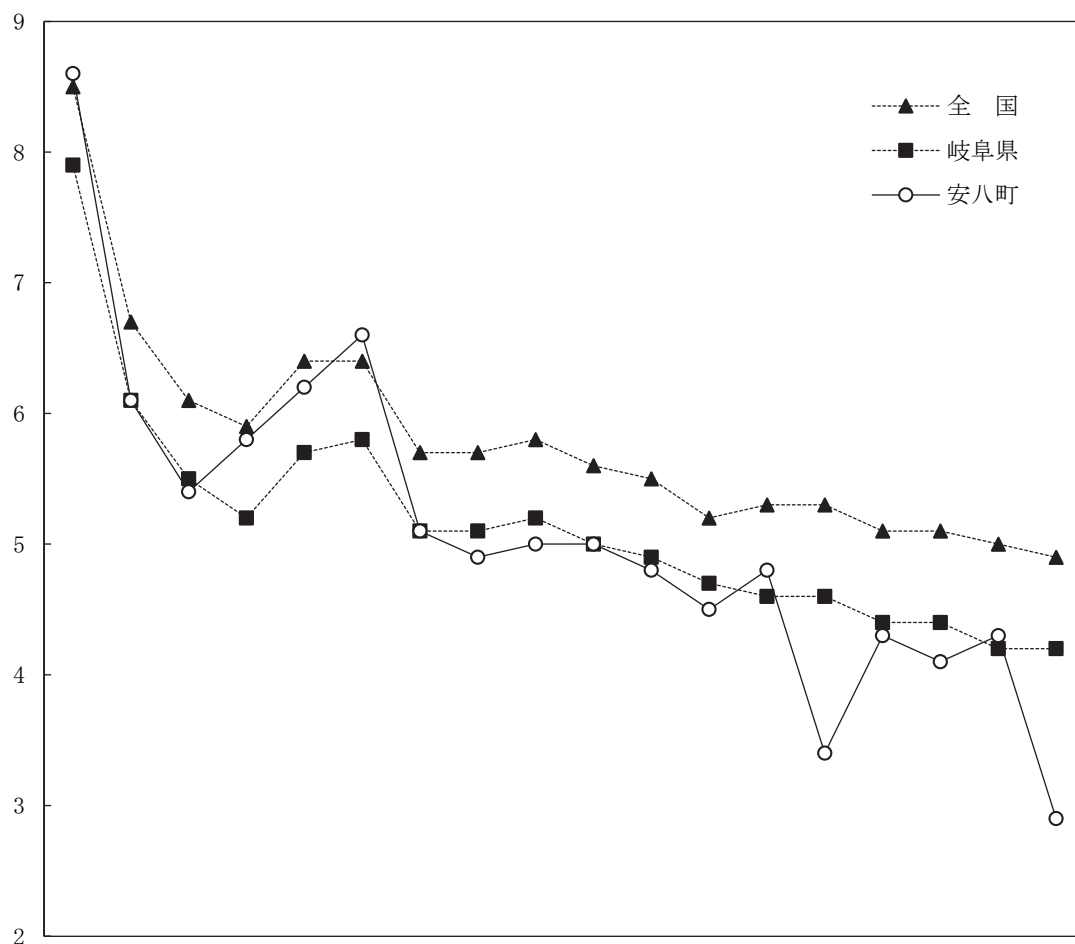


資料：「人口動態統計」

(4) 婚姻率の推移

全国の人口1,000人当たりの婚姻率は低下傾向にあり、平成28年は昭和50年より3.6ポイント低くなっています。本町の近年の婚姻率は、全国・岐阜県よりやや低く推移しています。

図表2-14 婚姻率の推移（人口1,000対）



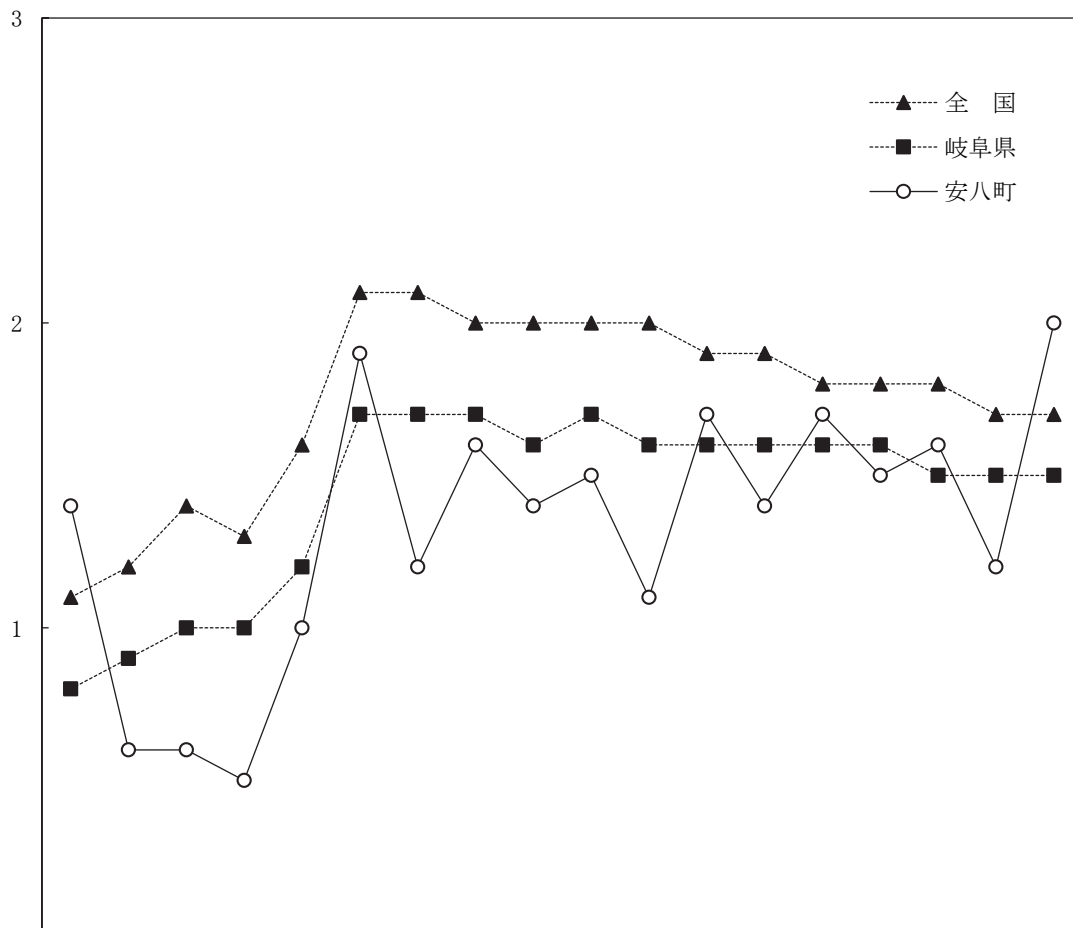
	昭50	55	60	平2	7	12	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全 国	8.5	6.7	6.1	5.9	6.4	6.4	5.7	5.7	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
岐阜県	7.9	6.1	5.5	5.2	5.7	5.8	5.1	5.1	5.2	5.0	4.9	4.7	4.6	4.6	4.4	4.4	4.2	4.2
安八町	8.6	6.1	5.4	5.8	6.2	6.6	5.1	4.9	5.0	5.0	4.8	4.5	4.8	3.4	4.3	4.1	4.3	2.9

資料：「人口動態統計」

(5) 離婚率の推移

近年の離婚率は、全国・岐阜県・安八町とも、やや低下傾向にあります。これは高齢化や未婚率の上昇などが要因と考えられます。

図表2-15 離婚率の推移（人口1,000対）



	昭50	55	60	平2	7	12	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
全 国	1.1	1.2	1.4	1.3	1.6	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
岐 阜 県	0.8	0.9	1.0	1.0	1.2	1.7	1.7	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5
安 八 町	1.4	0.6	0.6	0.5	1.0	1.9	1.2	1.6	1.4	1.5	1.1	1.7	1.4	1.7	1.5	1.6	1.2	2.0

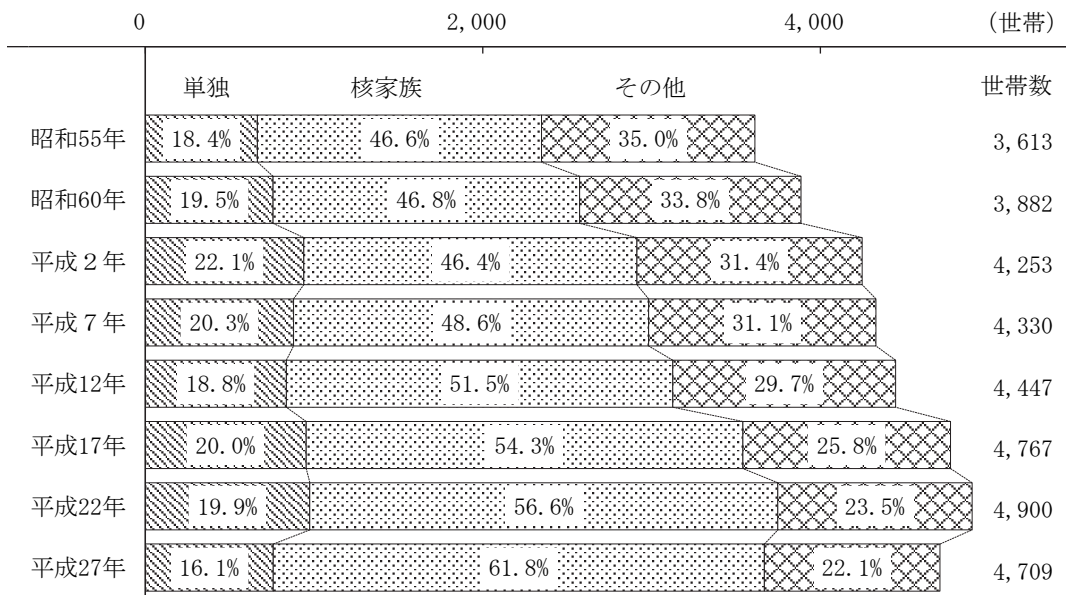
資料：「人口動態統計」

5 世帯

(1) 家族類型別世帯比率の推移

図表2-16は、単独世帯（ひとり暮らし世帯）、核家族世帯（夫婦のみの世帯・親子の世帯）およびその他の世帯（三世帯・四世代世帯等）の比率の推移をみたものです。核家族世帯が上昇し、その他の世帯が低下する傾向がみられ、世帯数は増加傾向にあります。

図表2-16 家族類型別世帯比率の推移（安八町）

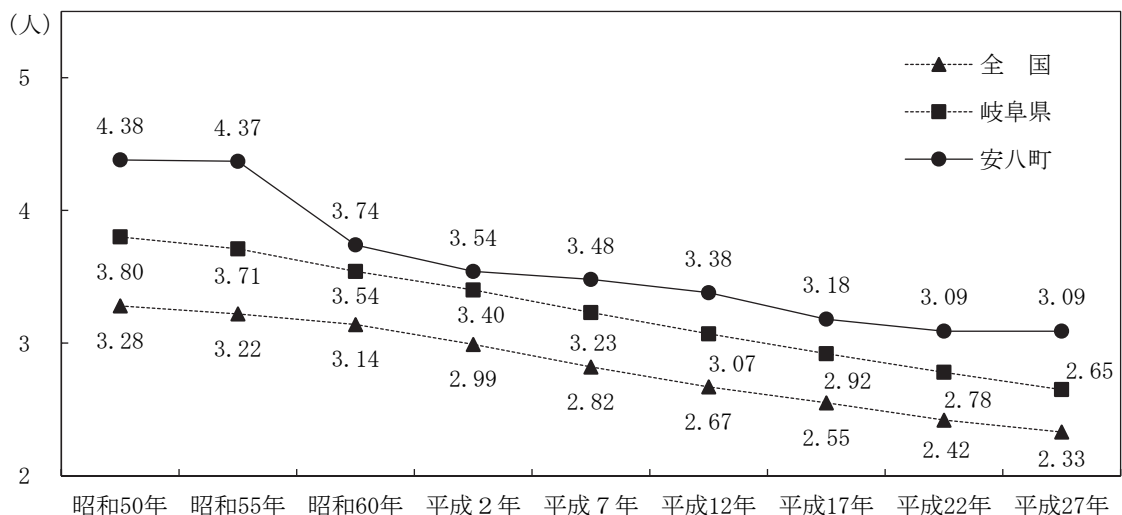


資料「国勢調査」

(2) 平均世帯人員の推移

全国・岐阜県・安八町とも平均世帯人員は減少を続けています。

図表2-17 平均世帯人員の推移



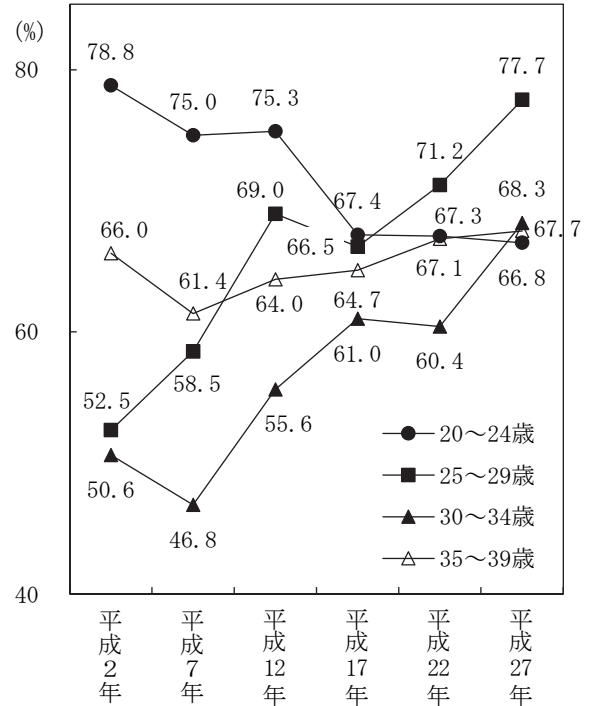
資料：「国勢調査」

6 就 業

(1) 女性の就業率の推移

図表2-18は、年齢階級別にみた女性の就業率の推移です。20～24歳の就業率が低下し、それ以外の年齢階層の就業率が上昇傾向を示しています。その結果、平成17年以降の20～39歳の女性の就業率は、各年齢階級とも60%以上になっています。20～24歳の女性の就業率の低下は高学歴化、25～29歳および30～34歳の上昇傾向は晩婚化あるいは晩産化と女性の就労に対する企業や夫の理解が進んできている影響と考えられます。

図表2-18 女性の就業率の推移（安八町）

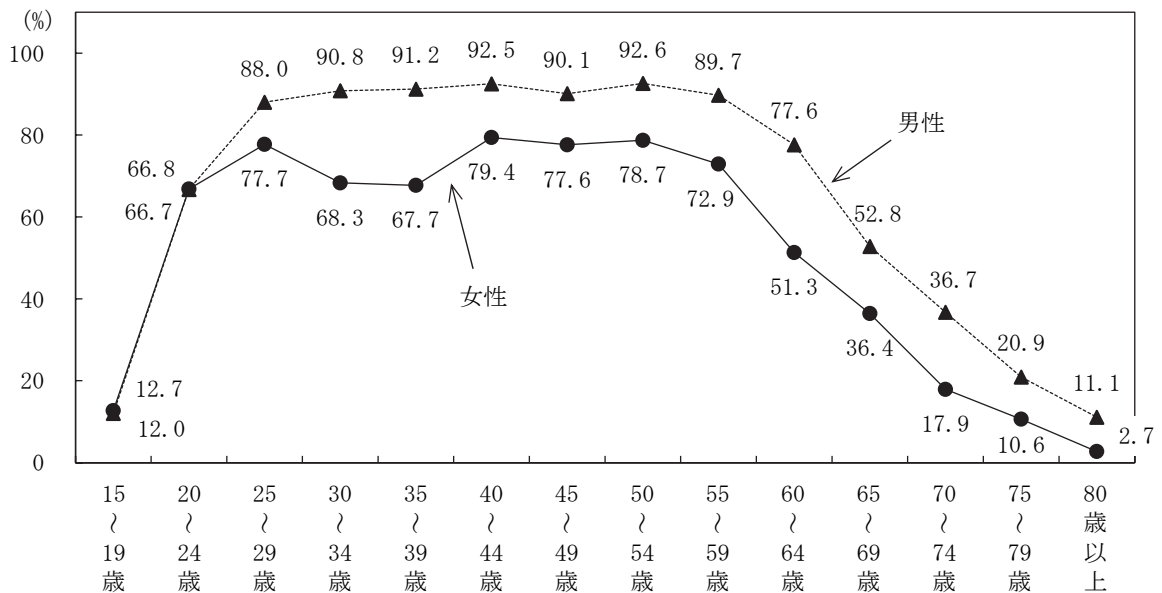


資料：「国勢調査」

(2) 年齢階級別就業率

女性の就業率は、出産年齢にあたる30～39歳が大きく低下しています。

図表2-19 年齢階級別就業率（安八町）



資料：「国勢調査」平成27年

7 保育所・認定こども園・小学校・中学校児童・生徒数

(1) 保育所・認定こども園児童数の推移

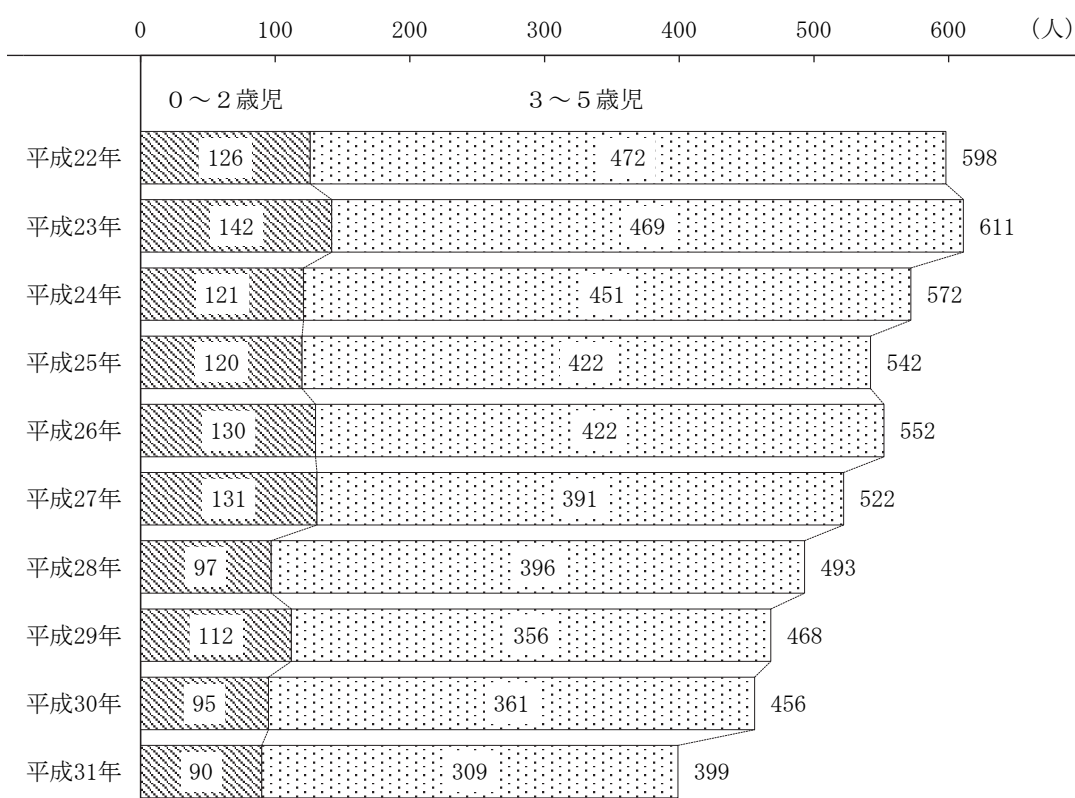
平成31年の保育所（認定こども園）児童数の399人は、平成23年の611人の3分の2以下となっています。

図表2-20 保育所・認定こども園児童数の推移（各年4月1日現在）

単位：人

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成22年	5	54	67	151	166	155	598
平成23年	7	43	92	152	151	166	611
平成24年	8	39	74	152	149	150	572
平成25年	1	43	76	126	151	145	542
平成26年	9	50	71	138	129	155	552
平成27年	5	43	83	125	137	129	522
平成28年	2	46	49	130	128	138	493
平成29年	6	34	72	94	137	125	468
平成30年	7	35	53	126	98	137	456
平成31年	3	35	52	83	129	97	399

図表2-21 保育所・認定こども園児童数の推移（各年4月1日現在）



(2) こども園の状況

本町の6か所の町立保育園は、平成31年4月から認定こども園（保育所型）に変更しました。定員の合計は570人です。受け入れ年齢は、6か月からが3園、1歳からが3園であり、6か月から受け入れている3園は、延長保育と一時保育を実施しています。6か所の認定こども園の定員の合計は570人、入所児数の合計は定員の合計の70%の399人です。

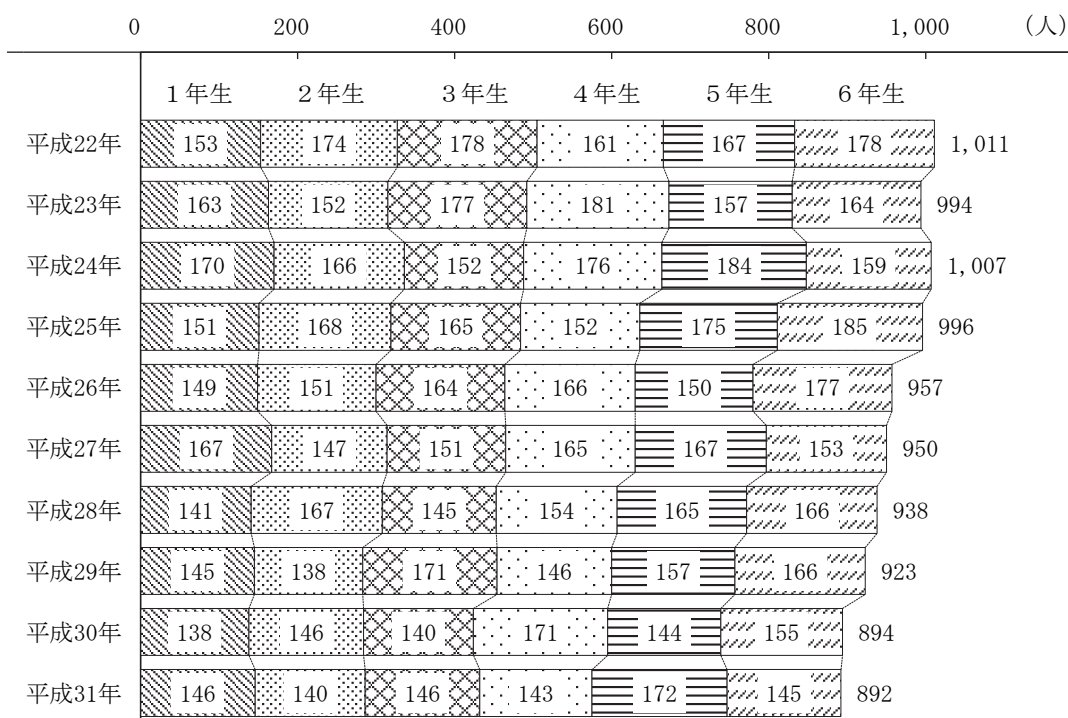
図表2-22 認定こども園の状況（平成31年4月1日現在）

園名	定員	園児数			受け入れ年齢	延長保育	一時保育	育障がい児保
		3歳未満	3歳以上					
			1号	2号				
結	167人	16人	-	79人	6か月	○	○	○
ふたば	91人	19人	1人	55人	6か月	○	○	○
森部	40人	4人	-	16人	1歳			○
中央	192人	39人	-	124人	6か月	○	○	○
牧	40人	6人	1人	13人	1歳			○
南條	40人	6人	1人	19人	1歳			○
合計	570人	90人	3人	306人	-	3か所	3か所	6か所

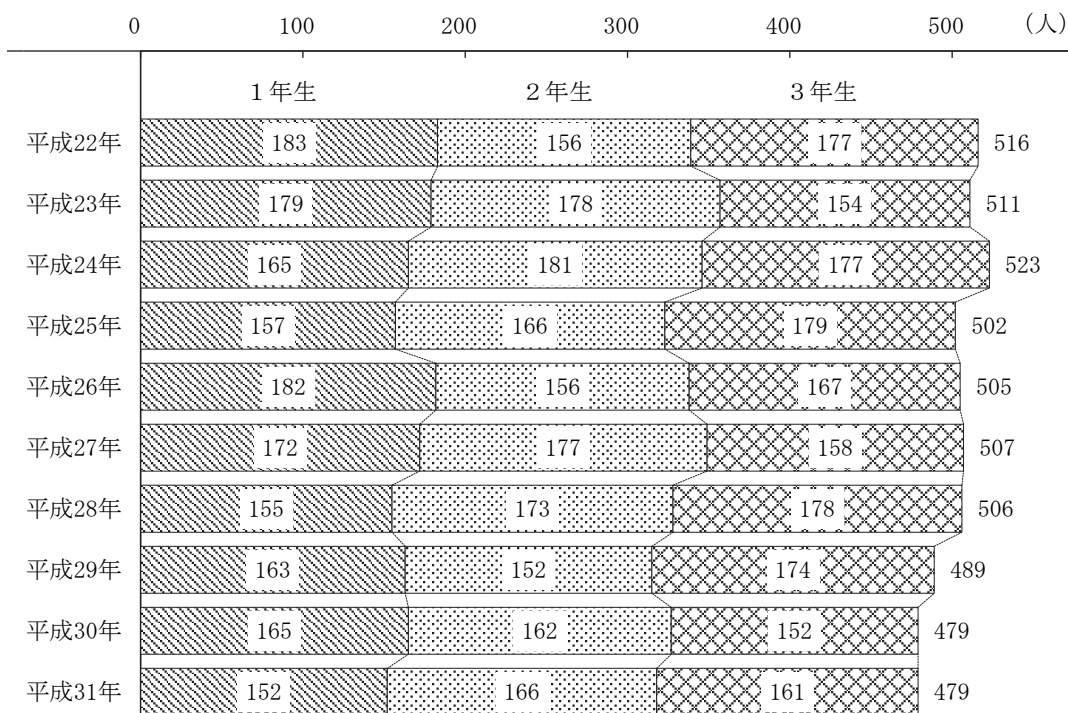
(3) 小学校・中学校児童・生徒数

本町には、小学校が結小学校、名森小学校および牧小学校の3校あり、中学校が登龍中学校および東安中学校の2校あります。図表2-23および図表2-24は、小学校児童数および中学校生徒数の推移ですが、近年になってやや減少傾向を示しています。

図表2-23 小学校児童数の推移（各年5月1日現在）



図表2-24 中学校生徒数の推移（各年5月1日現在）



第2 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、「第4期あんばちっ子すくすくプラン」を策定するための基礎資料を得ることを目的とし、小学校6年生以下の児童を持つ保護者を対象として実施しました。

就学前児童の保護者に対しては、保育サービス等の利用状況や利用意向、子育てについての不安や悩み、仕事と子育てなどについて、また、小学生の保護者に対しては、放課後児童クラブの利用状況や利用意向、病気・病後の対応などについてお聞きしました。

(2) 調査方法、回収結果等

就学前児童保護者調査	調査対象者	就学前児童の保護者。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人とした。			
	調査方法	郵送配布・郵送回収（一部は保育所にて回収）			
	調査期間	平成30年12月28日～平成31年1月18日			
	回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
	569	348	348	61.2%	
小学生保護者調査	調査対象者	小学生の保護者全数。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人とした。			
	調査方法	小学校にて配布・回収			
	調査期間	平成30年12月26日～平成31年1月18日			
	回収結果	配布数	回収数	有効回答数	有効回答率
	679	587	582	85.7%	

(3) 集計・分析にあたって

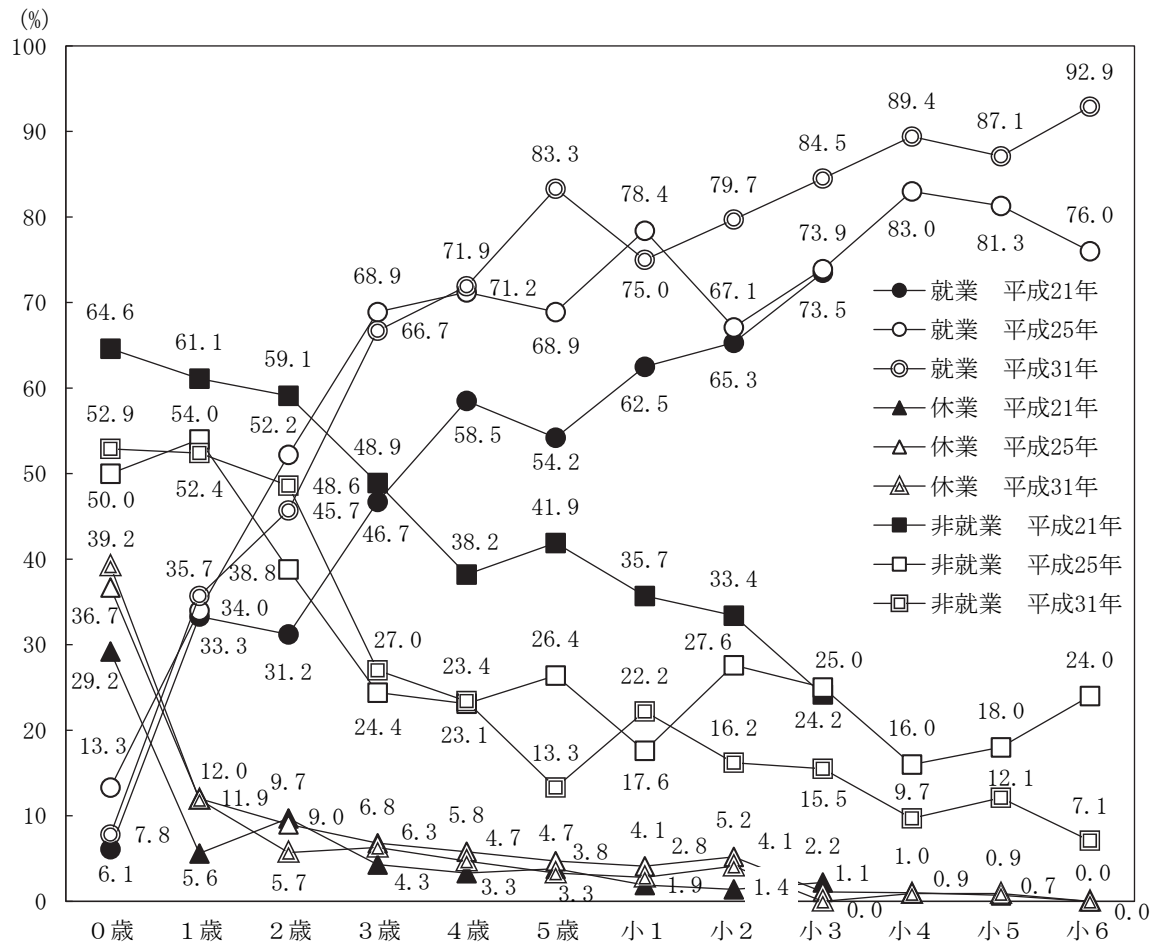
- 平成21年5月に実施した「安八町次世代育成支援に関するニーズ調査」および平成25年11月に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」と比較分析した項目があります。この場合、「平成21年」および「平成25年」とあるのは上記2調査を指し、「平成31年」とあるのは今回の調査を指します。
- 平成21年の小学生調査の対象は、1年から3年まででした。
- 本項は無回答を除いて計算しました。

2 就労状況と就労意向等

(1) 母親の就労状況

図表2-25は、1歳刻みの年齢別の子どもを持つ母親の就労状況を過去の調査と比較したものです。平成31年の小学2年生以上は、「就業」が最も高く、「非就業」が最も低くなっています。また、0歳の「休業」は、平成31年が最も高くなっており、育児・介護休業法が事業主や労働者に浸透してきた効果と考えられます。

図表2-25 母親の就労状況

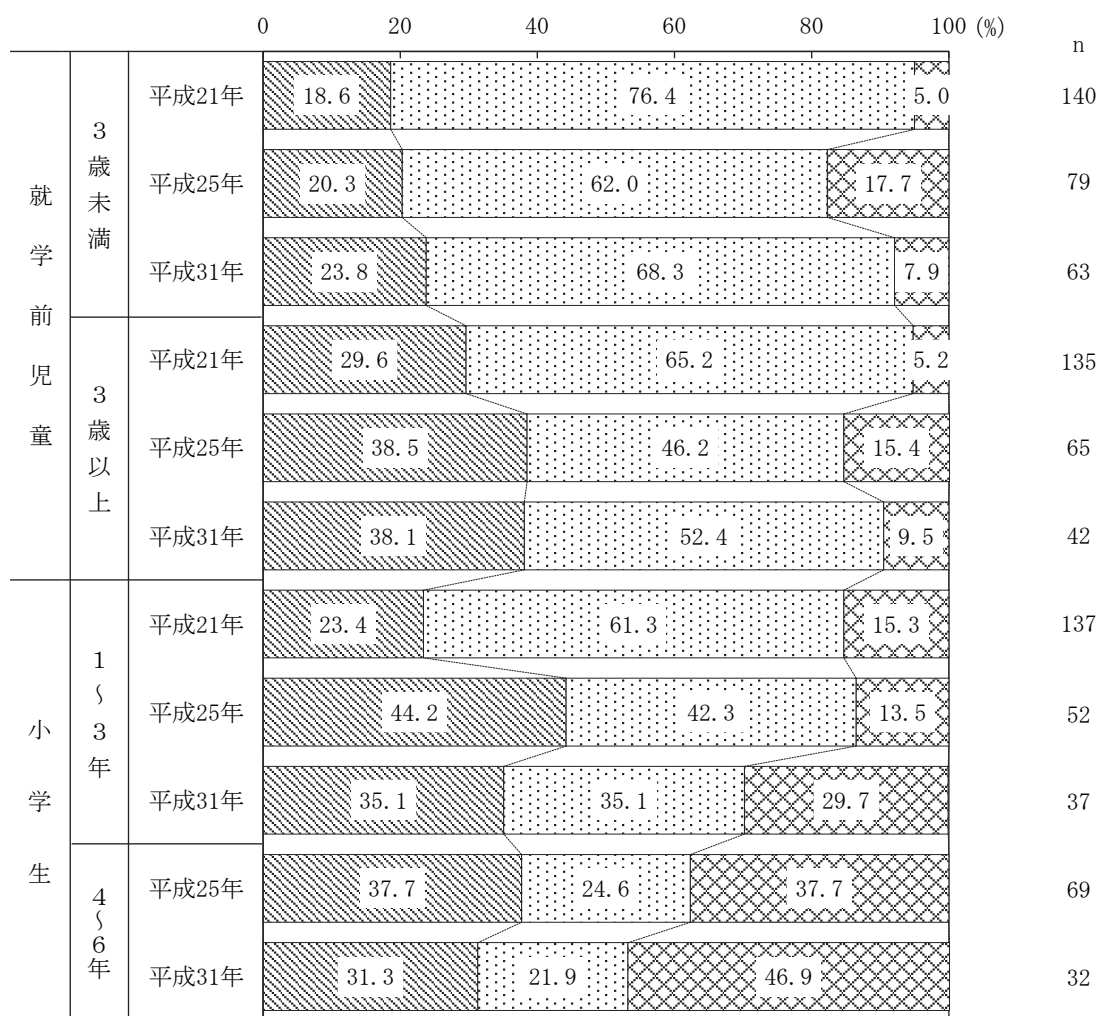


(注)「就業」は「フルタイム」と「パート・アルバイト等」の合計、「非就業」は「以前は就労していたが、現在は就労していない」と「これまで就労したことがない」の合計、「休業」は「産休・育休・介護休業中」をいう。

(2) 働いていない母親の就労意向

働いていない母親の就労意向をみると、就学前児童の「すぐにでも（1年以内に）就労したい」は上昇していますが、小学生の「就労希望はない」も上昇しています。これは、図表2-25でみたように、母親の就業率が上昇していることも要因の一つと考えられます。

図表2-26 働いていない母親の就労意向

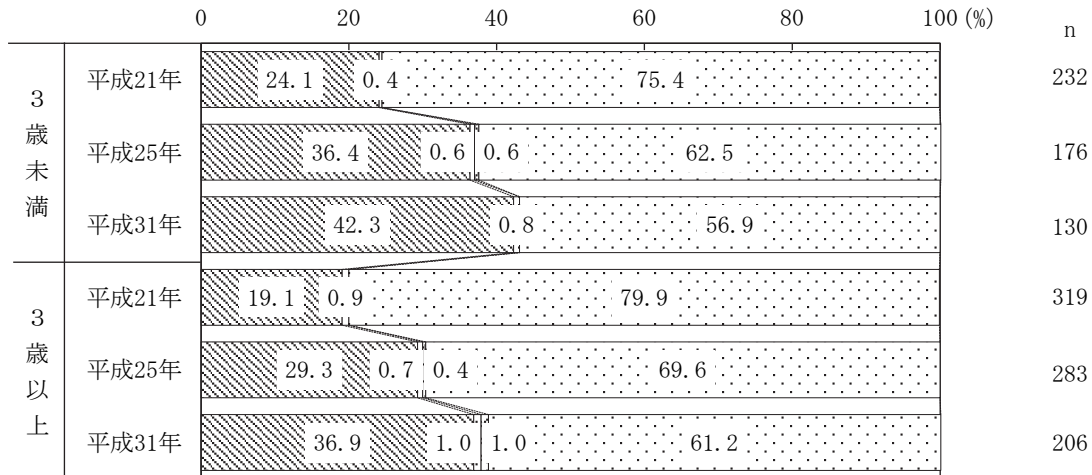


すぐにでも（1年以内に）就労したい
 子どもがある程度大きくなったら就労したい
 就労希望はない

(3) 育児休業の取得状況（就学前児童）

育児休業の取得率は、近年になるほど高くなっています。3歳以上より3歳未満が高くなっていることを考え合わせると、育児休業を取得する人は今後も増加すると予測されます。

図表2-27 育児休業の取得状況（就学前児童）

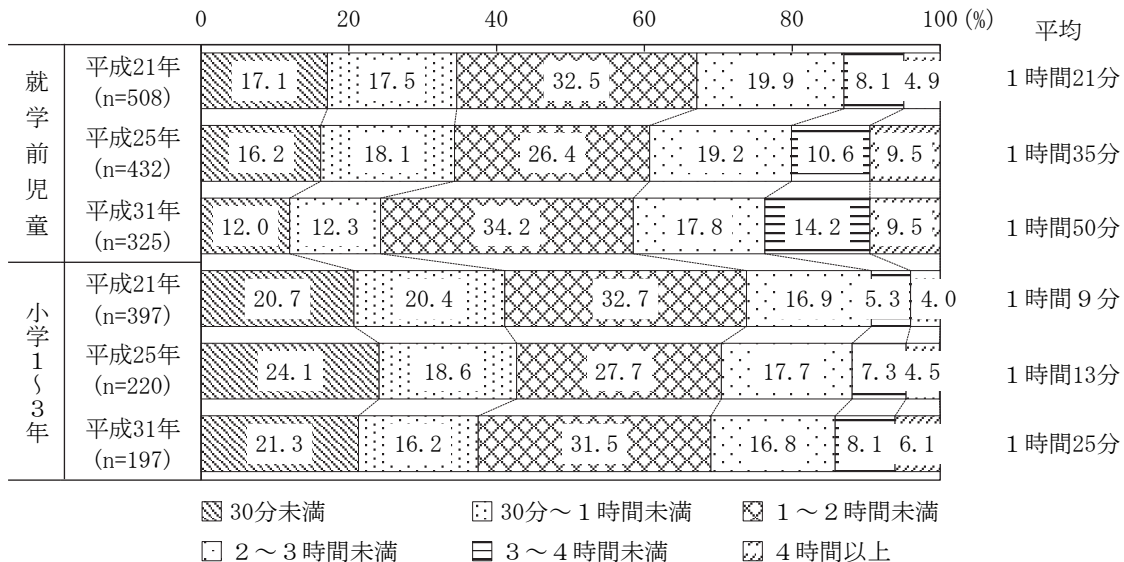


■ 母親が取得した □ 父親が取得した ▨ 母親と父親の両方が取得した □ 取得しなかった

(4) 父親・男性の1日の子育てや家事時間

平成31年の就学前児童は、平成21年・平成25年より「30分未満」「30分～1時間未満」が低下し、「1～2時間未満」「3～4時間未満」が上昇しています。小学1～3年は、平成21年より「30分未満」「3～4時間未満」「4時間以上」が高くなっています。この結果から、父親・男性の子育てや家事については、イクメンと非イクメンの分散化が進んでいるといえます。1日の平均時間をみると、平成31年は平成21年より、就学前児童が29分、小学1～3年生が16分増加しています。

図表2-28 父親・男性の1日の子育てや家事時間



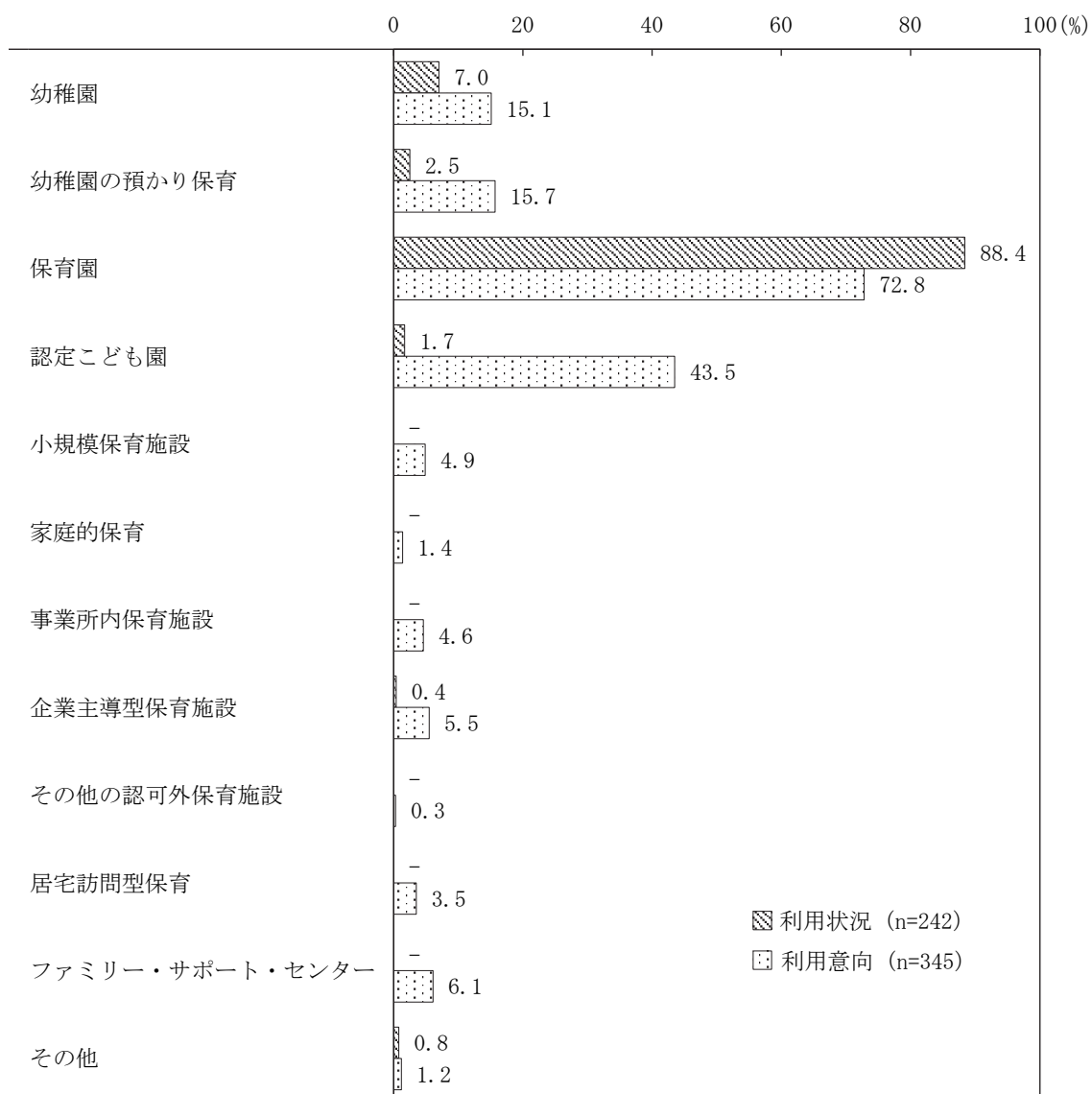
■ 30分未満 □ 30分～1時間未満 ▨ 1～2時間未満
 □ 2～3時間未満 □ 3～4時間未満 ▨ 4時間以上

3 教育・保育事業

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童）

図表2-29の平日の定期的な教育・保育事業は、保育園以外の事業において利用状況より利用意向が上回っています。「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の利用意向が利用状況よりかなり高いことに留意しなければなりません。この3事業と保育園の利用意向を合計すると、147.1%になり、両方に○をつけた人がかなりいます。なお、「ファミリー・サポート・センター」は本町に設置していますが、利用している調査対象者はいませんでした。

図表2-29 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向（就学前児童・複数回答）

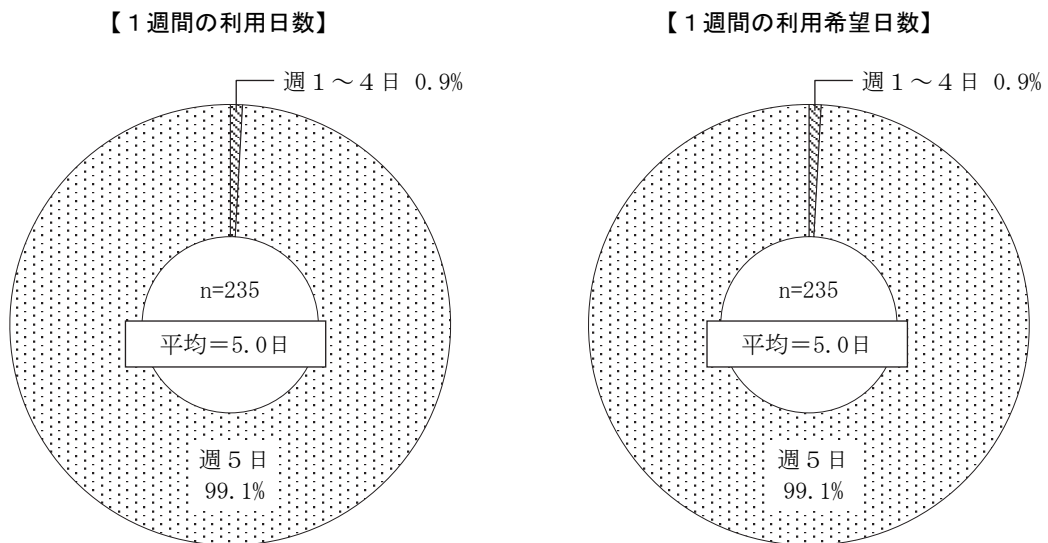


(2) 平日の教育・保育事業の利用日数・利用時間（就学前児童）

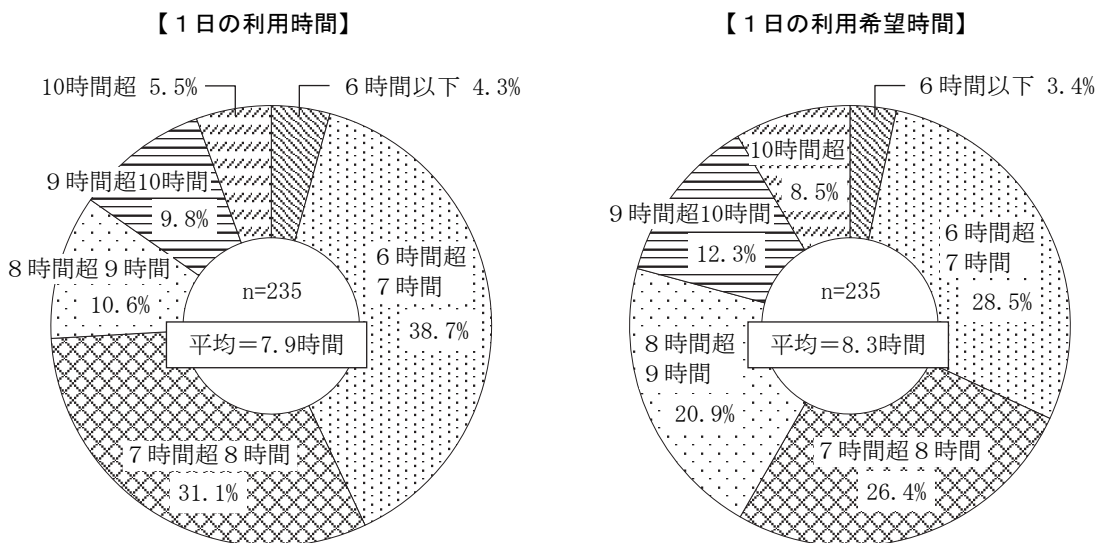
図表2-30の平日の教育・保育事業の利用日数と利用希望日数は、全く同率であり、ほとんどの人が平日5日のすべてを利用しており、また利用したいと答えています。

図表2-31の平日の教育・保育事業の1日の利用希望時間は、利用時間を大きく上回っています。「8時間超9時間」「9時間超10時間」「10時間超」の合計は、利用時間が25.9%なのに対し、利用希望時間が41.7%となっており、長時間保育に対するニーズが高いといえます。

図表2-30 平日の教育・保育事業の利用日数と利用希望日数（就学前児童）



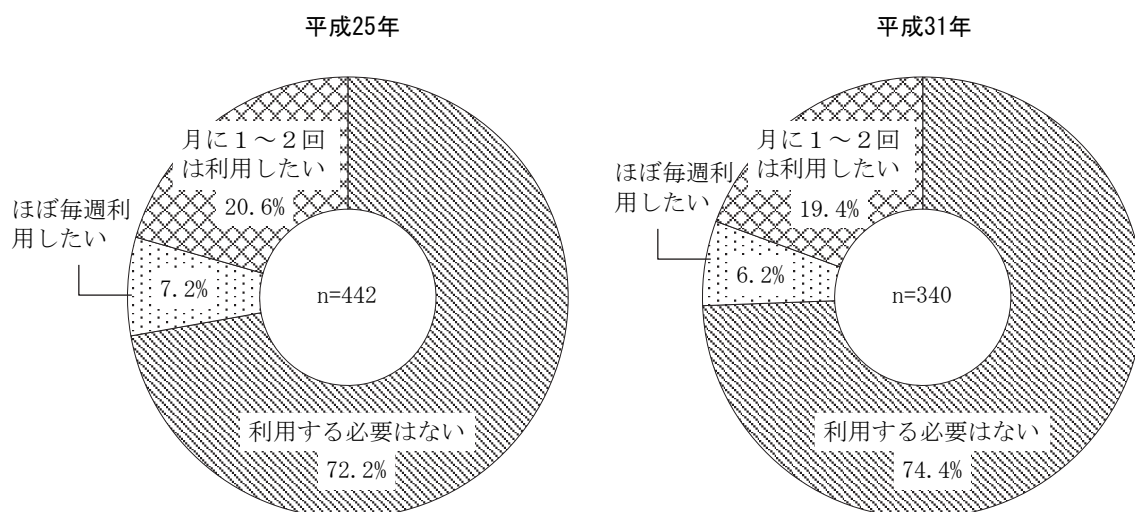
図表2-31 平日の教育・保育事業の利用時間と利用希望時間（就学前児童）



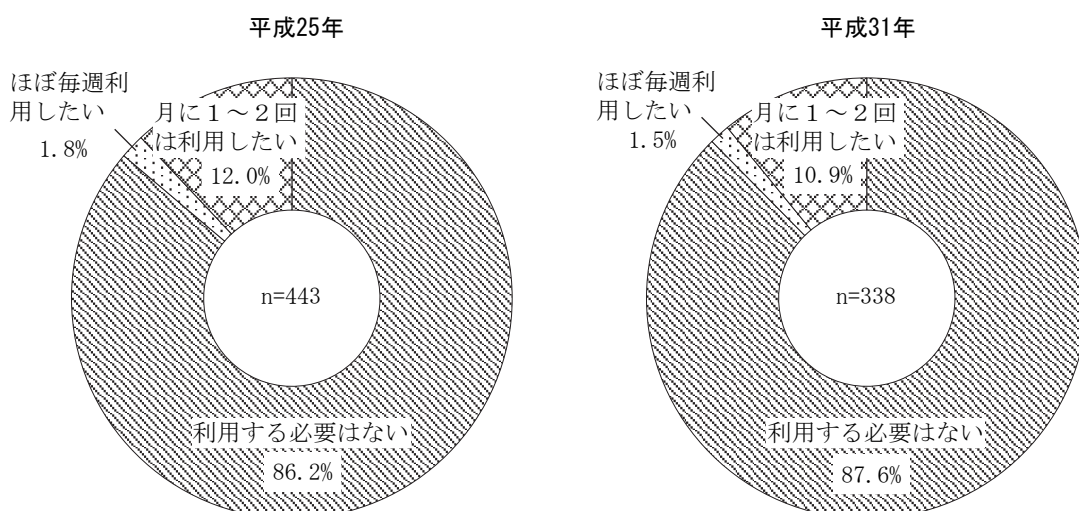
(3) 土・日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）

平成31年の土曜日の定期的な教育・保育事業は「ほぼ毎週利用したい」が6.2%、「月に1～2回は利用したい」が19.4%あり、日曜日・祝日は「ほぼ毎週利用したい」が1.5%、「月に1～2回は利用したい」が10.9%です。平成25年と比較すると、土曜日、日曜日・祝日とも、「利用する必要はない」が少し上昇しています。土曜日保育は中央保育園のみで行っていますが、日曜日・祝日の保育は行っていません。

図表2-32 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



図表2-33 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



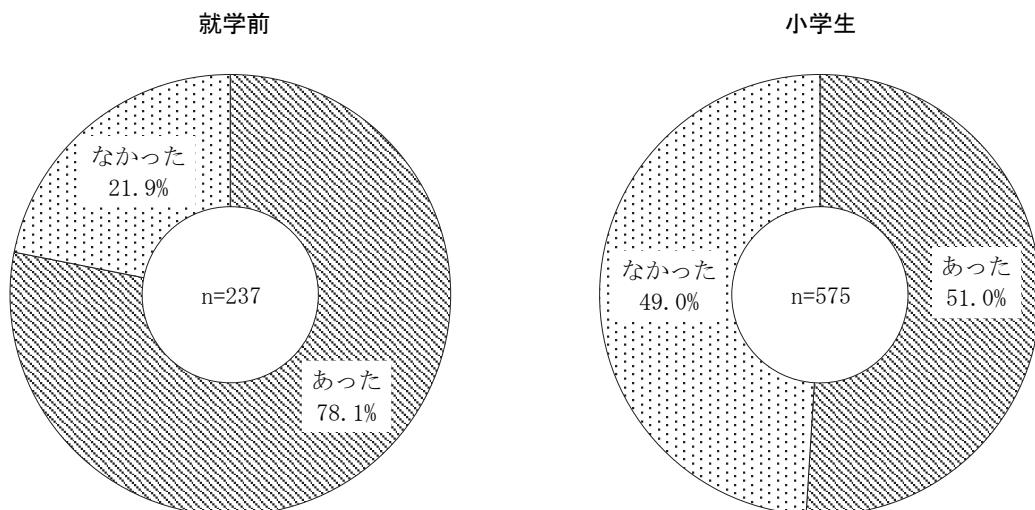
(4) 子どもが病気の時の対応

子どもが病気の時に保育園や幼稚園等を休んだことが「あった」と答えているのは78.1%、小学校を休んだことが「あった」と答えているのは51.0%です（図表2-34）。

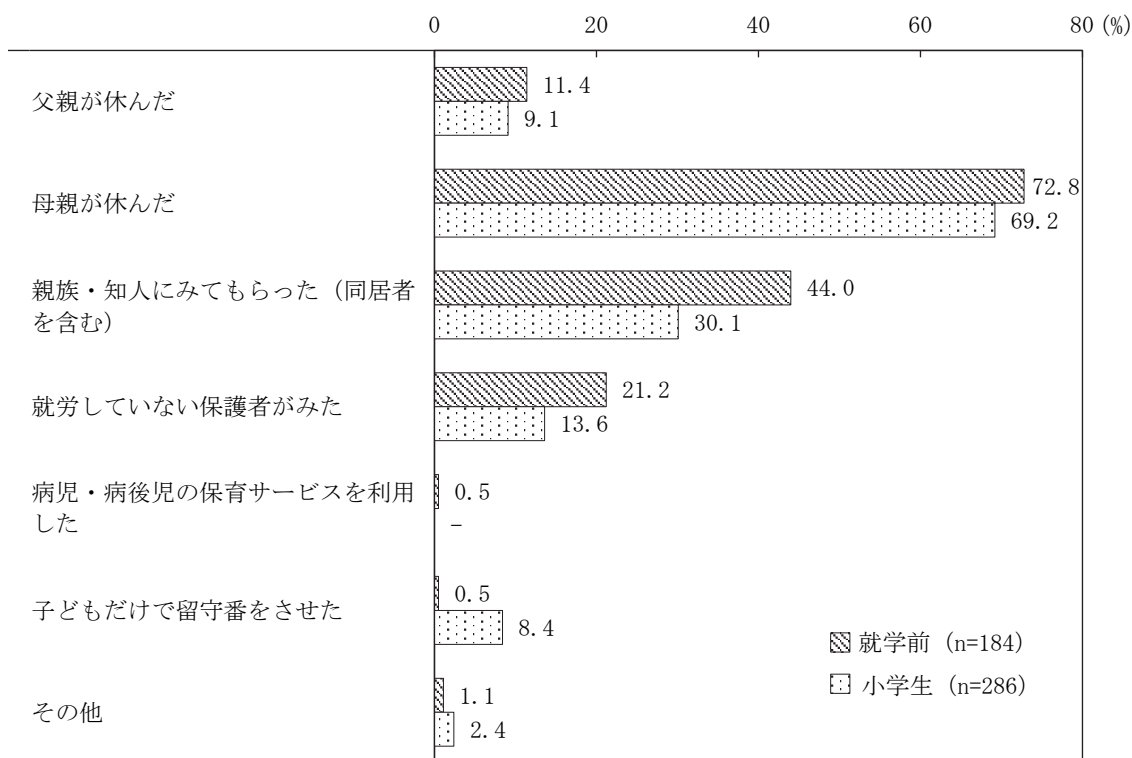
保育園・幼稚園や小学校を休まなければならなかった時の対処方法としては、「母親が休んだ」「親族・知人にみてもらった（同居者を含む）」「就労していない保護者がみた」が高い率を示しています（図表2-35）。

就学前児童の「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人の35.4%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」としており、小学生の「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人の23.8%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」としています（図表2-36）。

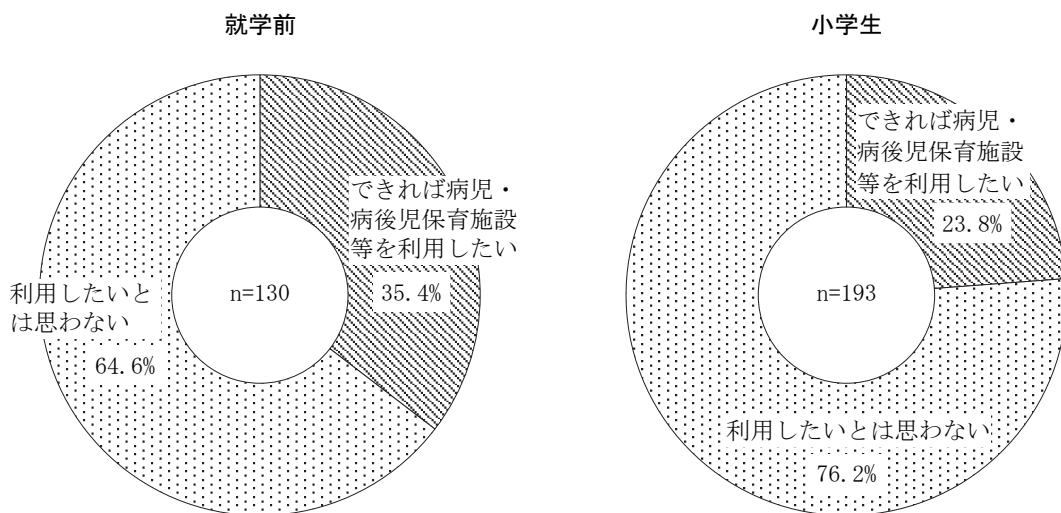
図表2-34 子どもが病気等で保育園、学校等が利用できなかったことの有無



図表2-35 子どもが病気等で保育園・幼稚園や小学校を利用できなかった時の対処方法（複数回答）



図表2-36 病児・病後児保育施設等を利用したいと思ったか



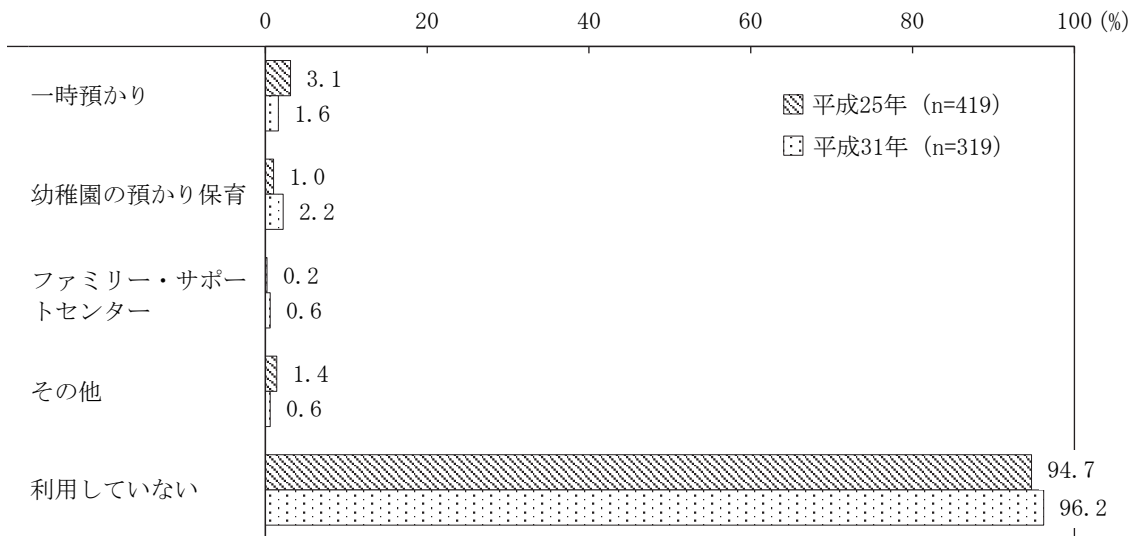
(注) 回答者は、図表2-35で「父親が休んだ」「母親が休んだ」と答えた人である。

(5) 不定期の教育・保育事業（就学前児童）

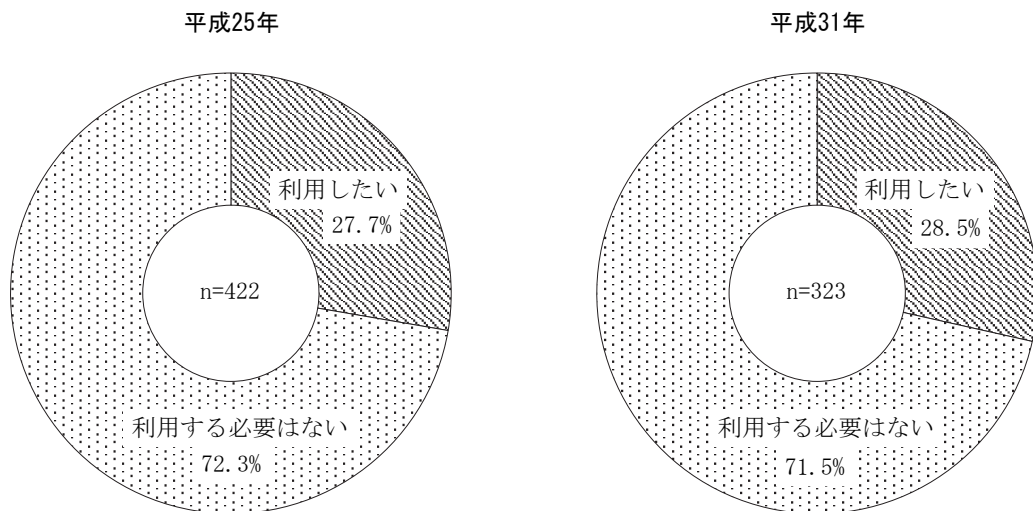
日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用している事業は、平成25年、平成31年ともあまり高くはありません（図表2-37）。

しかし、上記の不定期の教育・保育事業を「利用したい」と答えている人は、平成25年が27.7%、平成31年が28.5%もあります（図表2-38）。

図表2-37 不定期の教育・保育事業の利用状況（就学前児童・複数回答）



図表2-38 不定期の教育・保育事業の利用意向（就学前児童）



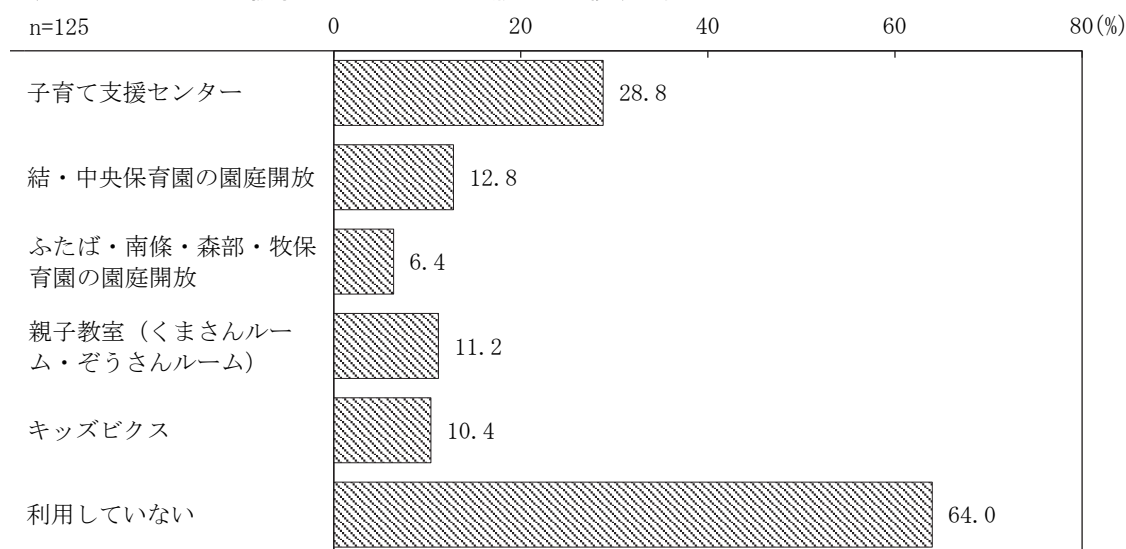
4 子育て支援事業（就学前児童）

(1) 子育て支援事業の利用状況と利用意向（3歳未満）

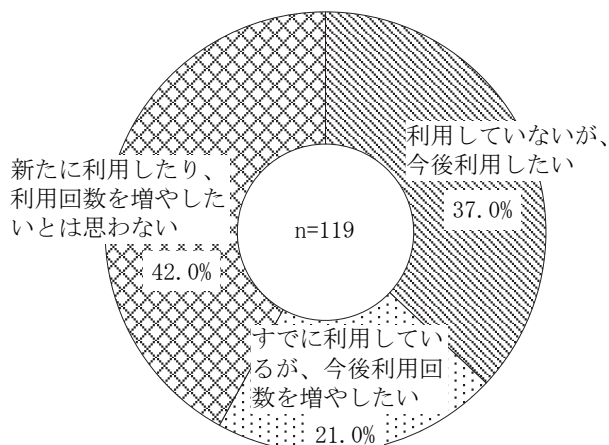
主に未就園児を対象とする子育て支援センター、園庭開放、親子教室およびキッズピクスの利用状況をたずねた結果が図表2-39です。「利用している」は、子育て支援センターが28.8%、結保育園・中央保育園の園庭開放が12.8%、ふたば保育園・南條保育園・森部保育園・牧保育園の園庭開放が6.4%、親子教室（くまさんルーム・ぞうさんルーム）が11.2%、キッズピクスが10.4%となっていますが、「利用していない」が64.0%あります。

図表2-40で子育て支援センター・園庭開放の利用意向をみると、「利用していないが、今後利用したい」が37.0%、「すでに利用しているが、今後利用回数を増やしたい」が21.0%となっています。

図表2-39 子育て支援事業の利用状況（3歳未満・複数回答）



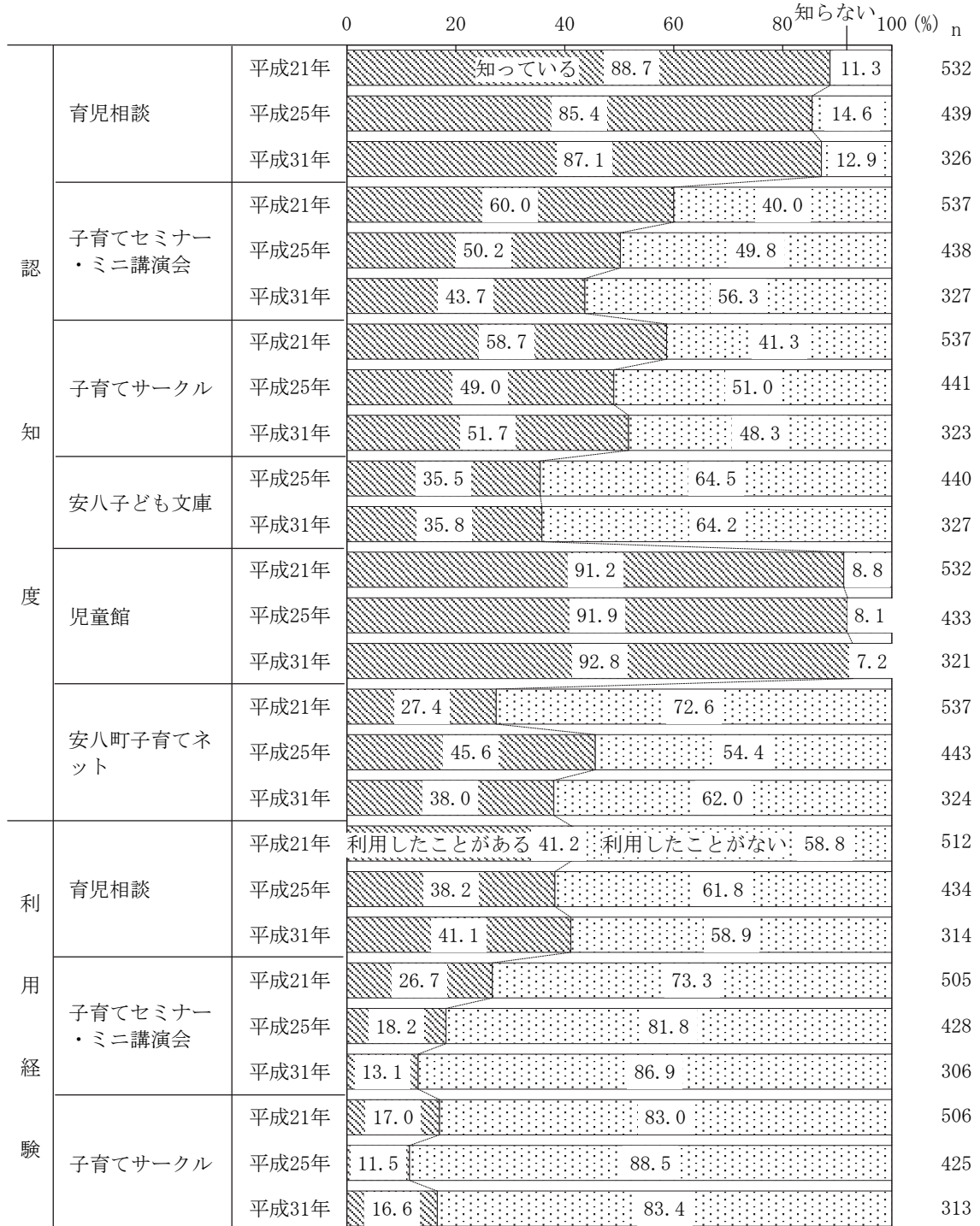
図表2-40 子育て支援センター・園庭開放の利用意向（3歳未満）



(2) その他の子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）

図表2-41は、平成21年・平成25年と共通調査項目の認知度（知っている）、利用経験（利用したことがある）、利用意向（利用したい）を比較したものです。安八町子育てネットは、認知度・利用経験・利用意向とも平成21年より平成25年が大幅に上昇していますが、平成31年には低下しました。平成25年から調査項目に入れた安八子ども文庫は、利用経験は低いものの、利用意向は高くなっています。

図表2-41 その他の子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）



図表2-41 その他の子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向（就学前児童）（つづき）

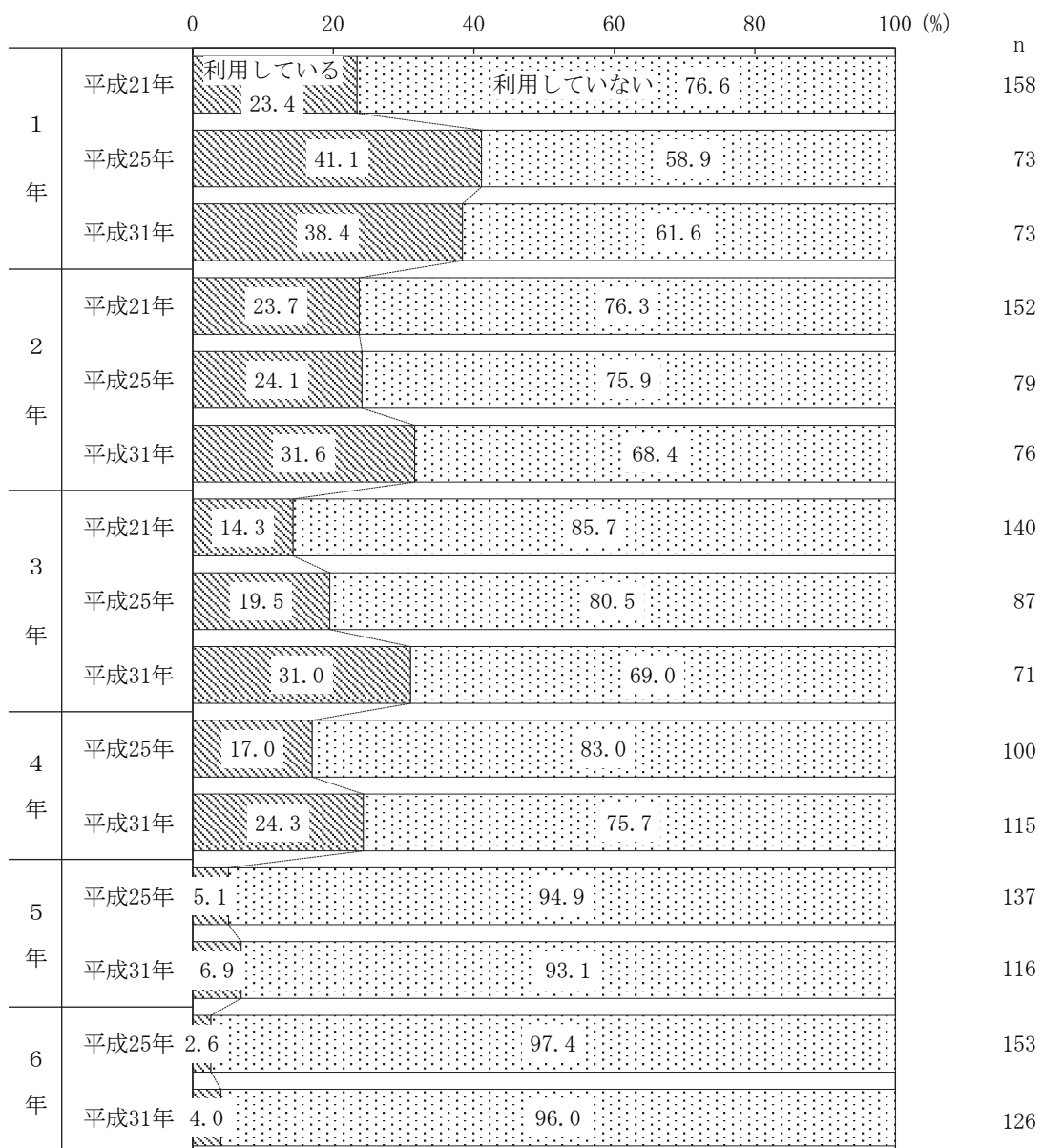
		0		20		40		60		80		100 (%)		n
利 用 経 験	安八子ども文庫	平成25年	利用したことがある: 16.9				利用したことがない: 83.1				425			
		平成31年	16.0				84.0				306			
	児童館	平成21年	70.5				29.5				526			
		平成25年	72.1				27.9				441			
		平成31年	78.2				21.8				330			
	安八町子育てネット	平成21年	6.6				93.4				499			
		平成25年	24.2				75.8				430			
		平成31年	15.1				84.9				305			
	利 用 意 向	育児相談	平成21年	利用したい: 56.7				利用したくない: 43.3				460		
平成25年			55.8				44.2				405			
平成31年			53.0				47.0				296			
子育てセミナー・ミニ講演会		平成21年	48.8				51.2				465			
		平成25年	44.6				55.4				410			
		平成31年	42.4				57.6				297			
子育てサークル		平成21年	37.0				63.0				459			
		平成25年	33.5				66.5				412			
		平成31年	35.2				64.8				304			
安八子ども文庫	平成25年	66.5				33.5				412				
	平成31年	64.7				35.3				300				
	児童館	平成21年	75.8				24.2				476			
平成25年		84.7				15.3				412				
平成31年		81.8				18.2				302				
安八町子育てネット	平成21年	47.0				53.0				466				
	平成25年	60.6				39.4				411				
	平成31年	51.0				49.0				300				

5 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

(1) 放課後児童クラブの利用の有無（小学生）

放課後児童クラブの利用率を平成21年・平成25年と比較すると、1年生以外はかなり上昇していることがわかります。とくに、小学3年生は、平成21年の14.3%、平成25年の19.5%に対して、平成31年が31.0%にもなっています。しかし、小学1年生の回答数をみると、平成21年の158人に対して平成25年・平成31年は73人と半分以下ですが、利用児童の割合は増加しています。

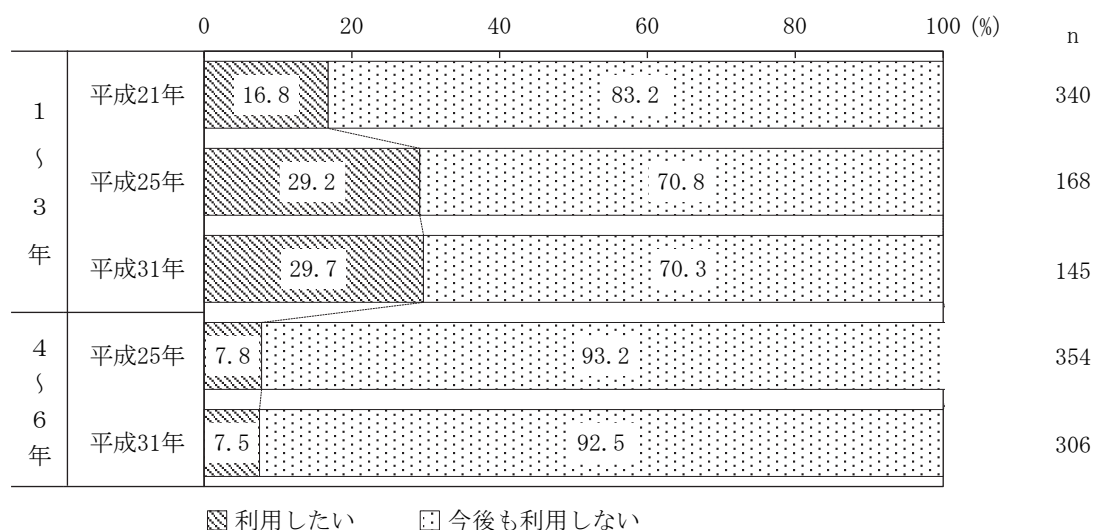
図表 2-42 放課後児童クラブの利用の有無（小学生）



(2) 放課後児童クラブ未利用者の利用意向（小学生）

図表2-43は、放課後児童クラブ未利用の小学生の保護者の利用意向です。小学1～3年の平成21年と平成25年を比較すると、利用意向がかなり上昇していますが、平成31年は平成25年とほぼ同率となっています。

図表2-43 放課後児童クラブ未利用者の利用意向（小学生）

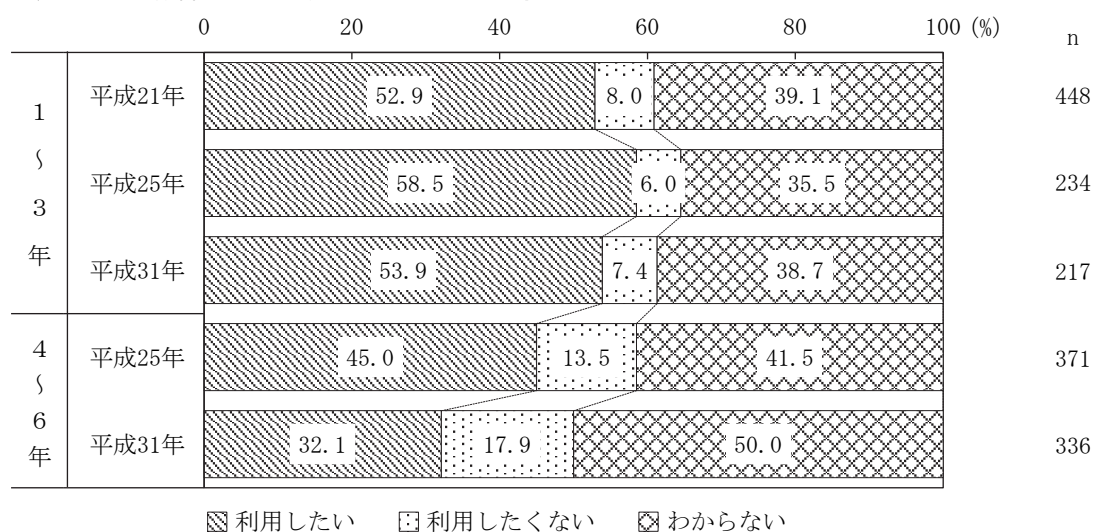


(3) 放課後子ども教室の利用意向（小学生）

平成31年の放課後子ども教室を「利用したい」は、小学1～3年、小学4～6年とも、平成25年より低下しています。

放課後子ども教室＝保護者の就労の有無に関わらず、すべての子どもを対象として、地域の方々の協力を得て、放課後や週末に学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組みをするもの。

図表2-44 放課後子ども教室の利用意向（小学生）

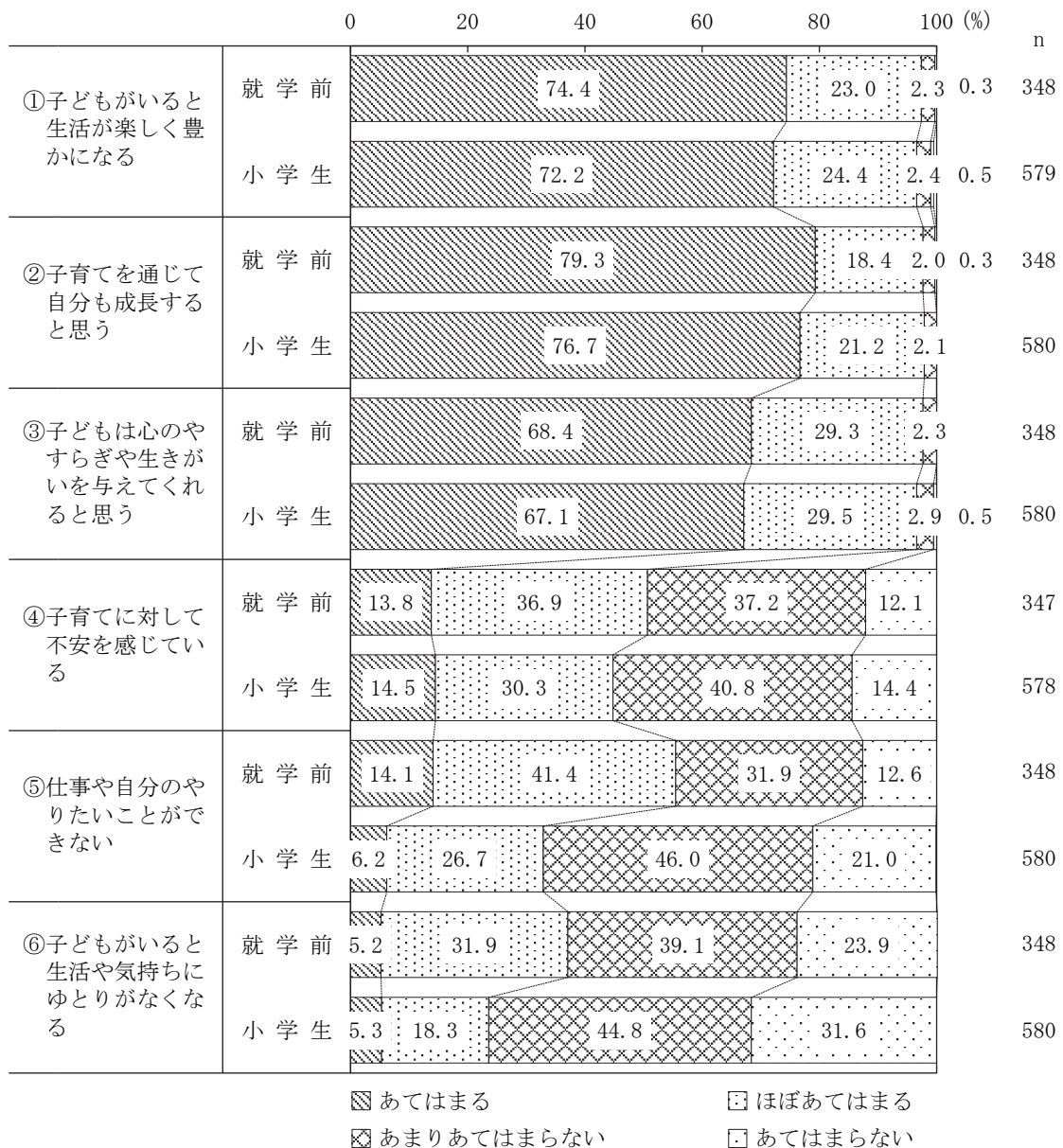


6 子育てについて感じていること

(1) 子育てに関して普段感じていること

子育てに関して普段感じていることとして掲げた6項目中、①②③についての「あてはまる」と「ほぼあてはまる」の合計は、就学前児童・小学生とも97%前後です。④⑤⑥の「あてはまる」と「ほぼあてはまる」の合計は、就学前児童より小学生が低くなっています。つまり、プラス評価の3項目については、就学前児童と小学生に差はないのですが、マイナス評価の3項目については、小学生になるとかなり解消されることを物語っています。

図表2-45 子育てに関して普段感じていること

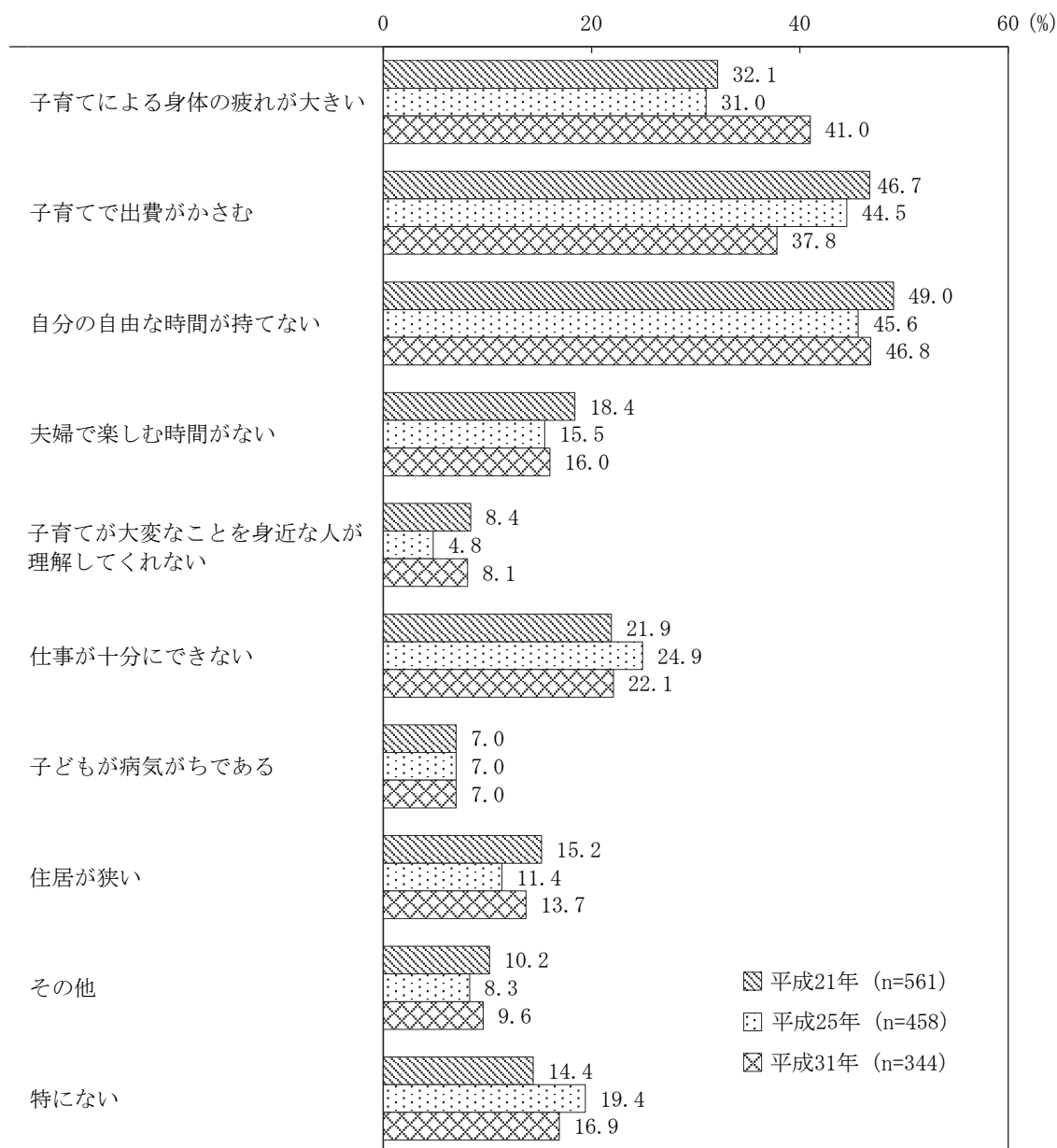


(2) 子育てをする上での不安や悩み

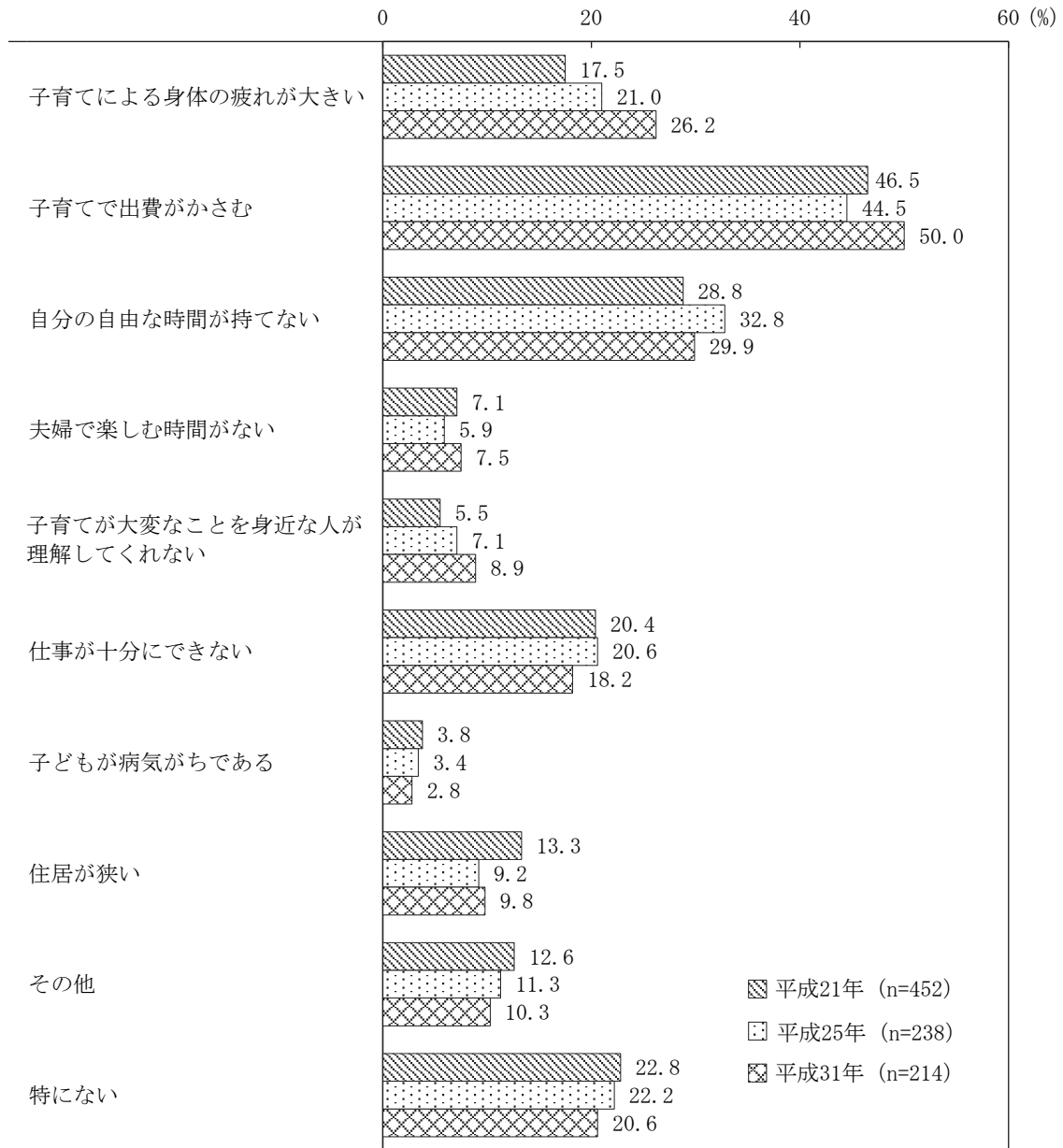
就学前児童の子育てをする上での不安に思っていることや悩んでいることとして最も高いのが「自分の自由な時間が持てない」です。平成31年は、「子育てによる身体の疲れが大きい」が上昇し、「子育てで出費がかさむ」が低下しています（図表2-46）。

小学校1～3年生は、「子育てによる身体の疲れが大きい」と「子育てで出費がかさむ」が、平成21年・平成25年より高くなっています（図表2-47）。

図表2-46 子育てをする上での不安や悩み（就学前児童・複数回答）



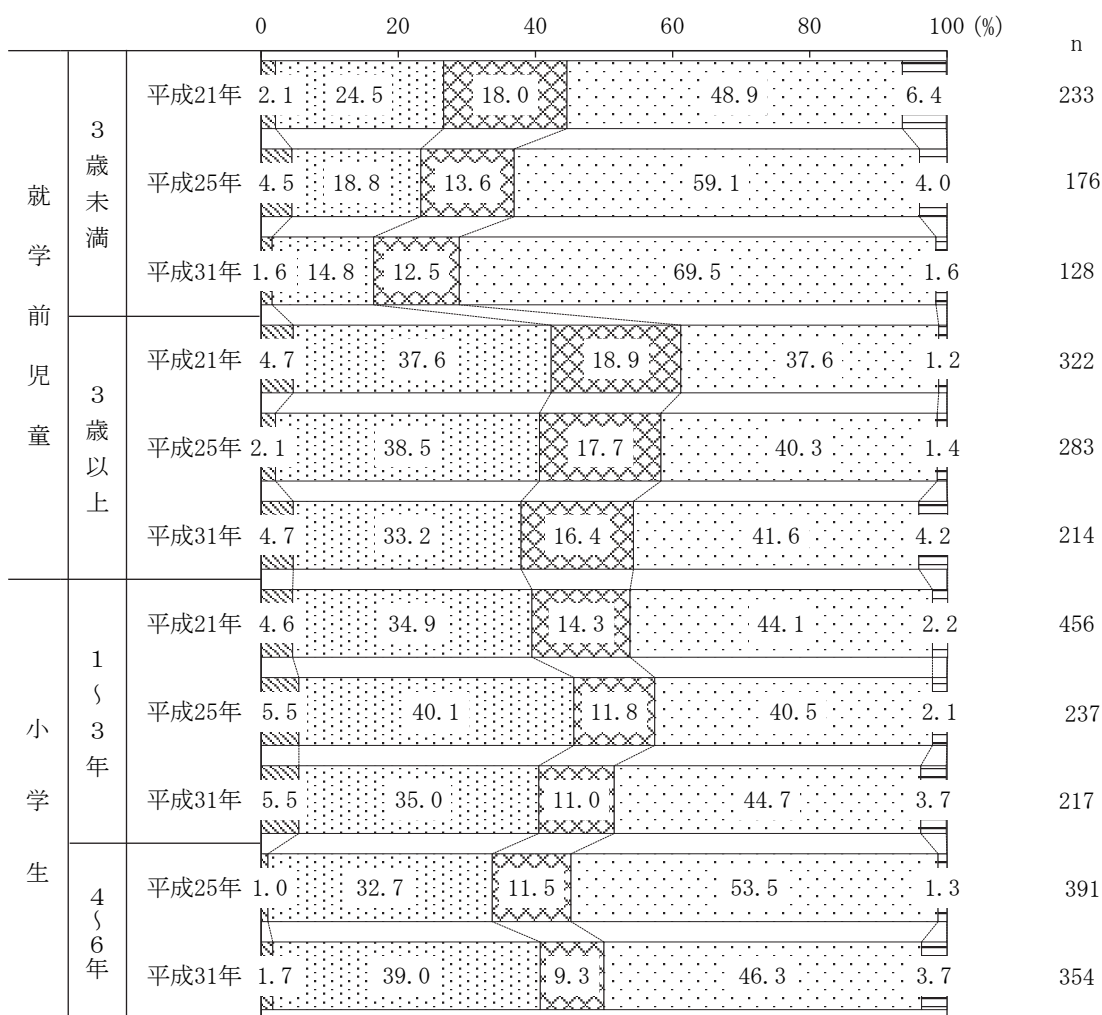
図表2-47 子育てをする上での不安や悩み（小学1～3年生・複数回答）



(3) 子ども虐待

子育てのストレスなどから、保護者やその他の家族が、子どもに虐待をしてしまうことがあるかを聞いた結果について、過去の調査と比較したのが図表2-48です。「たびたびある」と「ほとんどないが、したことがある」の合計が最も高いのは、平成25年の小学1～3年の45.6%であり、最も低いのは、平成31年の3歳未満の16.4%です。就学前児童の「たびたびある」と「ほとんどないが、したことがある」の合計は、平成31年が最も低くなっています。

図表2-48 子ども虐待をしてしまうこと



たびたびある

 ほとんどないが、したことがある

 したことはないが、したいと思うことはある

 まったくない

 その他

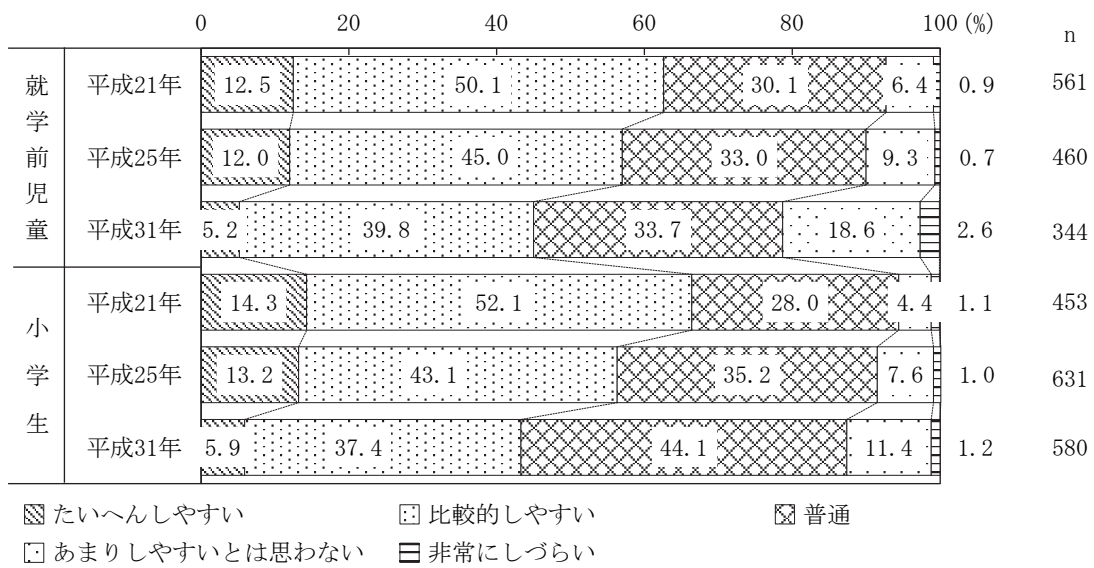
7 安八町の子育て施策等

(1) 子育てしやすいまちか

図表2-49は、「安八町は子育てのしやすいまちだと思いますか」という設問に対する回答を比較したものです。平成31年は、就学前児童・小学生とも「たいへんしやすい」「比較的しやすい」が低下していますが、80～90%の人が子育てしやすいと感じているようです。

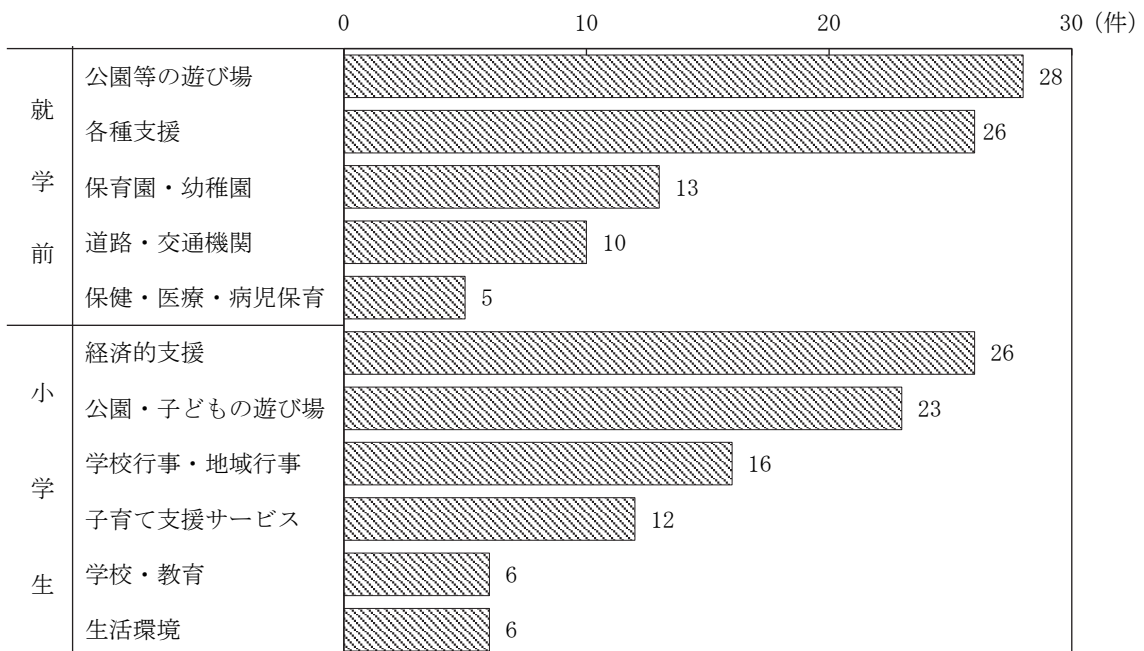
図表2-50は、「あまりしやすいとは思わない」あるいは「非常にしづらい」と答えた人の「子育てしづらい理由」の記述内容について、サービス等を分類した件数です。

図表2-49 安八町は子育てしやすいまちか



(注) 平成21年の小学生は1～3年生のみである。

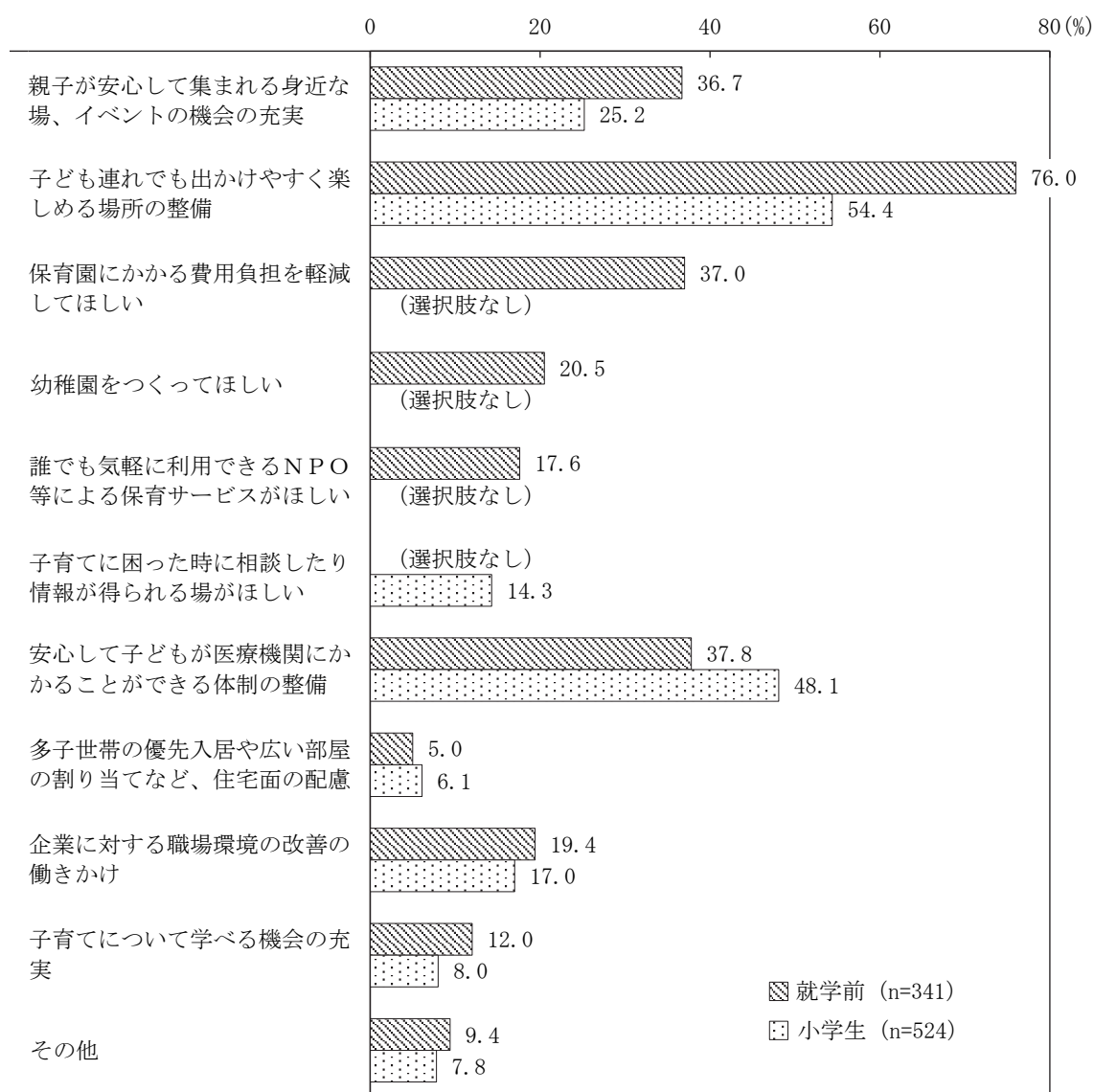
図表2-50 子育てしづらい理由



(2) 町の子育て支援に期待すること

町の子育て支援に期待することについては、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「安心して子どもが医療機関にかかることができる体制を整備してほしい」および「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」の3項目が高い率となっています。また、就学前児童の「保育園にかかる費用負担を軽減してほしい」も高い率です。

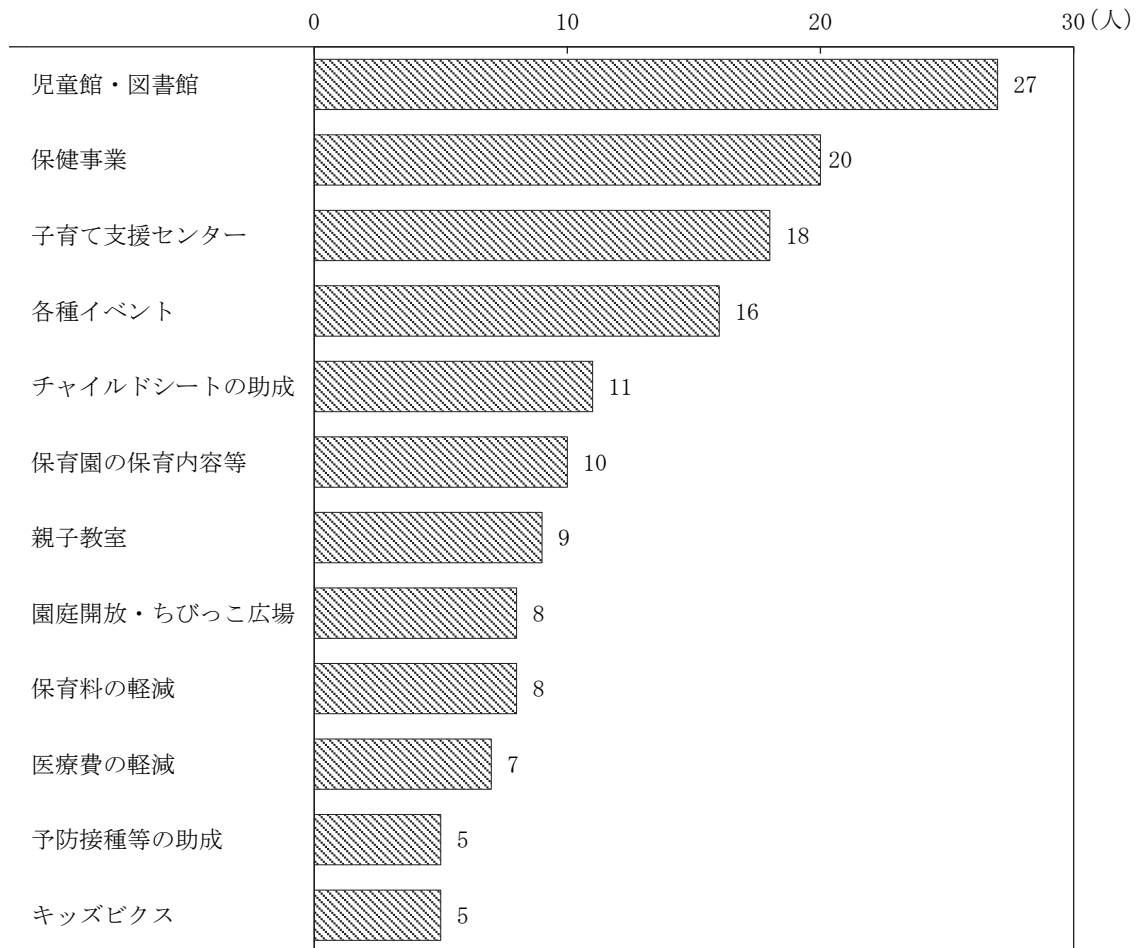
図表2-51 町の子育て支援に期待すること（複数回答）



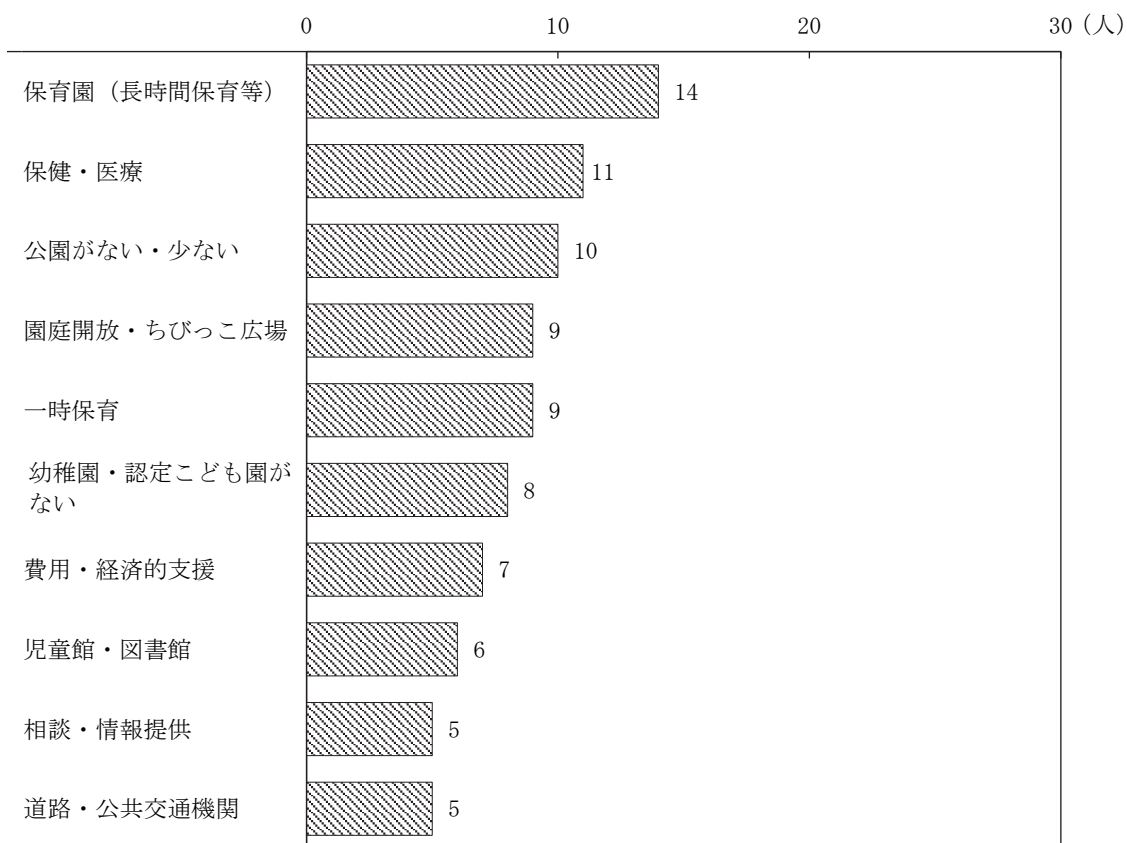
(3) 町の子育て支援サービス等について感じていること（就学前児童）

図表2-52から図表2-54は、就学前児童の保護者に町の子育て支援サービス等について、「いいサービスだと思ったこと」「不便だと思ったこと」「ほしいサービス」について記述していただいた結果をサービス等別に分類した件数です。「いいサービスだと思ったこと」としては「児童館・図書館」「保健事業」「子育て支援センター」「各種イベント」などを多くの方があげており、「不便だと思ったこと」としては「保育園（長時間保育等）」「保健・医療」「公園がない・少ない」など、「ほしいサービス」としては「経済的支援」「公園等の遊び場」「病児・病後児保育」などをあげています。

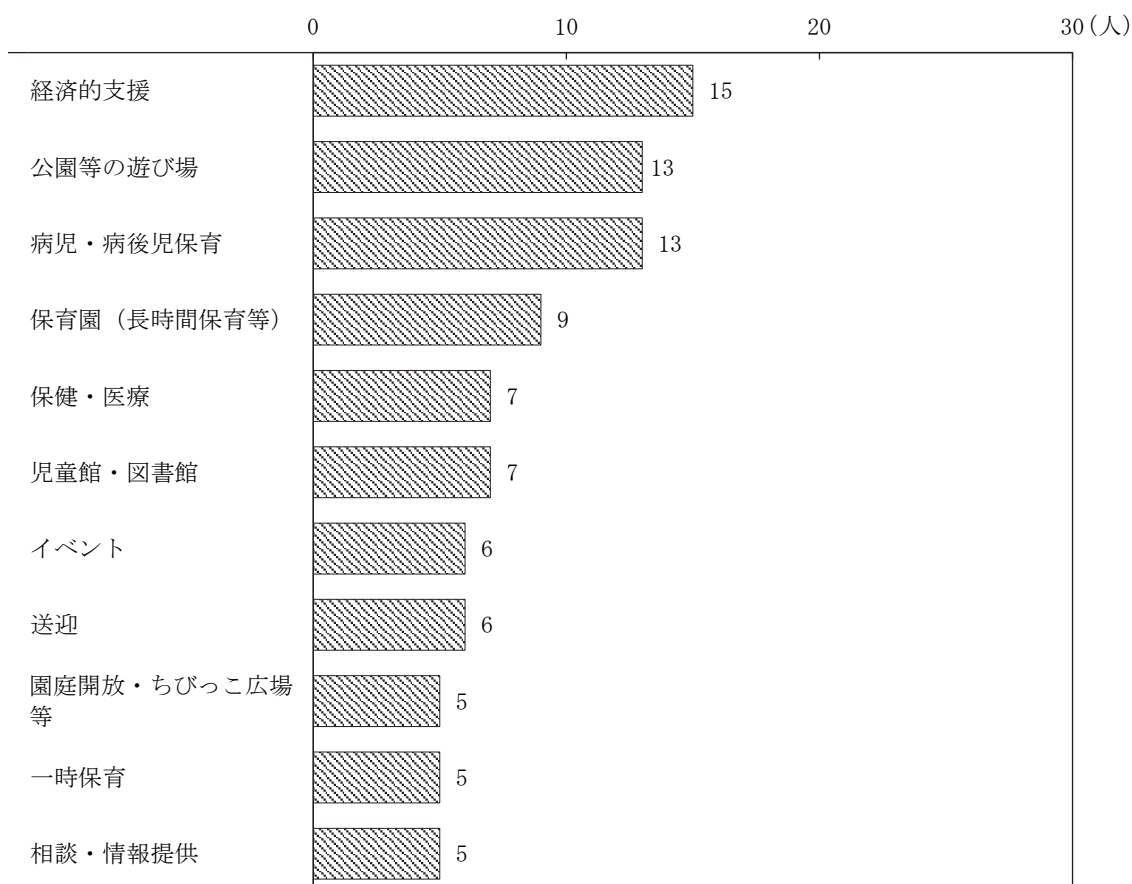
図表2-52 いいサービスだと思ったこと（5人以上があげていたサービス・就学前児童）



図表2-53 不便だと思ったこと（5人以上があげていたサービス・就学前児童）



図表2-54 ほしいサービス（5人以上があげていたサービス・就学前児童）



第3 考 察

1 少子化に歯止めをかけるために

(1) 計画の目的

子ども・子育て支援事業計画および次世代育成支援行動計画の最終目的は、少子化・人口減に歯止めをかけることです。次世代育成支援行動計画の計画期間は、平成17年度からです。平成17年の全国の合計特殊出生率は1.26、平成29年は1.43ですから、計画には一定の効果があったといえますが、全国の合計特殊出生率は、平成23年1.42、平成24年1.41、平成25年1.43、平成26年1.42、平成27年1.45、平成28年1.44、平成29年1.43と、頭打ち状態が続いています（13頁参照）。

この結果から、子ども・子育て支援法の基本指針および次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針に従って計画を策定しても、合計特殊出生率（「骨太の方針2019」では「希望出生率1.8の実現を目指す」としています）の大幅な上昇は望めないと考えられます。令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がされましたが、これにより合計特殊出生率が大幅に上昇するとも考えられません。

(2) 人口の減少について

一般的に、人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.07とされています。この2.07というのは、自然増と自然減の境目を表す数値です。これを平成29年の全国の人口動態統計により確認してみます。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(出生数)} & & \text{(合計特殊出生率)} & & \text{(死亡数)} \\ 946,060\text{人} & \div & 1.43 & \times & 2.07 = 1,369,471 \div 1,340,397 \end{array}$$

平成29年に限って言えば、自然増と自然減の境目は2.03になります。団塊の世代が出生した年の合計特殊出生率は、昭和22年4.54、昭和23年4.40、昭和24年4.32です。15年後には、この世代が85歳を超えます。この頃には、自然増と自然減の境目は3.5前後になると推計されます。合計特殊出生率3.5は、現状から考えると不可能です。

「骨太の方針2019」の希望出生率1.8が達成されたとしても、人口は急激に減少していきます。そして、高齢者の多い社会が継続していきます。

(3) 「第4期あんぱちっ子すくすくプラン」について

子ども・子育て支援事業計画および次世代育成支援行動計画の策定内容は、子ども・子育て支援法の基本指針および次世代育成支援対策推進法の行動計画策定指針に定められているので、これに従って策定しなければなりません。しかし、前述したように、これだけでは少子化に歯止めをかけるのは困難です。

少子化の要因としては、晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇、夫婦出生力の低下などがあげられています。つまり、少子化に歯止めをかけるためには、子どもを生むとこんな良いことがありますよ、こんな楽しいことがありますよという施策や、結婚するとこんな良いことがありますよという施策を講じる必要があります。国の指針どおり子ども・子育て支援事業計画および次世代育成支援行動計画だけでは、出産や未婚者の結婚のインセンティブとしては不十分です。

2 子育てのしやすいまち

「安八町は子育てのしやすいまちだと思いますか」という設問に対する回答を過去の調査と比較すると、「たいへんしやすい」「比較的しやすい」が低下し、「あまりしやすいとは思わない」「非常にしづらい」が上昇しています（47頁参照）。

過去2回の調査においては、①すべての保育園が実施している園庭開放・ちびっこ広場やキッズピクス、1・2歳児を対象として実施しているくまさんルーム・ぞうさんルームなど未就園児に対するサービス、②中学卒業までの医療費の助成、保育料の軽減、チャイルドシートの助成、出産祝い金の支給などの経済的支援、③町の面積・人口から考えると多い6か所の保育園、児童館の整備などハード面の充実などを評価して、「たいへんしやすい」「比較的しやすい」が高かったものと考えられます。「たいへんしやすい」「比較的しやすい」が低下した要因の一つとして、医療費の助成を高校卒業までにした近隣市町があったことがあげられます。また、人口動態統計調査によると、結婚等を契機に本町から他市町村へ居住地を移す人が毎年多くいます（10頁参照）。

現代は情報化社会であり、子育てサービス等が充実しているか、いないかが、結婚・子育て世代の流入・流出にもつながります。子育て日本一をめざしている大垣市は、県外への転出は多いものの、県内からは転入超過が続いています。

3 現状の課題

(1) 病児・病後児保育と未満児保育

子どもが病気等で仕事を休んで対応した教育・保育施設利用児の保護者の35.4%、小学生の保護者の23.8%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と答えています（36頁参照）。しかし、特に乳幼児が病気の時に普段と違う環境に置かれるのは不安でしょうし、保護者も心配やら、後ろめたさを感じながら仕事をすることになります。いざという時のために、病児・病後児保育の委託を推進するのは当然ですが、子どもが病気の時には、仕事を休んで、父親あるいは母親がみてあげるのがあたり前という考え方を企業等に普及する必要があります。

同様に子どもが生まれた時は、1年以上育児休業を取るのがあたり前にする必要があります。子どもの愛着形成は生まれて半年から2歳ごろだと言われています。この重要な時期の昼間を保育所（園）等の他者にまかせるのではなく、親がそばにいてあげられるような環境作りが企業等にも求められます。

(2) 放課後児童クラブ

6年生まで放課後児童クラブを利用したいという人が6.8%ありました。放課後児童クラブはほとんど室内で行われています。小学校の授業もほとんどが教室内で行われます。放課後児童クラブを6年生まで利用すると、そのほとんどの時間を室内で過ごすことになります。子どもの成長にとって、屋外でのスポーツや遊びは重要です。地域の方々の協力のもとに、子どもたちと勉強やスポーツ、文化芸術活動、交流活動等を行う放課後子ども教室のような取組みを進める必要があります。

(3) 公園等の野外の遊び場

「公園がない・少ない」という要望が数多く寄せられていました（50頁参照）。確かに、本町には公園が少ないかもしれません。そのため、未就園児に対する保育園の園庭開放を行っているのです。「公園がない・少ない」という要望に応えるためには、町内に公園をいくつ整備する必要があるのか検討しなければなりません。公園の維持・管理については、地域のボランティアに行ってもらうなどの手法も検討していきます。

(4) 保育園（認定こども園）・小学校の統合

本町の6つの保育園は、本年4月からすべてが認定こども園になりました。町の面積や人口からみると、多すぎると考えられます。実際に、「牧・南條・森部保育園が少人数すぎる」等の記入がありました。また、延長保育、一時保育など、実施している保育園と実施していない保育園が併存しています。上記の保育サービスの実施なども前提に、認定こども園を統合し、その余剰人員をこれらのサービスに回すことはできないか検討します。

小学校についても統合してほしい旨の要望がありました。

(5) NPO法人、ボランティアの活用

高齢者の増加とともに、「仕事・会社」という居場所をなくした人が増加しています。放課後子ども教室には、多くの利用希望がありました（42頁参照）。放課後子ども教室を、「仕事・会社」をリタイアした人の活躍の場とすることはいかがでしょうか。また、子育てサロン、土・日曜保育、夏休み・冬休み等の放課後児童クラブ、地域の見守りなど高齢者をはじめとしたボランティアの活躍の場は数多くあります。ボランティアを組織化してNPO法人を立ち上げれば、活躍の継続性が保証されます。

第
3
章

基 本 計 画

1 計画の基本理念と基本的視点



子どもたちの歓声のあがるまちづくり

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる力です。未来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、安八町を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、地域全体の力で子育て家庭を支援する社会を目指します。また、親となる人たちが安心して子どもを生み、子育てを通して豊かさを実感できる環境を築き上げ、魅力あるまちづくりを目指します。

そこで、次のように8つの基本的視点を掲げました。

① 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるという認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進めるとともに、若者に結婚の意義の浸透と機会の提供に努めます。

③ サービス利用者の視点

核家族や、共働き家庭の増加など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、子育て家庭のニーズも多様化していることから、これらの個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った取組みを進めます。

④ 地域全体による支援の視点

子育ては、本来父母等保護者が担うものですが、子どもは地域の宝でもあるという認識の下に、地域社会のできる子育て支援の取組みを進めます。

⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点

就労形態の多様化や核家族化が進んでいく中で、「働くこと」と「子育てをすること」の

両立が求められており、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和の実現をめざします。

⑥ すべての子どもと家庭への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての負担や不安、孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭へ支援する取組みを進めます。

また、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援の強化という観点も十分踏まえて取組みを進めます。

⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保護者会や子ども会、自治会をはじめとする様々な地域活動団体や民生児童委員とともに、社会資源を十分かつ効果的に活用できる取組みを進めます。

⑧ サービスの質の視点

妊娠・出産期から切れ目ないサービスを安心して利用できる環境を整備するために、サービスの量と質を確保すべく人材の資質向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを進めます。

2 基本目標

「子どもたちの歓声のあがるまちづくり」をめざし、次の8項目の基本目標を定め、それを達成するための施策を推進します。

基本目標 1 結婚・出産へのインセンティブ

平成27年10月現在、本町の30歳～34歳の男性の48.8%、女性の29.4%、35歳～39歳の男性の32.9%、女性の14.2%が未婚です（19頁参照）。未婚率の上昇と晩婚化は、少子化の要因です。人口動態統計調査結果では、結婚等を契機として本町から他市町村へ転出する人が多くなっています。この町で結婚し、複数の子どもを生むことができる環境を整えていきます。

(1) 子育て意識の醸成

結婚をするしない、子どもをもつもたない、あるいはどのように子どもを育てるかなどは、個人の、またそれぞれの家庭の自由な考え方、選択に委ねられるのは当然です。それを前提としたうえで、次代の親となる若い世代に、子育てのすばらしさや、家庭を築くことの大切さを伝えていきます。

(2) 結婚しやすい環境づくり

未婚や晩婚の要因としては、経済的な問題や出会いの機会がないなどがあります。町や関係団体は、連携してこれらの課題の解消に努めていきます。

(3) 出産への支援

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果では、理想の子ども数は「3人以上」が43.1%、実際の子ども数は「3人以上」が20.4%でした。「子どもを生みたい」「子どもが多くほしい」という人に対する支援を推進します。

基本目標 2 子育て支援サービスの充実

子育てをしながら仕事を続けることを選択するために、多様化する就労形態やライフスタイルに応じた子育て支援サービスの充実が一層必要になってきます。また、仕事を中断して子育てをすることを選択した場合でも、子育ての孤立化や、緊急時への対応などが問題となっており、これらの家庭への支援が求められています。保育サービス、子育て不安解消のための相談・情報提供・仲間づくりの場、経済的支援などの充実を図るとともに、地域、事業所の子育て家庭への支援等について理解と協力を働きかけ、すべての子育て家庭が安心して子育てのできるまちをめざします。

(1) 教育・保育サービス等の充実

仕事と子育ての両立を支援する教育・保育サービス（保育園・認定こども園・幼稚園のサービスをいいます）や放課後児童クラブの充実はもちろん、ふだんは家庭で子どもをみている保護者が病気の時などに利用する一時預かり事業の充実などを推進し、すべての子育て家庭への支援とサービスの質の向上に努めるとともに、子育てに関して気軽に相談で

きる体制の整備を推進します。

(2) ネットワークづくりと情報提供

乳児をもつ親が家庭内に閉じこもりがちにならないように、地域で親同士の交流を図る機会を設け、育児不安の解消等を図っていきます。また、これらのサービスを利用していただけるよう、より一層の情報提供に努めます。

(3) 児童の健全育成と世代間交流

子どもが自由に行動できる安全な居場所づくりを推進します。また、小学校や認定こども園において、老人クラブの方々や地域の高齢者と季節の行事や伝承遊びなどを通じた交流を図っていきます。

(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減

子育て家庭においては、教育費や医療費などが大きな負担となっています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子育てや教育、医療にかかる費用について支援を行っていきます。

基本目標 3 母と子の健康の保持・増進

母子健康手帳をもらった喜びは、子育てのスタートです。喜びと不安が交錯した妊娠中の母親を応援し、安心して出産、育児ができ、すべての子どもが健やかに成長できるように、保健、医療、福祉等の分野が連携して一貫した支援に取り組みます。

また、大人への旅立ちとしての思春期の大切さを認識し、性を尊重した未来の親の育成に努めます。

(1) 母子保健サービスの充実

安全な妊娠・出産、乳幼児の成長を支援するため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査など保健サービスの内容の充実に努めるとともに、利用しやすいよう開催方法等の工夫に努めます。健診結果などから必要な妊婦や子どもに対しては、継続的な支援を行います。

(2) 食育の充実

少子化や核家族化が進む中、子どもをとりまく食の環境は大きく変わり、子どもたちの心と身体の発達に大きく影響しています。保健分野や教育分野をはじめとするさまざまな分野が互いに連携し、乳児期から望ましい食習慣を身につけるための年齢に応じた食育を推進します。

(3) 思春期における保健対策の充実

思春期は身体が急速に変化し、成長するときです。情緒的には自立と依存を繰り返し、心理的に激しく動揺します。性と命の大切さや性感染症予防に関する正しい知識・予防行動の重要性など、思春期における心と身体の健康づくりや喫煙・薬物等に関する相談体制の充実を図ります。

(4) 小児医療の充実

地域において、いつでも安心して医療サービスが受けられるよう、関係機関・団体の協力を得ながら、小児医療体制の充実を図ります。また、救急医療の充実や予防接種の実施、感染症情報の把握と感染拡大防止に努めます。

基本目標 4 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、家事、育児、近隣とのつきあいなどの生活も、暮らしに欠かすことのできないものです。この職業生活と家庭生活の調和がとれていなければ、人生の生きがい、喜びは半減します。

職業生活と家庭生活の両立は、一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

(1) 仕事と家庭の調和

子どもを持ち夫婦共働きをする核家族世帯が増加しています。しかし、依然として、家事・育児は女性が担当するという世帯が少なくありません。仕事と生活の調和の実現は、世帯単独でできるものではありません。そのため、男性・父親の家事・育児参加に関する広報・啓発活動等を推進します。

(2) 子育てと仕事が両立できる環境づくり

子育てしながら働き続けることができるよう企業等に働きかけるとともに、出産・子育て等を理由に退職した女性が再就職あるいは職場復帰ができるよう支援します。

基本目標5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの学力や学習意欲の低下、基礎体力の低下などが指摘されています。また、子どもが関わる事件やいじめ・不登校など心の問題がクローズアップされています。これらの問題は、学校や認定こども園だけで解決できるものではありません。本来、子どもは豊かな感性や、想像力（創造力）など成長する力をもっており、その力を引き出す教育環境を作っていくことが必要です。学校や認定こども園、家庭、地域が協力して、子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てていきます。

(1) 親育ち教育の推進

基本的な倫理観や社会的マナーの欠如など、家庭における教育力の低下が危惧されていることから、子育てに関する講座、家庭教育学級など、親育ちのための学習機会の提供に努めます。

(2) 幼児教育の充実

認定こども園の活動内容の充実を図るとともに、多様化する保護者のニーズや地域の子育て支援に対応できるよう機能強化を図っていきます。

(3) 学校教育環境の整備

ボランティア活動や職場体験など、子どもに必要な生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実、いじめ・不登校などに対応する教育と相談体制の充実に努めます。

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

子育て家庭が安心して子どもを育てられるまち、子どもがのびのびと遊び回れるまち、そんなやさしいまちづくりをめざしていきます。

障がいのある人や高齢者に配慮したバリアフリーのまちづくりは着実に進んできていますが、今後は、さらに一歩進めた、あらかじめだれもが使いやすい設計とするユニバーサルデザインの考え方を採り入れていきます。

(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

近年、子育て期にある家庭の要望に見合う賃貸住宅が充足しているので、今後も民間賃貸住宅の活用を促進します。また、子どもが利用する認定こども園等において、室内空気環境の安全性を確保するため、インフルエンザ、シックハウス等の対策を推進します。

(2) 安心して外出できる環境の整備

子どもや家族が安心して遊び、憩える場の整備をするとともに、公共建築物、歩道等については、子ども、子ども連れ、妊婦などが安心して出かけられるよう、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした整備を推進します。

基本目標7 子どもの安全の確保

子どもが広場や公園でのびのびと遊べるまちが理想ですが、現実には交通事故や犯罪に巻き込まれる心配があります。子どもを交通事故から守るため、警察、認定こども園、学校、児童館および関係団体との連携を図り、交通事故防止の意識を持つための教育や、犯罪から子どもを守るためのパトロール等地域住民の協力を得ながら総合的な交通事故防止対策、防犯対策を推進します。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察や関係団体と連携を図り、交通事故防止策を推進します。また、事故の危険性の高い通学路の歩道等の整備を推進し、安全・安心な歩行空間の創出に努めます。

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを推進するため、関係機関との情報交換や、地域住民による防犯パトロール活動等を推進します。

基本目標 8 要保護児童への対応

子育ての不安感や負担感が児童虐待の要因の一つであることが明らかになっており、その不安感や負担感を軽減するための施策を推進します。

障がいのある子どもについては、地域で生き生きと生活できるよう、その根幹となる事業の拡充を図り、ひとり親家庭に対しては、自立と就業の支援に重点をおいた取組みの充実に努めます。

(1) 子どもの人権の尊重

児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）の防止など、子どもの人権を守る体制づくりに努め、すべての児童の健全な心身の成長、社会的自立を促進していきます。

(2) 障がい児施策の充実

関係機関と連携を図りながら、障がいの原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療、障がい児の健全な発達の支援、障がいのある児童生徒に対する適切な教育を推進します。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て・生活支援策、就業支援策および経済的支援策について、地域のひとり親家庭の現状を把握し、総合的な対策を適切に推進します。

(4) 子どもの貧困対策

子どもの現在および将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に取り組めます。

3 施策の体系

基本目標	行動目標	行動項目
1 結婚・出産へのインセンティブ	(1) 子育て意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生と乳幼児の交流事業 ○結婚・出産の意義に関する教育 ○学校教育における男女共同参画の推進
	(2) 結婚しやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○しあわせ相談サロン事業（結婚相談） ○しあわせ発見事業 ○結婚祝い金
	(3) 出産への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○不妊治療費の助成 ○出産祝い金
2 子育て支援サービスの充実	(1) 教育・保育サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○平日昼間の教育・保育サービス <ul style="list-style-type: none"> ・英語保育事業 ・広域入所 ・障がい児保育 ・合同研修 ・地域型保育 ○時間外保育 ○病児・病後児保育 ○一時預かり事業 ○子育て短期支援事業 ○ファミリーサポートセンター事業 ○放課後児童クラブ事業 ○ホリデー・サポート・スクール事業 ○放課後子ども教室 ○子育て支援センターにおける育児相談 ○児童相談事業 ○認定こども園の統合
	(2) ネットワークづくりと情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○園庭開放事業（ちびっこ広場） ○キッズビクス（親子体操） ○子育てセミナー・ミニ講演会 ○親子教室 ○安八こども文庫 ○子育てサークル活動の支援 ○保育ボランティアの育成 ○子育てに関する情報提供 ○地域子育て支援拠点事業

基本目標	行動目標	行動項目
2 子育て支援サービスの充実	(3) 児童の健全育成と世代間交流	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館の活発な利用 ○ジュニア文化サークル事業 ○高齢者とのふれあい事業 ○老人福祉施設への訪問活動
	(4) 子育てにかかわる経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○保育料の軽減 ○こども医療費助成制度 ○学校給食費助成制度 ○チャイルドシート購入助成制度 ○通学かばん購入補助制度 ○児童手当
3 母と子の健康の保持・増進	(1) 母子保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て世代包括支援センター ○母子健康手帳の交付 ○父子手帳 ○妊婦健康診査事業 ○ハッピープレママ会 ○乳幼児訪問事業 ○新生児聴覚検査 ○乳幼児健康診査事業 ○利用者支援事業 ○スマイルキッズ
	(2) 食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○離乳食教室 ○保育士による食育 ○園庭栽培事業 ○管理栄養士による食育講座 ○食生活改善協議会の食育講座 ○学校給食を通じた食育 ○体験農園事業 ○親子料理教室
	(3) 思春期における保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○性に関する正しい知識の普及 ○喫煙の防止 ○飲酒の防止 ○薬物乱用の防止 ○いのちの教育 ○スクールカウンセラーの配置 ○薬物防止の啓発事業 ○不登校児童・生徒への支援

基本目標	行動目標	行動項目
3 母と子の健康の保持・増進	(4) 小児医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小児科医の確保 ○予防接種事業 ○感染症予防対策 ○救急医療体制の充実 ○子どもの事故防止啓発
4 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と家庭の調和	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の意識啓発 ○男性の子育て等の促進 ○父親プログラムの普及 ○両親学級の開催 ○小中学校の学校行事 ○家庭の日の推進 ○家族の日・家族の週間の推進 ○子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発
	(2) 子育てと仕事ができる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○看護・育児・介護休暇制度等のPR ○シンポジウムの開催 ○一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ ○事業主への啓発 ○「早く家庭に帰る日」の普及促進 ○企業における子ども参観日事業 ○お父さんがんばって講座 ○母性健康管理指導事項連絡カードのPR ○再就職等のための情報提供 ○子育て世代の女性の就業率の向上
5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 親育ち教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○親育ちへの学習機会の提供 ○家庭教育の充実 ○地域の教育力の向上 ○奉仕体験事業
	(2) 幼児教育・学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ブックスタートの充実 ○認定こども園における幼児教育推進事業 ○幼児教育の充実 ○確かな学力の向上 ○豊かな心の育成 ○健やかな体の育成 ○信頼される学校づくり ○いじめや不登校などへの対応

基本目標	行動目標	行動項目
6 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○賃貸住宅の供給を支援する事業 ○シックハウス対策 ○加湿・空気清浄機の設置
	(2) 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び場の確保 ○公共施設等のバリアフリー化 ○子どもトイレの整備 ○歩道の整備事業 ○路側帯の設置およびカラー舗装
7 子どもの安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教育の推進 ○チャイルドシートの購入補助及び貸し出し ○ランバッグの購入補助事業 ○通学路歩道拡張事業 ○安全マップ作成事業
	(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○校区内パトロール事業 ○夜間街頭パトロール事業 ○下校時地域巡回パトロール事業 ○登下校時見守り事業 ○子ども110番の家設置事業 ○監視カメラおよび刺股の設置事業 ○安八安心メール ○防犯ブザー配布事業 ○防犯灯の整備事業 ○情報モラル教育の推進
8 要保護児童への対応	(1) 児童虐待防止策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待の防止 ○子ども家庭総合支援拠点事業 ○相談体制の充実 ○養育支援訪問事業
	(2) 障がい児施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査 ○児童発達支援事業 ○障がい児保育の充実 ○学習障がい児等への教育的支援事業 ○放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ ○放課後等デイサービス ○経済的支援
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○相談体制や情報提供の充実 ○経済的支援 ○ひとり親家庭等の就業促進事業
	(4) 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> ○教育支援 ○経済的支援

4 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域

基本指針では教育・保育提供区域を定めることとされていますが、本町は町域がさほど広くなく、小中学校以外は必ずしも区域を定めて利用されているわけではありません。教育・保育サービスは、区域にとらわれなくて、保護者の就労状況等に合わせて提供しているため、本町の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業提供区域は、町全体とします。

5 計画期間の子ども数

目標年度である令和6年度の子ども数（18歳未満人口）は、次表のとおり2,250人と推計しました。令和元年5月31日現在の子ども数2,568人からは12.4%減少するとみています。なお、「第3期あんぱちっ子すくすくプラン」では、目標年度である平成31年度の子ども数を2,591人と見込んでいましたが、実際の子ども数は23人下回りました。

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～2歳	312	313	295	289	287	285
0歳	92	89	87	87	87	85
1歳	104	103	99	97	97	97
2歳	116	121	109	105	103	103
3～5歳	365	343	341	336	337	319
3歳	108	104	121	109	105	103
4歳	137	114	104	121	109	105
5歳	120	125	116	106	123	111
6～8歳	438	394	381	364	347	345
6歳	142	122	124	115	105	122
7歳	153	134	124	126	117	107
8歳	143	138	133	123	125	116
9～11歳	463	440	436	425	403	390
9歳	142	147	140	135	125	127
10歳	161	147	148	141	136	126
11歳	160	146	148	149	142	137
12～14歳	483	487	475	467	444	440
15～17歳	507	500	490	472	483	471
合 計	2,568	2,477	2,418	2,353	2,301	2,250

(注) 令和元年は、令和元年5月31日現在の住民基本台帳および外国人登録人口

第
4
章

行 動 計 画

第1 結婚・出産へのインセンティブ

1 子育て意識の醸成

(1) 中学生と乳幼児の交流事業

① 現 状

中学生が保育園（認定こども園）や保健センターでの職場体験などを通じて、乳幼児とのふれあいを実施しています。

図表4-1 乳幼児との交流事業への参加中学生数

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
男 子	90	97	74	80	80
女 子	92	75	81	83	85
合 計	182	172	155	163	165

② ニーズ・課題等

職場体験をする人数が限られているため、体験できる人数があまり多くありません。

③ 目 標

学校と連携をとりながら、年間を通して事業を展開することにより、多くの生徒が体験できるよう検討します。また、将来親となる中学生と認定こども園児とのふれあいを通じて、健全な親育ちを支援していきます。

(2) 結婚・出産の意義に関する教育

① 現 状

未婚率の上昇や晩婚化等を要因として、少子化が進行しています。

② 目 標

学校教育等を通じて、大人になった時に配偶者や子どもの存在がいかに重要であるか、配偶者や子どもを持つ、つまり、命をつなぐことは権利であり、義務であることを伝えていきます。

(3) 学校教育における男女共同参画の推進

① 現 状

小中学校で男女共同参画の意識を高めるための授業を実施しています。

② 目 標

家事・育児は女性の役割といった、性による固定的な役割分担の意識を改め、子育てをはじめとした家庭における男女共同参画の意識を高めるための教育を推進します。

2 結婚しやすい環境づくり

(1) しあわせ相談サロン事業（結婚相談）

① 現 状

結婚相談員（民生児童委員）が親身になり相談に応じます。この事業は、町社会福祉協議会が毎月第2日曜日に開催しています。

図表4-2 しあわせ相談サロン相談件数

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相 談 件 数	71	41	27	44	43

② ニーズ・課題等

晩婚化や生涯独身という生き方が社会現象化しており、親の悩みとして子の結婚相談に来られることがあります。

③ 目 標

今後も継続します。

(2) しあわせ発見事業

① 現 状

町社会福祉協議会が、結婚を希望する独身男女を対象に、年1回「しあわせ発見パーティー」を開催しています。

② ニーズ・課題等

毎年、町内外から多くの参加申込があり好評です。

③ 目 標

今後も継続します。また、「ぎふマリッジサポートセンター」などの岐阜県結婚支援事業の情報も提供します。

(3) 結婚祝い金

① 現 状

「骨太の方針2019」の希望出生率1.8の実現に向けては、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であることとして、新婚世帯に生活支援事業費を給付する補助事業があります。

② ニーズ・課題等

国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査（独身者調査）」によると、結婚に踏み切れない主な要因として、「結婚資金」「結婚のための住居」を多くの独身男女があげています。

③ 目 標

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援します。

- ・対象世帯：世帯所得340万円未満のともに34歳以下の新規に婚姻した世帯
- ・給付対象：婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引っ越し費用
- ・給付上限額：1世帯あたり30万円

3 出産への支援

(1) 不妊治療費の助成

① 現 状

1回の治療費が高額である特定不妊治療（体外受精および顕微授精）について、その治療にかかった費用の一部を町が助成する「特定不妊治療費助成制度」を実施しています。平成26年度から平成30年度の5年間の特定不妊治療費助成制度の利用件数は73件です。また、平成29年度から、人工授精に係る保険適用外治療の費用の一部を助成する「一般不妊治療（人工授精）費助成制度」、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）に至る過程の一環として行われる男性不妊治療にかかった費用の一部を助成する「男性不妊治療費助成制度」を実施しています。平成30年度は、一般不妊治療（人工授精）費助成制度の利用は2件、男性不妊治療費助成制度の利用はありませんでした。

図表4-3 特定不妊治療費助成制度の利用状況

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	17	12	14	17	13

② ニーズ・課題等

不妊治療は、身体的・精神的・経済的負担が大きいといわれています。

③ 目 標

不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療・一般不妊治療・男性不妊治療に要する費用の助成を継続します。

(2) 出産祝い金

① 現 状

・町の制度

1年以上在住している人が第3子を出産した場合に20万円、第4子以降を出産した場合に50万円をお祝い金として支給しています。

・医療保険の制度

被保険者が出産した場合は、出産一時金として42万円支給されます。

図表4-4 町の出産祝い金支給状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 3 子	25	14	13	13	12
第 4 子 以 降	4	3	4	3	3

② ニーズ・課題等

出産祝金の支給は、多子世帯の経済的支援になるはずですが、3人目以降の出産は低下傾向にあります。

③ 目 標

町の出産祝い金制度を継続します。

第2 子育て支援サービスの充実

1 教育・保育サービス等の充実

(1) 平日昼間の教育・保育サービス

① 現 状

直近5年間の保育園（認定こども園）および幼稚園の通園児数は、図表4-5のとおりです。本町には幼稚園がないため、図表4-5の幼稚園通園児数は本町から町外の幼稚園へ通園している幼児数です。平成31年4月1日現在、0～2歳児の30%弱、3～5歳児の98%程度が平日昼間の教育・保育サービスを利用しています。町立の6か所の保育園は、平成31年4月から認定こども園に変更しました。結こども園・ふたばこども園・中央こども園は6か月児から、森部こども園・牧こども園・南條こども園は1歳児から受け入れており、待機児童はいません。

図表4-5 平日昼間の教育・保育サービスの利用状況（各年4月1日現在）

単位：人

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保 育 園	0 歳	27	2	6	7	-
	1～2 歳	130	96	105	87	-
	3～5 歳	395	395	355	362	3
	小 計	552	493	466	456	3
認 定 こども 園	保 育 園 部 分	0 歳	-	-	-	3
		1～2 歳	-	-	-	89
		3～5 歳	-	-	-	307
	幼 稚 園 部 分	3～5 歳	-	-	-	3
	小 計	-	-	-	-	402
幼 稚 園	3～5 歳	23	26	37	38	50
年 齢 別 計	0 歳	27	2	6	7	3
	1～2 歳	130	96	105	87	89
	3～5 歳	418	421	392	400	363
合 計		575	519	503	494	455

(注) 利用児数は、図表4-7の広域入所の他市町への委託児数を含む。

② ニーズ・課題等

平成31年4月現在、認定こども園の幼稚園部分（1号）利用児が3人しかいなく、他

市町の幼稚園を利用している児童が多くいます。

③ 目標量

目標量は図表4-6のとおりであり、平日昼間の教育・保育サービス利用希望児すべてを受け入れることとします。

図表4-6 平日昼間の教育・保育サービスの目標量

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3 号	0 歳	10	10	10	10	10
	1～2 歳	95	95	95	95	95
3～5 歳	1 号	40	45	50	50	50
	2 号	296	289	280	280	263
合 計		441	439	435	435	418

(注) 1 利用児数は、他市町の幼稚園利用児数、広域入所の他市町の保育所への委託児数を含む。
2 「3号」は0～2歳児、「1号」は3～5歳の幼稚園・認定こども園の幼稚園部分利用児、「2号」は3～5歳の保育所・認定こども園の保育園部分利用児をいう。

④ 目標量の確保策

本町の平日昼間の教育・保育サービス利用希望児すべてを受け入れることができると考えられるので、認定こども園の幼稚園部分の充実に努めます。

⑤ その他

○英語保育事業

保護者に好評の英語保育事業は、これからの国際化社会にあわせ、内容の充実に努めます。

○広域入所

保護者のいずれかが受け入れ市町村に勤務し、住所地の保育時間内に帰ることが困難な場合、他の市町村への受け入れが可能です。町内に企業が多かったため、他の市町村からの保育の受託が多かったのですが、近年になって減少しています。勤務する保護者にはよい制度であり、今後も継続して実施します。なお、計画期間内に他市町から受け入れる園児と他市町に委託する園児は、ともに各年度3人程度と見込んでいます。

図表4-7 保育園の広域入所実施状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受け入れ	4	5	3	3	2
委 託	4	1	1	2	2

○障がい児保育

すべての保育園（認定こども園）で集団保育になじめる中軽度の障がいのある児童を受け入れています。今後も障がいのある児童一人ひとりにあった保育を充実していきます。

図表4-8 障がい児保育実施状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児数	18	23	18	19	19

○合同研修

子どもが健やかに成長するためには、良質かつ適切な教育・保育サービスを提供する必要があります。その共通意識の保持とサービスの向上のため、各認定こども園の合同研修を行います。

○地域型保育

地域型保育とは、0歳から2歳の子どもの少人数の単位で預かる事業で、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育および居宅訪問型保育の4事業があります。家庭的保育とは保育ママともいわれ、家庭的な雰囲気のもとで定員5人以下を預かる保育、小規模保育とは定員6～19人を対象にした保育、事業所内保育とは会社等が従業員の子どもの等を対象にした保育、居宅訪問型保育とは保護者の自宅で1対1で行う保育をいいます。地域型保育は、待機児童の多い都市部や子どもが減少している過疎地などを対象とした事業であり、過疎地でもなく、待機児童もない本町においては、あまり必要のない事業と考えます。

(2) 時間外保育

① 現 状

時間外保育とは、通常の保育利用時間を超えた保育のことで、延長保育ともいいます。結こども園・ふたばこども園・中央こども園において、午前7時から午後7時までの時間外保育を実施しています。

図表4-9 時間外保育実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人）	65	78	77	67	50

② ニーズ・課題等

ニーズ調査によると、保育所の利用希望時間は、午前8時以前が8.4%、午後6時以降が4.7%となっています。

③ 目標量

過去5年間の利用状況およびニーズ調査から次表のとおりとしました。

図表4-10 時間外保育の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
利用児数(人)	65	65	60	60	60

④ 目標量の確保策

時間外保育は、現在実施している3こども園で受け入れ可能と考えています。

(3) 病児・病後児保育

① 現 状

病気やその回復期にある児童が集団や家庭で保育できない時に医療機関等で預かる病児・病後児保育は、町内に実施施設がないため、岐阜市、羽島市および北方町の実施施設と協定により利用できることとなっています。

図表4-11 病児・病後児保育実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託施設数(か所)	3	3	3	3	3
利用児数(人日)	26	7	8	1	21

② ニーズ・課題等

病児・病後児保育の実際の利用児数は少ないですが、ニーズ調査によれば、就学前児童全体の3割強、小学生の2割強が利用したいと思っています。病児・病後児保育を推進するのは当然ですが、子どもが病気の時には、仕事を休んで、父親あるいは母親がみてあげるのがあたり前という考え方を企業等に普及する必要があります。

③ 目標量

過去5年間の利用実績から、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者の病児・病後児保育については、その費用を公費負担とします。

図表4-12 病児・病後児保育の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
委託施設数(か所)	3	3	3	3	3
利用児数(人日)	15	15	15	15	15

④ 目標量の確保策

目標量の確保は、現在の3か所の委託施設によって可能と考えられますが、今後、利用児が増加するようであれば委託施設の増加により対応していきます。また、病児・病後児保育やその実施施設を知らない保護者もおられると考えられることから、その周知に努めます。

(4) 一時預かり事業

① 現 状

一時預かり事業は、家庭での育児が困難な場合等に子どもを保育園（認定こども園）に預ける事業で、利用対象は保育園（認定こども園）を利用していない児童です。この事業は、平成30年度まで結保育園と中央保育園で実施していましたが、令和元年度からふたばこども園でも実施しています。

図表4-13 一時預かり事業実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施施設数(か所)	2	2	2	2	2
利用児数(人)	34	24	36	28	9
利用延回数(回)	399	482	349	215	28

② ニーズ・課題等

平成30年度は、利用児数、利用延回数とも減少していますが、核家族世帯の増加により、一時預かり事業のニーズは高まっています。

③ 目標量

過去5年間の実績とニーズ調査の利用意向を勘案して、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者の一時預かり事業については、その費用を公費負担とします。

図表4-14 一時預かり事業の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（か所）	3	3	3	3	3
利用児数（人）	20	20	20	20	20
利用延回数（回）	200	200	200	200	200

④ 目標量の確保策

現在実施している3か所の認定こども園で対応できると考えます。

(5) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業とは、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが困難になった児童を児童保護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）をいいます。この事業は実施していません。ニーズ調査においても利用希望がないので、今後も実施しないこととします。

(6) ファミリーサポートセンター事業

① 現 状

ファミリーサポートセンター事業とは、子育ての手助けがほしい人とお手伝いしたい人が会員登録する相互援助活動です。ファミリーサポートセンターは、平成25年7月に開設しました。ファミリーサポートセンター事業は、児童の送迎に利用されています。

図表4-15 ファミリーサポートセンター事業実施状況

単位：回

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用延回数	25	1	47	16	25

② ニーズ・課題等

核家族世帯は増加しましたが、ファミリーサポートセンターを利用する人は横ばいです。また、定年退職者等の増加により、サービスを提供したい人は増加していると考えられます。

③ 目標量

ニーズ調査による利用者意向により、次のとおりとしました。なお、一定の要件を満たした利用者のファミリーサポートセンター事業については、その費用を公費負担とします。

図表4-16 ファミリーサポートセンター事業の目標量

単位：回

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延回数	25	25	25	25	25

④ 目標量の確保策

ファミリーサポートセンター事業の広報活動に努め、援助会員、利用会員の増加を図っていきます。

(7) 放課後児童クラブ事業

① 現 状

放課後児童クラブは、平成25年度までは結教室と名森教室の2か所で実施していましたが、平成26年度から牧教室を開設しました。結教室は、老朽化や利用児の増加に対応するため、平成26年度に新築しました。放課後児童クラブ利用児は、増加傾向にあります。

図表4-17 放課後児童クラブ実施状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施施設数（か所）		3	3	3	3	3
利用児数 （人）	1～3年	154	159	155	148	171
	4～6年	39	63	66	68	71
	計	193	222	221	216	242

② ニーズ・課題等

3教室とも手狭となってきています。

③ 目標量

目標量は、過去5年間の利用状況、今後の小学生数の減少等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-18 放課後児童クラブの目標量

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施施設数（か所）		3	3	3	3	3
利用児数 （人）	1～3年	160	160	160	150	150
	4～6年	70	70	70	60	60
	計	230	230	230	210	210

④ 目標量の確保策

名森教室においては、児童館を有効活用し、受け入れの拡大を図るとともに、小学校の近くに新設することや、地域の寺や公民館、学校のあき教室等を活用して、放課後児童クラブと高齢者サロン、放課後子ども教室の同時実施なども検討します。

(8) ホリデー・サポート・スクール事業

① 現 状

ホリデー・サポート・スクール事業は、小学生を夏休み・冬休み・春休みに預る事業で、中央公民館、放課後児童クラブ牧教室（牧小学校体育館）および放課後児童クラブ結教室（結の郷）で実施しています。開所時間は、月曜日から土曜日の8時30分から18時30分（延長利用 7時30分から19時）です。平成27年度までは、夏休みだけの「サマースクール」でした。

図表4-19 ホリデー・サポート・スクール実施状況

単位：人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用児数	59	107	102	112	86

② ニーズ・課題等

ホリデー・サポート・スクールのニーズは高まっています。

③ 目標量

平成28年度から開設されているホリデー・サポート・スクールの利用状況、今後の小学生数、放課後児童クラブの利用状況・見込量を勘案して、次のとおり見込みました。

図表4-20 ホリデー・サポート・スクールの目標量

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児数	110	110	110	105	105

④ 目標量の確保策

現在の3か所の実施施設で対応できると考えられます。

(9) 放課後子ども教室

① 現 状

放課後子ども教室とは、地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象として、スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を放課後に行う事業ですが、本町は実施していません。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査において、放課後子ども教室の利用意向は、小学1～3年が53.9%、小学4～6年が32.1%でした。

③ 目標量

計画期間中に放課後児童クラブを実施している3区域で実施することを目標とします。

④ 目標量の確保策

地域の方々の協力の下に、地域の寺等において、放課後児童クラブや高齢者サロンとの一体的な実施や放課後子ども教室のプログラムなどを検討して、この事業を推進します。

(10) 子育て支援センターにおける育児相談

① 現 状

中央子育て支援センターおよび結子子育て支援センターの2か所で育児相談を受けています。

図表4-21 子育て支援センターにおける育児相談件数 単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相 談 件 数	22	23	26	36	58

② ニーズ・課題等

図表4-21のとおり、子育て支援センターにおける育児相談件数は、年々増加しています。

③ 目 標

今後も育児相談の充実に努め、保護者の育児不安の解消等を図ります。

(11) 児童相談事業

① 現 状

保健センターにおいて、主任児童委員による児童相談所を毎月1回開催しています。

図表4-22 児童相談事業件数 単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相 談 件 数	-	2	1	-	2

② ニーズ・課題等

心配ごと相談所と併せて開催していますが、児童の相談はほとんどない状態です。

③ 目 標

気軽に相談しやすい相談所づくりをめざし、児童虐待防止に役立てます。

(12) 認定こども園の統合

① 現 状

認定こども園は6園あり、どの認定こども園にも入園可能です。

② ニーズ・課題等

3歳未満児の保育ニーズが高まってはいますが、少子化により全体の園児数は減少傾向にあります。利便性の高い結こども園・中央こども園・ふたばこども園への入園希望は高いですが、他の3園は低くなっています。平成31年4月のこども園全体の通所児童数399人は、平成23年の611人の3分の2以下となっています（25頁参照）。

③ 検 討

均衡ある保育施設の効率的運営の観点から認定こども園の統合を検討します。

2 ネットワークづくりと情報提供

(1) 園庭開放事業（ちびっこ広場）

① 現 状

子育てママの交流の場として未就園児の親子を対象に、全こども園で園庭開放を実施しています。月に1回民生児童委員が話し相手や育児相談者として参加します。

結こども園・中央こども園：毎週月～木曜日　ふたばこども園・南條こども園：毎週月曜日　森部こども園・牧こども園：毎週火曜日

図表4-23 園庭開放事業利用状況

単位：組

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
中央保育園	430	462	871	795	1,414
結保育園	730	906	1,055	636	756
ふたば保育園	145	128	170	131	111
南條保育園	139	77	71	22	11
森部保育園	53	40	64	50	16
牧保育園	81	121	78	50	27
合 計	1,578	1,734	2,309	1,684	2,335

② ニーズ・課題等

園庭開放は、利用者からは高い評価を受けていますが、就学前児童保護者のニーズ調査においては8割以上の方が「利用していない」と答えています。

③ 目標量

現在の0歳児・1歳児の数、今後の出生児数の推計等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-24 園庭開放事業の目標量

単位：組

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中央こども園	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
結こども園	800	800	800	800	800
ふたばこども園	300	300	300	300	300
南條こども園	50	50	50	50	50
森部こども園	50	50	50	50	50
牧こども園	50	50	50	50	50
合 計	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650

④ 目標量の確保策

より一層利用しやすい事業の展開をめざすとともに、ハートピア安八で行っている幼児教室と連携を取りながら、この事業のPRに努めます。

(2) キッズボックス（親子体操）

① 現 状

未就園児の親子を対象に、毎月1回、各こども園持ち回りで専門講師の指導の下に体操を行っています。

図表4-25 キッズボックス利用状況

単位：組

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用組数	172	148	192	91	89

② ニーズ・課題等

キッズボックスの平成30年度の利用は89組で、平成28年度の192組から半減しています。就学前児童保護者のニーズ調査においても、キッズボックスの3歳未満児の利用者は10.0%と低くなっています。

③ 目標量

過去5年間の利用状況、現在の0歳児・1歳児の数、今後の出生児数の推計等を勘案して、次のとおりとしました。

図表4-26 キッズビクス目標量

単位：組

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用組数	213	200	190	190	185

④ 目標量の確保策

3歳未満児の保護者にこの事業を知ってもらうための広報活動に努めます。

(3) 子育てセミナー・ミニ講演会

① 現 状

地域子育て支援センターにおいて、年2回、専門の講師を招いて、子育てセミナー・ミニ講演会を開催しています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、子育てセミナー・ミニ講演会を「知っている」人は、3歳未満児の保護者が30.0%、3～5歳児の保護者が47.9%でした。

③ 目 標

乳幼児の保護者の興味を持てるようなテーマの講演会を開催するとともに、広報活動に努めます。

(4) 親子教室

① 現 状

親子教室は、くまさんルーム（地域子育て支援センターひまわり）、ぞうさんルーム（地域子育て支援センターたんぽぽ）で行う親子の遊びです。1歳児コースと2歳児コースがあり、月2回、3か月間（5回コース）で、親子でいろいろな遊びをします。

図表4-27 親子教室利用状況

単位：組

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
くまさん ルーム	1歳児	70	35	120	70	125
	2歳児	25	55	110	80	40
ぞうさん ルーム	1歳児	50	70	40	20	30
	2歳児	65	35	50	30	45
合 計		210	195	320	200	240

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査では、1歳児の16.7%、2歳児の19.4%が「利用している」と答えています。

③ 目標量

④の目標量の確保策を講じることを前提に、次のとおりとしました。

図表4-28 親子教室の目標量

単位：組

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
くまさん ルーム	1歳児	120	120	120	120	120
	2歳児	40	40	40	40	40
ぞうさん ルーム	1歳児	30	30	30	30	30
	2歳児	40	40	40	40	40
合 計		230	230	230	230	230

④ 目標量の確保策

3歳未満の乳幼児のいる家庭に対して、あらゆるPR活動をするよう努めます。

(5) 安八こども文庫

① 現 状

6か所の認定こども園と保健センターにおいて、妊婦や子ども連れ親子に本の貸し出しを行っています。児童館では、「子育て文庫」として館内で閲覧ができます。また、ボランティアの自宅にも文庫が開設されています。さらに、認定こども園、小学校等の施設において、絵本の読み聞かせや保護者に対する講演、指導などをボランティアが行っています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査において、安八こども文庫は「利用したことがある」は14.1%でしたが、「利用したい」は55.7%と高い率でした。

③ 目 標

安八こども文庫の蔵書の充実を図るとともに、妊婦や就学前児童の保護者に対する広報に努めます。

(6) 子育てサークル活動の支援

① 現 状

乳幼児の保護者が集う自主的なサークル活動を行う団体が地域子育て支援センターに1団体ずつあります。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査において、子育てサークルは「知っている」が48.0%、「利用したことがある」が14.9%、「利用したい」が30.7%となっています。実際に、子育てサークルの会員は、あまり多くありません。

③ 目 標

子育てサークルの会員が増加するような活動ができるよう支援していきます。

(7) 保育ボランティアの育成

① 現 状

園庭開放事業・親子教室等において、保育ボランティアが活躍されています。

② ニーズ・課題等

保育ボランティアが不足しています。

③ 目 標

町社会福祉協議会と連携して、保育ボランティアの養成に努めます。

(8) 子育てに関する情報提供

① 現 状

・広報あんばんち

毎月、広報あんばんちにコーナーを設け、地域子育て支援センター事業の情報等を掲載しています。

・町のホームページ

ホームページで出生の手続きから子育てに関する幅広い情報を提供しています。

・いきいきカレンダー

いきいきカレンダーに保健センターで実施する健康診断や相談事業を掲載しています。

② ニーズ・課題等

保健センターの乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健康診査等で情報提供していますが、子育てに関する情報を知らないという人にいかに情報を提供するかが課題です。

③ 目 標

・ 広報あんばんち

見やすい情報提供に努めます。

・ 町のホームページ

ホームページは、常に新しい情報を提供し、情報発信を拡充します。

・ いきいきカレンダー

内容、レイアウトの工夫に努めます。

・ 子育てガイドブック

子育てサービスの内容や町内の子育て資源が一目でわかるガイドブックを作成します。

(9) 地域子育て支援拠点事業

基本指針においては、地域子育て支援拠点事業について、目標量と目標量の確保策を定めるよう求めています。地域子育て支援拠点事業とは、地域子育て支援センターで行う①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子育て・子育て支援に関する講習等となっています。そのため、地域子育て支援拠点事業には、地域子育て支援センターで行う園庭開放事業、子育てセミナー、親子教室、子育てサークル活動の支援、保育ボランティアの育成、地域子育て支援センターにおける子育て相談等が該当すると考えられます。

① 現 状

図表4-29は、地域子育て支援拠点事業の年間利用延人数ですが、これは上記本町の各事業の利用人数を合計したものではありません。子育てサークル活動や保育ボランティアの育成などカウントするのが困難な事業や、親子で利用する園庭開放事業や親子教室の利用延人数はどのようにカウントするのか、園庭開放事業に来所して子育て相談を受ける人などがいるため、地域子育て支援センターに来所した延就学前児童数を記入しました。

図表4-29 地域子育て支援拠点事業利用状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用施設数（か所）	2	2	2	2	2
利用延人数（人）	1,855	2,082	2,809	1,996	3,072

② ニーズ・課題等

ニーズ・課題等は、それぞれの事業に記入しているとおりです。

③ 目標量

2か所の地域子育て支援センターの利用延人数を次のとおり見込みます。

図表4-30 地域子育て支援拠点事業の目標量

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延人数	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

④ 目標量の確保策

それぞれの事業に記入しているとおりです。

3 児童の健全育成と世代間交流

(1) 児童館の活発な利用

① 現 状

児童館の事業としては、親子参加で工作や調理、運動などを行う子ども講座、未就園児の親子を対象に遊びや運動を行う幼児教室、子ども対象の展示会やイベントなどがあります。子どもの心の安定を図り、社会性づくりにプラスとなる年齢に合った質の高いおもちゃを提供するとともに、おもちゃに頼りすぎない遊びを推奨しています。児童館事業利用状況および児童館入館者は、図表4-31のとおりです。

図表4-31 児童館事業利用状況

単位：延人数

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子ども講座	534	604	477	366	337
幼 児 教 室	2,572	1,778	1,604	1,407	1,336
児童館入館者	31,945	26,027	26,608	29,559	28,272

② ニーズ・課題等

児童館や図書館があるハートピア安八は、子どもたちが安心して過ごせるため、利用児が多くいます。ニーズ調査の記述式回答に、「小学生と未満児のきょうだいと一緒に遊べない」「おもちゃが少ない」などという記入がありました。

③ 目 標

利用児が満足できるよう、年齢にあわせた事業を計画し、講座の充実等を図ります。おもちゃについては、他市町の児童館を見学して、児童館利用児童のニーズと安全を満たすおもちゃを検討していきます。また、おもちゃをなかだちとしないコミュニケーションづくりを検討していきます。

(2) ジュニア文化サークル事業

① 現 状

町内を中心とした経験者を講師に、小・中学生対象のスポーツ・文化のサークルを土曜日に開催しています。

図表4-32 ジュニア文化サークル参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
サークル数(数)	13	13	12	13	12
参加児数(人)	198	193	173	176	178

② ニーズ・課題等

土曜日を有効に活用できる講座の開催は、子どもの意識を高め好評です。スポーツ少年団への加入もあり、いずれかで多くの児童が土曜日を有効に過ごしています。

③ 目 標

興味あるジュニアサークルの講座や内容のさらなる充実に努め、参加者の増加を図ります。

(3) 高齢者とのふれあい事業

① 現 状

- ・認定こども園では、正月遊びなど伝統行事の伝承などの行事を実施しています。
- ・認定こども園のさつまいも作りに地域の高齢者に協力していただいています。
- ・小学校のクラブ活動で、地域の指導者として高齢者から米作りや菊作り、草木染め等の指導を受ける高齢者とのふれあい交流を実施しています。同様の活動を牧こども園も行っています。
- ・伝統行事の「麦踏み」を地域の高齢者と体験します。

② ニーズ・課題等

核家族化が進み、高齢者がいない家庭が多くなったため、学校や認定こども園で高齢者との交流を深める必要があると考えます。

③ 目 標

子どもたちが地域の高齢者とふれあい、さまざまな感動を体験することは、子どもの成長にも地域づくりにも重要です。地域の特性を生かしながら、今後も小学校や認定こども園で高齢者との交流事業を推進します。

(4) 老人福祉施設への訪問活動

① 現 状

- ・小学生があすわ苑を訪問し、ゲーム遊びや合唱等の交流を実施しています。
- ・町内の特別養護老人ホームの招待で、園児の歌、手遊び等の交流を実施しています。

② ニーズ・課題等

訪問先である老人福祉施設入所者の意見や要望を把握する必要があります。

③ 目 標

地域にある老人福祉施設入所者と交流する良い機会であり、今後も継続していきます。

4 子育てにかかわる経済的負担の軽減

(1) 保育料の軽減

① 現 状

令和元年10月から、幼稚園・保育所・認定こども園に通う3～5歳のすべての児童と、保育所・認定こども園に通う0～2歳の住民税非課税世帯の児童について、利用料が無料になりました。

② 目 標

0～2歳の住民税課税世帯の児童については、国の基準では就学前児童と合わせて2人いる場合は半額、就学前児童と合わせて3人以上いる場合は無料とされていますが、本町においては国の基準に上乗せして、就学前児童に限定しないで、きょうだい2人の場合は2割、3人以上の場合は4割とします。

(2) こども医療費助成制度

① 現 状

中学校卒業まで、入院・通院の医療費を助成しています。小学校就学前児童は県制度、小学生以上は町単独制度です。

図表4-33 子ども医療費助成制度利用状況

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
就学前児童	18,290	17,469	17,186	16,236	15,723
就 学 児	17,276	17,652	18,306	17,678	17,393

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、この制度を良いサービスであるとの評価が多くありました。

③ 目 標

保護者の経済的負担に配慮して、こども医療費助成制度を継続して実施します。

(3) 学校給食費助成制度

① 現 状

小・中学校の学校給食費について、第3子は半額、第4子以降は全額を助成しています。

図表4-34 学校給食費助成制度利用状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
第 3 子	125	117	128	134	124
第 4 子 以 降	14	16	15	19	20

② ニーズ・課題等

全国的にも珍しい制度で、学齢期にある多子世帯の経済的支援に役立っています。

③ 目 標

多子世帯の経済的負担に配慮して、この事業を継続します。

(4) チャイルドシート購入助成制度

① 現 状

乳幼児1人に対して2台まで、チャイルドシート購入金額の3分の2（15,000円限

度)を補助しています。

図表4-35 チャイルドシート購入助成制度利用状況

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	94	71	71	53	75

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、チャイルドシートの購入助成制度はいいサービスだという評価が多くありました。

③ 目 標

今後もチャイルドシート購入助成制度を継続します。

(5) 通学かばん購入補助制度

① 現 状

小学校入学時の通学かばん（ランバッグ）の購入に対して、3,000円を補助しています。

図表4-36 通学かばん購入補助制度利用状況

単位：件

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用件数	166	136	162	117	145

② ニーズ・課題等

ランバッグは、黄色で登下校の交通安全に役立ち、また安価で購入できると好評です。

③ 目 標

保護者の経済的負担に配慮して、この事業を継続します。

(6) 児童手当

① 現 状

児童手当の月額は、0歳～3歳未満が一律15,000円、3歳～小学校終了までが第1子・第2子10,000円、第3子以降15,000円、中学生が一律10,000円、所得制限以上が一律5,000円と定められています。平成30年度の児童手当の受給人数は、図表4-37のとおりです。

図表4-37 児童手当受給状況（平成30年度）

単位：人

区 分	15,000円	10,000円	5,000円	合 計
受 給 児 数	473	1,448	89	2,010

② ニーズ・課題等

ニーズ調査においては、多子世帯から経済的支援を求める記述がありました。

③ 目 標

児童手当に関する広報により受給漏れがないよう努めるとともに、窓口での適切な対応に努めます。

第3 母と子の健康の保持・増進

1 母子保健サービスの充実

(1) 子育て世代包括支援センター

① 現 状

平成31年4月、妊娠中から子育てに至るまで母子の健康を切れ目なく支援する専用窓口である子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置しました。

② 目 標

子育て支援施策と母子保健施策との連携を図り、より効果的な支援につなげるために、新たに整備する子ども家庭総合支援拠点と一体化した機関にします。

(2) 母子健康手帳の交付

① 現 状

子育て世代包括支援センターにおいて、すべての妊婦が母子健康手帳の交付を受けており、同時に妊娠中および出産後の保健事業案内をしています。

② ニーズ・課題等

母子健康手帳の交付時に、妊娠・出産・育児に対する不安な気持ちを相談される方が多いです。

③ 目 標

妊娠・出産・育児に対する子育て世代包括支援センターの相談対応を充実させて、不安の軽減を図ります。

(3) 父子手帳

① 現 状

岐阜県では、妊娠・出産・育児における父親の役割や妻へのサポート方法等を記載した岐阜県父子手帳「パパスイッチオン！ぎふイクメンへの道」を作成しました。父子手帳は、平成22年度から母子健康手帳とともに配布しています。

② ニーズ・課題等

父子手帳はすべての方に配布できていますが、出生から子どもの成長にあわせた父親の子育ての仕方等にさらに活用が必要です。

③ 目 標

父子手帳の有効的な活用を推進し、父親の育児参加を促します。

(4) 妊婦健康診査事業

① 現 状

妊婦および胎児の健康管理や安心して出産できるよう健康診査受診票を発行しています。妊婦健康診査は医療機関に委託して実施しており、健康診査受診票は平成20年度までは1人について5回分でしたが、平成21年度から14回分に拡充しました。

図表4-38 妊婦健康診査受診状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊 娠 届 出 数 (人)	118	104	103	102	87
1人当たり健診回数(回)	10.9	12.3	12.6	12.0	12.4
健 診 延 回 数 (回)	1,289	1,275	1,294	1,220	1,076

② ニーズ・課題等

妊婦健康診査受診票が14回分交付されることに対する満足度は高いといえます。

③ 目標量

計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。

図表4-39 妊婦健康診査の目標量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊 娠 届 出 数 (人)	89	87	87	87	85
1人当たり健診回数(回)	13	13	13	13	13
健 診 延 回 数 (回)	1,157	1,131	1,131	1,131	1,105

④ 目標量の確保策

受診票交付時に妊婦健康診査の受診を促し、受診率の向上をめざします。

(5) ハッピープレママ会

① 現 状

妊婦を対象に、助産師による出産準備の教育や出産後の育児に関する相談を行っています。また、管理栄養士による妊娠期に必要な栄養についての話や調理実習も行っています。

図表4-40 ハッピープレママ会参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	4	4	4	6	6
参加人数(人)	19	19	38	43	25

② ニーズ・課題等

平成29年度から開催回数を年6回に増加しましたが、参加者の増加につながっていません。

③ 目 標

働いている妊婦が参加しやすい時間設定など、ニーズに合わせた教室形態へ変更を行うなど、より多くの方に参加していただけるように努めます。

(6) 乳幼児訪問事業

① 現 状

乳児家庭全戸訪問事業は、すべての新生児の家庭を訪問して健康相談・育児相談を行うものです。養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の結果等により、養育に関する指導が必要な家庭を保健師が訪問し、適切な助言をするものです。

図表4-41 乳幼児訪問事業実施状況

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象児数(人)	123	118	118	99	99
	訪問児数(人)	97	105	96	86	92
養育支援訪問事業	対象児数(人)	4	1	1	2	2
	訪問回数(回)	4	1	1	2	1

② ニーズ・課題等

訪問した乳児家庭が里帰りなどで留守期間が長いなどの理由により、全戸訪問には至っていません。

③ 目標量

乳児家庭全戸訪問事業の目標量は、計画期間の0歳児の推計数により、次のとおりとしました。なお、養育支援訪問事業の目標量は定めないこととします。

図表4-42 乳児家庭全戸訪問事業の目標量

単位：人

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対 象 児 数	89	87	87	87	85
訪 問 児 数	89	87	87	87	85

④ 目標量の確保策

乳児家庭の全戸を訪問することは今の体制で可能です。また、養育支援が必要な家庭に適切な助言等が行えるよう、関係機関との調整に努めます。

(7) 新生児聴覚検査

① 現 状

「聞こえ」の状況を早期に確かめるため、町では新生児聴覚検査（自動ABR）にかかる費用の助成を行っています。

図表4-43 新生児聴覚検査受診状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象人数（人）	121	105	96	93	111
受診人数（人）	93	100	92	93	109
受 診 率（％）	76.9	95.2	95.8	100.0	98.2

② ニーズ・課題等

平成27年度以降の受診率は、95%を上回って推移しています。

③ 目 標

妊婦健康診査受診時等にこの検査の周知に努めます。

(8) 乳幼児健康診査事業

① 現 状

乳幼児健康診査は、乳幼児の身体計測や発達チェック、栄養指導等を行うため、3～6か月児（乳児）、10か月児、1歳6か月児、3歳児および5歳児を対象に実施していましたが、平成30年度から10か月児健康診査は、10か月相談となりました。また、1歳6か月児および3歳児に対しては、歯科健康診査を行っています。

図表4-44 乳幼児健康診査受診状況

区 分		対象 児数 (人)	受診 児数 (人)	受診 率 (%)	健 診 結 果			
					異常なし (人)	要 観 察 (人)	要 精 検 (人)	要 医 療 (人)
平成26年度	乳 児	111	111	100.0	78	17	1	5
	10 か 月 児	107	107	100.0	78	20	2	7
	1 歳 6 か 月 児	139	139	100.0	88	46	1	4
	3 歳 児	150	148	98.7	99	43	3	3
	5 歳 児	136	135	99.3	94	40	-	1
平成27年度	乳 児	107	107	100.0	76	16	1	14
	10 か 月 児	118	113	95.8	79	26	1	7
	1 歳 6 か 月 児	107	104	97.2	64	37	2	1
	3 歳 児	133	130	97.7	90	37	1	2
	5 歳 児	148	141	95.3	95	42	2	2
平成28年度	乳 児	96	96	100.0	74	11	2	9
	10 か 月 児	103	103	100.0	75	24	-	4
	1 歳 6 か 月 児	128	128	100.0	77	47	4	-
	3 歳 児	122	122	100.0	83	36	2	1
	5 歳 児	139	134	96.4	89	43	1	1
平成29年度	乳 児	95	93	97.9	74	9	-	10
	10 か 月 児	117	116	99.1	92	21	1	2
	1 歳 6 か 月 児	102	100	98.0	62	35	-	3
	3 歳 児	123	115	93.5	72	39	3	1
	5 歳 児	146	141	96.6	90	44	4	3
平成30年度	乳 児	111	111	100.0	80	13	2	16
	1 歳 6 か 月 児	103	104	101.0	71	26	1	6
	3 歳 児	118	116	98.3	89	22	3	2
	5 歳 児	116	112	96.6	81	23	5	3

図表4-45 幼児歯科健康診査受診状況

区 分		対 象 児 数 (人)	受 診 児 数 (人)	受 診 率 (%)	む し 歯 の あ る 児 (人)	む し 歯 経 験 率 (%)	一 人 平 均 む し 歯 数 (本)
平成26年度	1歳6か月児	139	139	100.0	-	-	-
	3歳児	150	148	98.7	18	12.2	0.32
平成27年度	1歳6か月児	107	104	97.2	-	-	-
	3歳児	133	130	97.7	17	13.1	0.48
平成28年度	1歳6か月児	128	128	100.0	2	1.6	0.09
	3歳児	122	121	99.2	16	13.2	0.34
平成29年度	1歳6か月児	102	100	98.0	1	1.0	0.05
	3歳児	123	115	93.5	9	7.8	0.23
平成30年度	1歳6か月児	103	104	101.0	-	-	-
	3歳児	118	116	98.3	7	6.0	0.12

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査においては、健康診査をはじめとする保健センターの対応がいいという記述が多数ありました。

③ 目 標

乳幼児健康診査時に、個々に合った指導・助言を行うなど、現体制を継続します。

(9) 利用者支援事業

① 現 状

乳幼児相談は、毎月1回開催し、身体計測や育児相談・栄養相談を実施しています。
 なお、乳幼児相談は、令和元年度から利用者支援事業の一環として実施しています。

図表4-46 乳幼児相談来談者数

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳 児	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	延べ来談人数(人)	138	151	163	163	137
	実来談人数(人)	57	57	53	51	49
幼 児	実施回数(回)	12	12	12	12	12
	延べ来談人数(人)	220	143	157	172	202
	実来談人数(人)	42	24	42	34	35

② ニーズ・課題等

広報あんぱち、町のホームページ、いきいきカレンダー等により子育て情報を提供していますが、ニーズ調査によると、子育てに関する各種サービスを「知らない」と答えている人がかなりいます。また、健康診査に限らず、保健センターを利用したいという要望があります。

③ 目 標

令和元年度に、保健センターに子育てコーディネーターを置き、利用者支援事業（母子保健型）を開始しました。利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、認定こども園や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行います。利用者支援事業は、地域子育て支援センター、地域子育て支援拠点事業、子育て世代包括支援センター等と連携しながら推進していきます。

(10) スマイルキッズ

① 現 状

この教室は、1歳6か月児健康診査を受けた親子が対象です。子育て支援センターにおいて、小集団での活動を通して子どもの発達支援を行うとともに、養育者の育児不安や負担感の軽減を図ることを目的としています。遊びの中から子どもの育ちを引き出しながら、育ちの喜びを保護者どうして分かち合えるよう、保健師や保育士らがサポートしています。

平成26年度から開始し、毎年およそ20%の親子に継続的な支援（月2回開催、8回コース）を実施しています。

図表4-47 スマイルキッズ参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対 象 人 数 (人)	139	104	128	100	103
参加実人数 (人)	18	24	26	21	29
延べ参加人数 (人)	91	114	120	103	130
参 加 率 (%)	12.9	23.1	20.3	21.0	28.2

② 目 標

内容の充実を図り、参加率の向上をめざします。

2 食育の充実

(1) 離乳食教室

① 現 状

乳児健康診査時に、管理栄養士が離乳食開始時期の目安や進め方の導入を行い、その後5～7か月児を対象に離乳食教室を開催しています。

また、乳幼児および10か月児相談において、個別の支援を行っています。

図表4-48 離乳食教室実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数 (回)	6	6	6	6	6
参加人数 (人)	64	56	68	64	46

② ニーズ・課題等

乳児健康診査時に離乳食教室の案内を行うため、多くの参加があります。しかし、健康診査ではないため、参加率が100%ではありません。

③ 目 標

乳児期は食生活のリズムの基礎が形成される大切な時期なので、離乳食教室の参加率100%を目指すとともに、よりよい個別支援に努めます。

(2) 保育士による食育

① 現 状

年齢に応じた食行動を獲得できるように、各クラスの担任が毎月食育の計画を立てて

おり、これに沿っておやつ作りの開催や給食時に食行動の支援を行っています。給食については「給食だより」や「食育だより」を発行して、年間を通した認定こども園での食育の様子や、家庭で手軽にできるクッキングを保護者へお知らせしています。また、給食センターの見学や絵本・紙芝居、ペープサート（人形劇）などを用いた食育にも努めています。

② ニーズ・課題等

小・中学生と同じ給食を食べているため、口腔内や嚥下機能の発達に合わないメニューもあります。

③ 目 標

今後も給食は子どもたちが食べやすい形態へと小さくほぐすなどするとともに、年齢に応じた食行動を獲得できるように支援を続けます。また、家庭における食育の意識を啓発するために、よりよいお便り作りに努めます。

(3) 園庭栽培事業

① 現 状

年間を通して四季折々の実のなる樹木や野菜を認定こども園の園庭で栽培して収穫します。また、収穫した野菜や果物を使用したクッキング・おやつ作りを行っています。

② ニーズ・課題等

食品衛生や施設の関係上、調理のバリエーションが限定されてしまいます。

③ 目 標

種まきから食べるところまでを通して、「食べもののいのちを感じる力」を育てていきます。

(4) 管理栄養士による食育講座

① 現 状

毎年各園において、お話やクイズを通して「食べものを選ぶ力」や「食べもののいのちを感じる力」など、食育で身につけたい5つの力を伝えています。また、保護者会において、家庭における食育の方法の普及もしています。

図表4-49 管理栄養士による食育講座参加状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	6	6	6	6	6
参加人数(人)	545	505	526	485	448

② ニーズ・課題等

できるだけ噛み砕いた言葉を用いて話をしていますが、年齢により伝わらない点もあります。

③ 目 標

子どもたちが、食に興味・関心を深めることのできる内容や話し方に努めます。

(5) 食生活改善協議会の食育講座

① 現 状

ヘルスメイトさんの愛称で親しまれている食生活改善協議会の会員が、認定こども園においてクイズや劇を行い、食の大切さと感謝の心を伝えています。また、園児たちと一緒に行うおやつ作りでは、自分で作りたいという興味を促すとともに、楽しく交流を行っていて、園児たちには好評です。

図表4-50 食生活改善協議会の食育講座開催状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	3	3	3	6	3
参加人数(人)	333	324	265	485	209

② ニーズ・課題等

保護者を対象とする食育講座もニーズに応じて開催していますが、参加者が少ないのが現状です。

③ 目 標

園児だけではなく、保護者に対する食育の充実にも努めます。

(6) 学校給食を通じた食育

① 現 状

学校給食では、行事食や郷土料理を提供し、郷土の食文化について関心を深めるとともに、新鮮な地場産の米や野菜を調理し、児童の食の安全を確保しています。

また、給食のメニューや栄養価を掲載した「給食だより」を発行し、栄養に関する意識を啓発しています。

② ニーズ・課題等

近年様々な食物アレルギーを有する児童が増加しています。アレルゲンの除去をはじめとする危機管理が必要です。

③ 目 標

バランスのとれた給食の献立により、将来必要となる「食べものを選ぶ力」を育みます。食物アレルギーへの対応は、食物アレルギー緊急時対応マニュアルにそった危機管理に努めます。

(7) 体験農園事業

① 現 状

地域の指導者の協力により、小学生が農業を通して地域の農業への理解を深め、いのちを育てる喜びを体験しています。

結小学校：米作り 名森小学校：蚕の飼育 牧小学校：いちご栽培

② ニーズ・課題等

町内における第一次産業従事者が減少傾向にあるため、指導者も減少傾向にあります。

③ 目 標

地域の指導者による農業体験を継続します。

(8) 親子料理教室

① 現 状

小学生の親子を対象に、夏休みを利用して食の大切さを学ぶ機会を提供しています。調理実習だけではなく、パン作り教室やお菓子作り教室の開催も行っています。

図表 4-51 親子料理教室開催状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	2	2	2	2	2
参加実人数(人)	親	34	29	43	31
	子	41	49	38	51

② ニーズ・課題等

近年、パン作り教室やお菓子作り教室など多様なニーズがあります。

③ 目 標

家庭における食育のきっかけとなるように、ニーズを把握して内容の充実を図ります。

3 思春期における保健対策の充実

(1) 性に関する正しい知識の普及

① 現 状

- ・小・中学校の保健授業でエイズや性について、正しい知識を学んでいます。
- ・保健師が小・中学校へ出向き、学校ごとに成長に合わせた性と命の大切さ、性行為感染症の予防について教育を行っています。

② ニーズ・課題等

思春期の児童が、性と命の大切さに関する正しい知識を持ち、人を思いやる心を育て、自我の発達を助ける機会を作る必要があります。

③ 目 標

学校は、性に関する正しい知識を身につける教育を充実します。

(2) 喫煙の防止

① 現 状

- ・受動喫煙防止・喫煙防止教育の観点から小中学校の敷地内全面禁煙を実施しています。
- ・中学校においては、保健師により、講義やたばこを断るロールプレイ、アンケートを実施し、生徒自らが喫わない意思決定を支援しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」の結果では、「たばこを吸ったことがある」と答えた中学1年生は男子0.0%、女子1.6%、中学3年生は男子1.6%、女子1.7%でした。この結果は、平成22年の調査結果から大幅に低下しています。

③ 目 標

学校・家庭において、喫煙の害について認識させるとともに、地域社会も未成年者の喫煙防止に協力していきます。

(3) 飲酒の防止

① 現 状

中学校において、未成年者の飲酒が法律違反であることを教育しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、「酒を飲んだことがある」と答えた中学1年生は男子6.8%、女子4.7%、中学3年生は男子18.8%、女子11.7%という結果でした。親の無理解から家庭で飲酒している生徒もいると推察されます。

③ 目 標

飲酒の心身に与える影響について、未成年者に十分な知識を与えるとともに、社会環境の面から飲酒防止を働きかけることに努めます。

(4) 薬物乱用の防止

① 現 状

小・中学校において、薬剤師や保護司を講師として薬物乱用防止教室を開催しています。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、小学5・6年生の6.4%、中学1・3年生の7.3%が覚醒剤や麻薬の害を「知らない」と答えています。中学生になる前から薬物に関する正しい知識を身につける必要があります。

③ 目 標

学校での指導を充実します。

(5) いのちの教育

① 現 状

自殺対策基本法では、9月10日から16日までを自殺予防週間としています。当町では、若年者自殺対策強化事業として、看護師や保健師を講師に「いのちの教育」を町内の全小中学校で実施しています。

図表4-52 若年者自殺対策強化事業「いのちの教育」実施状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数(回)	11	16	16	17	17
参加児童数(人)	683	778	807	628	746

② ニーズ・課題等

過去10年間で10代の自殺が1件ありました。

③ 目 標

「いのちの教育」においては、他者への思いやりや自分を大切にする心を育み、児童・生徒がゲートキーパーの役割を果たすことができるような教育を行っていきます。

(6) スクールカウンセラーの配置

① 現 状

中学校において、カウンセラーによるこころの相談や発育相談などを実施しています。小学校では必要に応じて、中学校から出向いています。

② ニーズ・課題等

学校にいる間に、専門家から悩みなどの相談にのってもらえます。

③ 目 標

こころやからだの悩みをもつ生徒の精神的負担を軽減するため、スクールカウンセラーの資質の向上に努めます。

(7) 薬物防止の啓発事業

① 現 状

学校・公民館・役場などに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止ポスターを掲示しています。

② 目 標

薬物防止の啓発を推進します。

(8) 不登校児童・生徒への支援

① 現 状

小・中学校で不登校傾向がみられる児童・生徒への訪問相談や保護者への助言を行っています。

② ニーズ・課題等

相談室を不登校児童・生徒の居場所として、相談や助言を行っています。中学校では、相談室に心の相談員を配置しています。

③ 目 標

引き続き学校での指導に努めます。

4 小児医療の充実

(1) 小児科医の確保

① 現 状

- ・町内に医療機関が11か所、歯科診療所が6か所あり、そのなかに小児科専門医がいます。
- ・町内の医療機関のうち、救急指定診療所が1か所あります。

② ニーズ・課題等

夜間や休日の医療は、町内の1か所の救急指定診療所の他は、町外の医療機関に委ねられています。

③ 目 標

安心して受診できるよう医療機関を案内します。

(2) 予防接種事業

① 現 状

感染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防するために各種予防接種を実施しています。

② 目 標

感染のおそれのある疾病の発生およびまん延防止のため今後も継続します。

(3) 感染症予防対策

① 現 状

保健センターにおいて、感染症に関する正しい知識の普及と情報の提供を行っています。

② ニーズ・課題等

新型インフルエンザなどが発生した場合、拡大のおそれがあることから、こまめに情報を提供し、不安感を防止しています。

③ 目 標

感染症に関する正しい知識の普及と情報提供を行います。

(4) 救急医療体制の充実

① 現 状

- 町内に救急指定診療所が1か所あります。
- 休日や夜間には、大垣市民病院や大垣市急患医療センターで診療を受けることができます。

② ニーズ・課題等

夜間や休日の医療は、町内の1か所の救急指定診療所の他は、町外の医療機関に委ねられています。

③ 目 標

救急医療についての情報を提供します。

(5) 子どもの事故防止啓発

① 現 状

乳幼児健康診査や育児相談などで、子どもの事故防止について啓発を実施しています。

② 目 標

事故防止について啓発を推進します。

第4 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と家庭の調和

(1) 男女共同参画社会の意識啓発

① 現 状

男女共同参画社会基本法が制定されて以来、職場への女性の進出が注目されています。

② ニーズ・課題等

子育てについての考え方は、個々に異なります。子育ては女性の役割といった考え方は、地域や祖父母などに依然として根強く残っており、考え方の違いで子育てに悩んでいる母親が少なくありません。

③ 目 標

父親はもちろん祖父母等の家族に対して、家庭における男女共同参画の考え方について、さまざまな機会を通して啓発を行っていきます。

(2) 男性の子育て等の促進

① 現 状

ニーズ調査によると、父親の1日あたりの子育てや家事の平均時間は、就学前児童の父親が1時間50分、小学生の父親が1時間23分でした。

② ニーズ・課題等

国が示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、6歳未満の子どもをもつ男性の1日あたりの育児・家事関連時間の令和2年の目標を、2時間30分としています。

③ 目標量

過去3回の調査結果から、国の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の目標を達成するのは困難であり、令和6年に達成可能な目標を次のとおりとしました。

図表4-53 男性の育児・家事関連時間の調査結果と目標

区 分	平成21年	平成26年	平成31年	令和6年（目標）
就学前児童のいる家庭	1時間21分	1時間35分	1時間50分	2時間10分
小学生のいる家庭	1時間9分	1時間13分	1時間23分	1時間40分

④ 目標量の確保策

父親のための子育て講座や、男性料理教室等を開催し、男性の家事・育児時間の増加を図ります。また、講座や教室の開催にあたっては、夫婦、家族等の参加とするなど、男性が参加しやすい配慮をしていきます。

(3) 父親プログラムの普及

① 現 状

就学前児童保護者のニーズ調査においては、育児休業を利用した父親が1.5%しかいませんでした。

② ニーズ・課題等

父親の育児休業に対する理解は、職場のみならず、一般的に浸透していません。

③ 目 標

男性が子育てのための休暇等を取得しやすくするための取組みが進むよう、関係機関と協力して事例紹介を行うことなどにより、企業・住民へのPRを図ります。

(4) 両親学級の開催

① 現 状

父親の育児指導に関する教室等は、開催していません。

② ニーズ・課題等

子育てを手伝おうとしても、その方法が分からない父親がいると考えられます。

③ 目 標

沐浴、おむつ交換など子育ての技術指導や、出産・子育ての男性の役割など、男性の子育てへの参加促進を盛り込んだ両親学級の開催を検討します。また、開催日、開催場所、勧奨方法など、男性が参加しやすい環境づくりに努めます。

(5) 小中学校の学校行事

① 現 状

本町の小・中学校の親子学級、授業参観、運動会、合唱発表会等の各種行事は、父親（家族）が参加しやすいよう休日に開催しています。

② ニーズ・課題等

小学生保護者のニーズ調査においては、学校行事や学校関係の役員が多すぎるという

意見がありました。

③ 目 標

各種行事の休日開催は継続することとし、回数・内容については検討します。なお、学校行事や役員については、学校と保護者の間で意見交換して決定します。

(6) 家庭の日の推進

① 現 状

岐阜県では、昭和42年に「岐阜県家庭の日を定める条例」を制定し、毎月第3日曜日を「家庭の日」と決めました。

町のいきいきカレンダーに「家庭の日」を表示しています。

② ニーズ・課題等

仕事や勉強のため、家族団らんの時間が少なくなっており、家庭や地域で「心豊かで明るい家庭」づくりを進めることが望まれています。

③ 目 標

各種イベントを開催し、家庭の大切さ、家庭の役割を考える機会として「家庭の日」の普及を図ります。

(7) 家族の日・家族の週間の推進

① 現 状

国は平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後1週間を「家族の週間」と定め、家族・地域のきずなを再生する各種啓発活動を行っています。

② ニーズ・課題等

「家族の日」「家族の週間」を家族の一行詩の取組みにより周知しています。

③ 目 標

国・県の取組みに協力していきます。

(8) 子育てと子育て支援の理解・協力への意識啓発

① 現 状

核家族世帯の増加と少子化に伴い、初めてふれる乳児が自分の子という親が多くなってきたと推察されます。

② ニーズ・課題等

祖父母が離れて暮らしている親にとっては、乳幼児の突発的な事故や親の傷病などの場合に、近隣の助けが必要になってきます。しかし、住民同士のつきあいは、希薄になりつつあります。

③ 目 標

地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。

2 子育てと仕事が両立できる環境づくり

(1) 看護・育児・介護休暇制度等のPR

① 現 状

子の看護、育児および介護休暇については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、保障されています。

② ニーズ・課題等

女性の子の看護、育児および介護休暇は、以前よりとりやすくなりましたが、男性がとることを認めない風潮があります。国が示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」においては、令和2年の男性の育児休業取得率の目標を13.0%としています。

③ 目標量

平成31年の女性の育児休業取得率78.4%は平成21年の2倍以上になっていますが、国の目標の男性の育児休業取得率13.0%は達成が困難と考えられ、目標は次のとおりとします。

図表4-54 育児休業取得率の調査結果と目標

区 分	平成21年	平成26年	平成31年	令和6年（目標）
女 性	37.6%	74.0%	78.4%	85.0%
男 性	0.7%	1.3%	1.6%	5.0%

④ 目標量の確保策

関係機関と協力して、看護・育児・介護休暇制度等をPRし、男性も育児休業を取得できることを含めた普及啓発を進めます。

(2) シンポジウムの開催

① 現 状

県が男女の働き方の見直しなどについてのシンポジウムを開催しています。

② ニーズ・課題等

女性の子の看護、育児および介護休暇は、以前よりとりやすくなりましたが、男性がとることを認めない風潮があります。

③ 目 標

男女の働き方の見直しなどについて、岐阜県労働局等関係機関が広域的に開催するシンポジウム等に協力していきます。

(3) 一般事業主行動計画の策定・推進への働きかけ

① 現 状

「次世代育成支援対策推進法」においては、従業員101人以上の事業主は、一般事業主行動計画を策定しなければなりません。

② ニーズ・課題等

従業員100人以下の事業所には、「次世代育成支援対策推進法」の趣旨が浸透していません。

③ 目 標

従業員101人以上の事業主はもちろん、100人以下の事業主についても、商工会等の関係機関と協力して、情報提供、相談などを行い、行動計画が策定・推進されるよう働きかけを行っていきます。

(4) 事業主への啓発

① 現 状

父親の育児休業などの先進的な取組み実績がある企業に対して、岐阜県が奨励金を交付しています。

② 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(5) 「早く家庭に帰る日」の普及促進

① 現 状

岐阜県の条例により、毎月8のつく日に父親をはじめ子育て家庭の保護者が早く帰って子育てに参加するよう啓発しています。

② ニーズ・課題等

父親の子育てや家事時間を確保することはなかなか困難です。

③ 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(6) 企業における子ども参観日事業

① 現 状

岐阜県は、子どもが両親の働く企業へ出かけて親の働く姿を知る「子ども参観日」開催の普及を図っています。

② ニーズ・課題等

子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの取組みには、企業の協力が必要です。

③ 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(7) お父さんがんばって講座

① 現 状

岐阜県は、仕事と育児の両立が可能な就業環境の整備を促進する事業として、「お父さん頑張って講座」を開催しています。

② 目 標

県の取組みのPRに努めます。

(8) 母性健康管理指導事項連絡カードのPR

① 現 状

主治医等が行った指導事項の内容を、仕事をしている妊産婦から事業主に伝えるために、母性健康管理指導事項連絡カードがあります。

② ニーズ・課題等

平成29年に本町が実施した「健康に関する意識調査」では、働いていた0歳児の親の

48.9%が母性健康管理指導事項連絡カードを「知っていた」と答えています。

③ 目 標

就労妊婦が安心して妊娠生活を送れるよう、母性健康管理指導事項連絡カードをPRします。

(9) 再就職等のための情報提供

① 現 状

出産・子育てを理由に退職した人で再就職を希望する人が数多くいます。

② ニーズ・課題等

再就職を希望する人の就労先が見つからない状況があります。

③ 目 標

出産・子育て等を理由に退職し、再就職を希望する人が、就職のための相談やIT関連等の職業訓練を受けられるよう情報を提供していきます。

(10) 子育て世代の女性の就業率の向上

① 現 状

結婚・出産年齢にあたる25～39歳の女性の就業率が低下しています。平成27年の国勢調査によれば、本町の女性の就業率は25～29歳77.7%、30～34歳68.3%、35～39歳67.7%です。

② ニーズ・課題等

女性の仕事と子育ての両立は、大きな課題と言えます。

③ 目標量

令和6年の結婚・出産年齢にあたる女性の就業率の目標は、次のとおりとします。

図表4-55 令和6年の女性の就業率の目標

区 分	25～29歳	30～34歳	35～39歳
就 業 率	85.0%	80.0%	80.0%

④ 目標量の確保策

子育て支援サービスの充実や家庭での男性の協力、女性の就労環境の改善などを推進し、子育て世代の女性の就業率の向上をめざします。

第5 心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 親育ち教育の推進

(1) 親育ちへの学習機会の提供

① 現 状

核家族化の進展により、地域の常識、社会の常識を身につけていない親が増加しています。

② ニーズ・課題等

本来家庭が有していた教育力、子育て力が低下してきており、支援が必要になっていきます。

③ 目 標

中学生の保育体験、各種母子保健事業、家庭教育学級等を通して、親育ちを伝えていきます。

(2) 家庭教育の充実

① 現 状

子どもの発達段階に応じた保護者の家庭教育を実施しています。

- ・地域子育て支援センターにおいて、子育てセミナーを年2回開催しています。
- ・認定こども園保護者を対象に幼児学級を開催しています。
- ・小学1年生の保護者を対象に家庭教育学級を開催しています。

② ニーズ・課題等

母親の参加が多いため、父親が参加しやすいよう、開催日等を見直す必要があります。また、子育てについて、保護者が意見交換できる機会が少ないです。

③ 目 標

土曜日や休日に参加できる講座や父親セミナー等の開催を検討し、父親の子育て参加を促進します。保護者会、PTA総会などを利用して、子育て学習の機会を充実するとともに、親同士または認定こども園・学校との意見交換ができる場の提供に努めます。家庭教育についての出前講座の利用を促進します。

(3) 地域の教育力の向上

① 現 状

- ・各地区で小中学生の清掃活動等を実施しています。
- ・祭りや運動会、清掃活動等の地域行事に子どもと大人と一緒に参加しています。

② ニーズ・課題等

地域の行事を行う際に、大人が子どもと一緒に活動する機会や場面が少なくなってきました。

③ 目 標

学校、保護者会、PTA、地区役員、老人クラブ等との連携を図り、世代間の交流を推進するとともに、地域指導者の養成や活用を図ります。

(4) 奉仕体験事業

① 現 状

清掃ボランティア等を通して、小中学生が地域活動に参加しています。

- ・「安八ふれあい祭り」にボランティアとして小中学生が参加しています。
- ・有志があすわ苑の清掃活動を実施しています。
- ・中学生ボランティアが町の行事に参加しています。

② 目 標

今後も小中学生のボランティア活動への参加を推進します。

2 幼児教育・学校教育の充実

(1) ブックスタートの充実

① 現 状

安八町では、絵本の紹介と図書館利用案内などの資料を配布しています。

② 目 標

乳児健康診査等の機会を利用し、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達や良好な親子関係づくりの大切さなどを伝えていきます。

(2) 認定こども園における幼児教育推進事業

① 現 状

認定こども園において、年長児の就学に向けた教育を実施しています。

② ニーズ・課題等

就学前児童保護者のニーズ調査では、「幼稚園をつくってほしい」という記述が数多くありました。

③ 目 標

認定こども園の幼児教育推進事業の充実を図ります。

(3) 幼児教育の充実

① 現 状

保育から教育へと円滑に移行できるよう、認定こども園と小学校の連携を図る体制の充実を図っています。

- ・就学児健康診査時に、次年度小学校へ入学する保護者に対して「子育て講座」を実施しています。
- ・認定こども園に通う児童の保護者を対象に幼児学級を開催しています。
- ・こども園・小学校連絡会を開催しています。
- ・小学生が認定こども園を訪問するなど、園児と小学生との交流事業を実施しています。

② ニーズ・課題等

- ・認定こども園や学校では教育とともにしつけ等何でも行ってもらえると思っている親が多い状況です。
- ・小学校に入学した子どもが授業中にもかかわらず、廊下へ出たり、教室内をうろうろ

して授業にならないという「小1プロブレム」が問題となっています。

③ 目 標

- ・子育ての基本は家庭であることを認識してもらい、その重要性についての講座等を定期的を開催し、保護者への支援を充実します。
- ・こども園・小学校交流等の開催を増やし、幼児教育から学校教育への移行がスムーズに行えるよう環境整備を検討します。

(4) 確かな学力の向上

① 現 状

子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな指導をするために、児童生徒支援員を配置するとともに、少人数指導の講師を5人配置しています。学校教育においては、外国語指導助手（ALT）3人を配置して各学校に派遣しております。

② ニーズ・課題等

家庭学習への取組方法が分からない子どもが多い状況から、習慣づけを図ることが重要です。

③ 目 標

少人数指導体制の充実を図ります。また、国際社会に対応できる子どもの育成のため、小中学校や認定こども園での外国語指導助手（ALT）により、生きた英語を学び、英語教育の充実を図ります。

(5) 豊かな心の育成

① 現 状

小中学校において地域ぐるみの道徳教育を実施しています。

② 目 標

関係機関と連携を図りながら、道徳教育の推進を図ります。

(6) 健やかな体の育成

① 現 状

子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲を育成する事業の充実を図っています。スポーツ少年団は10団体あり、平成30年度には212人が参加しました。

② ニーズ・課題等

家族ぐるみで参加できるクラブ等がありません。

③ 目 標

親子参加型のスポーツの機会を提供できるよう検討します。

(7) 信頼される学校づくり

① 現 状

地域に根ざした特色ある学校をつくるため、小学校に6人、中学校に6人の学校評議員を任命し、意見交換会を開催しています。

② 目 標

学校評議員制度とコミュニティスクールの導入、運用をめざします。

(8) いじめや不登校などへの対応

① 現 状

不登校などの学校不適應に対応するため、スクールカウンセラーを置いています。

② ニーズ・課題等

いじめとみられる行為や不登校・不登校傾向の児童・生徒もいます。

③ 目 標

- ・不登校などの学校不適應については、スクールカウンセラー等による相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。
- ・教員の教育相談能力を高めるため、教員の研修会への参加、勉強会の開催などを実施します。
- ・不登校児童・生徒を対象とした適応指導の充実に図り、学校への復帰、進学や就職などへの支援を行います。

第6 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅と子どもの利用施設の安全性の確保

(1) 賃貸住宅の供給を支援する事業

① 現 状

子育てを担う若い世帯に良質な賃貸住宅を供給することは重要ですが、町内に賃貸住宅は充足していると考えられます。

② ニーズ・課題等

若い世代の定住を促進するためには、子育て家庭向け住宅が必要です。

③ 目 標

民間の賃貸住宅提供事業者に子育て家庭向け住宅の供給を要望していきます。

(2) シックハウス対策

① 現 状

認定こども園や小学校は、シックハウス対策を考慮した建材を使用しています。

② ニーズ・課題等

アトピーやアレルギー疾患の子どもが多くなっています。

③ 目 標

子どもが利用する施設の改修時にはシックハウス対策を考慮します。また、定期的に室内環境の調査を実施し、安全性を高めます。

(3) 加湿・空気清浄機の設置

① 現 状

認定こども園・小中学校に、加湿・空気清浄機を設置しています。

② ニーズ・課題等

加湿・空気清浄機の設置は、インフルエンザの拡大感染防止や花粉症等に効果があります。

③ 目 標

新型インフルエンザ等の対策を推進します。

2 安心して外出できる環境の整備

(1) 遊び場の確保

① 現 状

子どもや家族が安心して遊び、憩える場として、町で管理している総合公園が2か所、地区で管理している地区公園が約30か所あります。また、認定こども園の園庭や小中学校の校庭を土・日曜日に開放しています。

② ニーズ・課題等

小さい子どもが遊べるような遊具や砂場がなく、気軽に歩いて行ける公園が少ないという要望があります。

③ 目 標

地区公園の点検管理を定期的に行うよう地区へ働きかけ、地区公園整備に対する補助制度の拡充を図ります。小さい子どもに対しては、認定こども園の園庭開放があることを広く広報し、子どもの親同士がコミュニケーションを図れる環境づくりを推進します。

(2) 公共施設等のバリアフリー化

① 現 状

妊産婦や子ども連れの人等が安心して外出できるよう、公共施設の改修時に手すりやスロープを設置しています。

② ニーズ・課題等

役場などの屋外スロープは、雨天時に利用しにくい状況となっています。

③ 目 標

雨天時にも利用しやすいようキャノピー（ひさし）の設置等を検討します。

(3) 子どもトイレの整備

① 現 状

児童館に子ども用トイレが設置されており、役場、保健センター等にベビーベッドや授乳室のあるゆったりとしたトイレが設置されています。

② ニーズ・課題等

子ども用トイレおよび赤ちゃんと一緒に入れるベビーシート設置のトイレが少なく、授乳室が設置してある公共施設が少ないです。

③ 目 標

子ども用トイレ等は、利用度の高い施設から優先的に設置するよう努めます。また、スーパーなどの民間の公共的施設にも設置を呼びかけます。

(4) 歩道の整備事業

① 現 状

子どもや子ども連れが安心して道路を通行できるよう、毎年計画に沿って通学路等歩行者の利用が多いと思われる主要道路から整備しています。

② ニーズ・課題等

歩道は、町内の主要道路全部に整備されていません。子どもにとって危険な箇所が多くあるので、点検が必要です。

③ 目 標

歩道は、今後も計画に沿って整備を推進します。さらに、安全な通学路の整備を早急に検討します。

(5) 路側帯の設置およびカラー舗装

① 現 状

公共施設周辺および修景整備箇所は、子どもや子ども連れが安心して道路を通行できるよう、路側帯やカラー舗装が整備されています。

② ニーズ・課題等

通行の妨げとなる迷惑駐車が見受けられます。

③ 目 標

路側帯の設置およびカラー舗装は、計画的に整備を推進します。また、迷惑駐車については、警察と連携して、その改善に努めます。

第7 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(1) 交通安全教育の推進

① 現 状

認定こども園、小学校および中学校では、次のような交通安全教室を実施しています。

- 認定こども園：安八交番による交通教室
- 小学校：交通指導（自転車等）
- 中学校：交通安全に係る講演・指導

② ニーズ・課題等

家庭での交通安全教育を推進する必要があります。

③ 目 標

子どもだけでなく、親の意識改革を含めた体験型の交通安全教室を充実し、交通事故ゼロを目指します。

(2) チャイルドシートの購入補助及び貸し出し事業

① 現 状

チャイルドシートの購入補助事業として、購入金額の3分の1（上限10,000円）を子ども1人につき2台まで補助しています。また、1週間を上限にチャイルドシートの貸し出し（更新可能）をしています。

② ニーズ・課題等

チャイルドシートの購入補助は、ニーズ調査において、非常に評価の高かった事業です。

③ 目 標

乳幼児を交通事故から守るため、今後も継続します。

(3) ランバグの購入補助事業

① 現 状

交通事故防止のため、小学校新1年生にランバグ（通学かばん）の購入補助として、一律3,000円を支給しています。

② 目 標

交通事故防止につながるので、黄色のランバッグを指定し、購入補助を継続します。

(4) 通学路歩道拡張事業

① 現 状

登下校時の交通事故防止のため、通学路の歩道拡張工事等を継続的に行っています。

② ニーズ・課題等

昔のままの農道などでは、歩道がない通学路があります。

③ 目 標

登下校時だけでなく、交通量を調査し、危険な箇所から歩道整備をすすめます。また、危険な箇所にはカラー舗装などの対応を検討します。

(5) 安全マップ作成事業

① 現 状

各小中学校において、交通事故の危険箇所、「子ども110番の家」および不審者情報が寄せられた箇所を記した安全マップを作成し、配布しています。

② 目 標

危険箇所を周知するために有効活用し、交通事故防止に努めます。

2 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

(1) 校区内パトロール事業

① 現 状

児童の安全を確保するため、昼間、学校安全サポーターによる校区内パトロールを3小学校で実施しています。

② ニーズ・課題等

学校安全サポーターによる巡視は、午前7時～9時の2時間と午後2時30分～4時30分の2時間以外は実施していません。

③ 目 標

学校安全サポーターの増員を図るべく、時間限定から常勤化による配置の見直しなど

の拡充を検討します。

(2) 夜間街頭パトロール事業

① 現 状

「地域ぐるみで児童を犯罪から守ろう」というスローガンのもとに、青少年育成町民会議等による夏休み期間の夜間街頭パトロールを実施しています。

② ニーズ・課題等

夏休み以外の期間には、夜間街頭パトロールがありません。

③ 目 標

夏休みに限らず、夜間街頭パトロールの実施期間の延長を検討します。

(3) 下校時地域巡回パトロール事業

① 現 状

毎週2回、教育委員会、学校関係者が、下校時間に地域巡回パトロールを実施しています。

② ニーズ・課題等

月・木曜日以外は、巡回がありません。

③ 目 標

より安全に下校ができるように、巡回回数の増加を検討します。

(4) 登下校時見守り事業

① 現 状

結小学校区では、保護者、老人クラブ、交通安全協会員の協力を得て、「結見守り隊」を結成し、登下校時に通学路に立ち、子どもたちを見守っています。また、登龍中学校区においても、「登龍校区サポーター」を結成し、同校区内の児童・生徒を見守っています。

② ニーズ・課題等

児童生徒が義務教育を修了すると、協力してもらえなくなることもあります。

③ 目 標

核家族で共働き世帯が多いなかでも、少しでも協力してもらえる人が減らないよう必要性を呼びかけます。

(5) 子ども110番の家設置事業

① 現 状

町民の協力を得て、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所として、事業所・企業や民家など約280か所に「子ども110番の家」を設置しています。

② 目 標

子どもたちに「子ども110番の家」の役割を伝え、場所を周知します。

(6) 監視カメラおよび刺股の設置事業

① 現 状

不審者の侵入と犯罪防止のために、全認定こども園と小中学校に監視カメラと刺股を配置しています。また、不審者侵入を想定した避難訓練や、刺股の使用講習会を定期的に実施しています。

② 目 標

監視カメラの活用と定期的な訓練を通し、園児・児童・生徒が凶悪な犯罪の巻き添えにならないよう努めます。

(7) 安八安心メール

① 現 状

小中学生の保護者を対象に、不審者情報、気象警報等をいち早く知らせるため、携帯電話へメール配信を実施しています。令和元年9月1日現在の加入率は約99.5%です。

② ニーズ・課題等

就学前児童の保護者から「安八安心メール」で教えてほしいという要望がありました。

③ 目 標

認定こども園保護者のメール配信システムの拡充を図るとともに、加入促進を図ります。

(8) 防犯ブザー配布事業

① 現 状

変質者や不審者から児童を守るため、小学校就学時に防犯ブザーを配布しています。

② ニーズ・課題等

配付されていながら防犯ブザーを玩具と思いこんでしまい、携帯していない児童がい

ます。

③ 目 標

ランバッグ等に携帯するなど、いつでも使用できるように指導します。

(9) 防犯灯の整備事業

① 現 状

主要公園（アンヒルパーク、キャッスルパーク、北部公園等）のほか、町内約1,000か所に、防犯灯を設置しています。

② ニーズ・課題等

通学路や集落内で防犯灯の設置がされていない場所もあります。

③ 目 標

緊急性の高い場所から優先的、計画的に、防犯灯の設置を推進します。

(10) 情報モラル教育の推進

① 現 状

中学校への就学時に、保護者に対して情報モラルにかかわる「子育て講話」を実施しています。

② ニーズ・課題等

SNSや通信型ゲーム機の利用の仕方によって、いじめに発展する事案が懸念されています。

③ 目 標

学校と連携して、児童生徒や保護者に対して情報モラルにかかわる啓発活動を、継続して実施します。

第8 要保護児童への対応

1 児童虐待防止策の充実

(1) 児童虐待の防止

① 現 状

平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は133,778件となっています。この件数は、10年前の平成19年度の3.3倍です。また、全国の市町村における対応件数も年々増加傾向にあり、平成29年度は106,478件になっています。

本町では、虐待の未然防止、進行防止などについて関係機関との連携を図るため、要保護児童対策協議会において、子ども相談センターをはじめ認定こども園、小中学校、民生児童委員等と連携を図りつつ、虐待等の疑いの発見から支援までを一体的に実施しています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査では、子どもに虐待をしてしまうことが「たびたびある」が就学前児童保護者3.5%、小学生保護者3.2%、「ほとんどないが、したことがある」が就学前児童保護者26.4%、小学生保護者37.5%と高い率でした。

③ 目 標

- 要保護児童対策協議会や子ども家庭総合支援拠点等の情報交換会を定期的を開催し、ケース検討会での情報の共有を図り、迅速な対応ができるよう、ネットワークの強化に努めます。
- 全新生児を家庭訪問する乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、気軽に相談できる体制づくりを推進します。
- 子育て世代包括支援センターや地域子育て支援センターで実施している育児相談の充実を図ります。
- 住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけます。
- 医療機関、民間の支援団体との連携を図ります。

(2) 子ども家庭総合支援拠点事業

① 現 状

平成28年の児童福祉法の改正により、市町村は子ども家庭総合支援拠点を整備することとされました。子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭および妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点です。

② 目 標

子ども家庭総合支援拠点は、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、子育て世代包括支援センターと一体的な機関とします。

(3) 相談体制の充実

① 現 状

民生児童委員の定例相談所の開設と各種研修への参加や、子育て世代包括支援センターおよび地域子育て支援センターで育児相談を実施しています。

② ニーズ・課題等

ニーズ調査において、身近に相談できる人がいないという回答がありました。

③ 目 標

地域子育て支援センター職員、保健師、民生児童委員などの資質の向上を図り、プライバシーの保護を図りつつ、相談しやすい環境の整備および広報に努めます。

(4) 養育支援訪問事業

① 現 状

養育に関する指導を必要とする家庭へ保健師が訪問し、適切な助言に努めています。

② 目 標

民生児童委員等と連携を図り、養育が必要と思われる家庭に対して、訪問による援助・指導が図れるよう努めます。

2 障がい児施策の充実

(1) 乳幼児健康診査

① 現 状

保健師による乳幼児相談や健康診査時に、発達の違いを早期に見出し、相談支援を行うとともに、児童発達相談員として、臨床心理士等が健康診査時に出向き、早期発見と対策を講じています。

② ニーズ・課題等

乳幼児健康診査の受診率が100%ではありません。

③ 目 標

乳児家庭全戸訪問事業などを展開し、乳幼児健康診査の受診率100%を目指します。

(2) 児童発達支援事業

① 現 状

児童発達支援事業とは、心や身体の障がい、発達に遅れのある就学前の児童が親子で通所して指導等を受けることによって、その発達を促し、社会生活への適応を図ることを目的としており、町立の「あすなろの園」があります。「あすなろの園」は定員30人で、平成30年度は24人が利用しています。

図表4-56 あすなろの園利用状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児数	26	30	29	23	24

② ニーズ・課題等

フォローが必要な子どもに対して、継続的な支援が必要です。

③ 目 標

児童発達支援が必要と認められる場合、保護者のケアをしつつ、早期通園を促し、早期療育を図るとともに、一人ひとりに合わせた療育サービスの充実に努めます。

(3) 障がい児保育の充実

① 現 状

保育園で軽・中程度の障がいのある子どもを受け入れており、障がいの程度に応じて、保育士を加配しています。

② ニーズ・課題等

障がいのある子どもの就園や就学についての支援が求められています。

③ 目 標

引き続き保育園の利用を希望される障がいのある児童の受け入れ体制を維持します。

(4) 学習障がい児、多動性障がい児への教育的支援事業

① 現 状

小・中学校に特別支援学級を設置しています。

結小学校 3クラス 名森小学校 2クラス

東安中学校 1クラス 登龍中学校 2クラス

また、3小学校とも通級指導教室（LD／ADHD等）が開級され、町事業として、通常学級に児童生徒支援アシスタントを24人派遣しています。

② ニーズ・課題等

保護者の理解・認識が困難なケースがあります。

③ 目 標

専門的人材の確保を図り、児童生徒一人ひとりに合わせたきめ細やかな指導を実施します。

(5) 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れ

① 現 状

集団生活ができる中・軽度の児童の受け入れは可能です。

② ニーズ・課題等

障がいに関する専門的な支援員がいないので、養成が望まれます。

③ 目 標

専門的な支援員の確保と受け入れ態勢の整備について検討します。

(6) 放課後等デイサービス

① 現 状

放課後等デイサービスとは、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたいわゆる「障がい児の放課後児童クラブ」です。町内には、「キッズボンド安八」と「げんき岐阜」があり、令和元年度現在、町内か

ら3人ずつ利用しています。また、平成元年度現在、町外の放課後等デイサービス事業所を45人が利用しています。

② 目 標

県と協働して、障がいのある学齢期児童に適切なサービスを提供するよう、事業所に要望・指導していきます。

(7) 経済的支援

① 現 状

・特別児童扶養手当

20歳未満の障がいのある子を養育する親に支給される特別児童扶養手当は、平成30年度に111人が受給しました。

・重度心身障がい者医療費の公費負担

重度の障がいのある人で一定の所得以下の人は、県の制度である重度心身障がい者医療の公費負担が受けられます。平成30年度の本町のこの事業の対象者は478人です。

図表4-57 経済的支援受給状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特別児童扶養手当受給者数	118	121	111	114	111
重度心身障がい者医療費の公費負担対象者数	487	491	486	468	478

(注)「重度心身障がい者医療費の公費負担対象者数」は18歳未満

② 目 標

・特別児童扶養手当

本制度の継続と増額を国に要望していきます。

・重度心身障がい者医療費の公費負担

重度心身障がい者医療費の公費負担は、今後も継続するよう県に要望していきます。

3 ひとり親家庭の自立支援の推進

(1) 相談体制や情報提供の充実

① 現 状

民生児童委員は、各種相談事業の実施や、担当地域の母子父子家庭等の実情の把握とその対応に努めています。

② ニーズ・課題等

相談事業や母子父子家庭等の把握については、プライバシーに関わることが多く、対応がむずかしい場合があります。

③ 目 標

プライバシーに配慮した、気軽に相談できる体制を維持します。

(2) 経済的支援

① 現 状

・生活資金の貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法により、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度があります。

・児童扶養手当

要件を満たしたひとり親家庭等で18歳までの子を養育している場合に支給される児童扶養手当は、平成30年度に106人が受給しました。

・母子父子医療制度

要件を満たしたひとり親家庭等で18歳までの子を養育している場合に、医療保険の自己負担分を助成しています（県事業）。

図表4-58 経済的支援受給状況

単位：人

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
児童扶養手当受給者数	125	121	111	111	106
母子父子医療制度対象者数	283	287	270	269	259

② ニーズ・課題等

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、住民に浸透していません。

③ 目 標

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度や各種手当等の広報に努めます。

(3) ひとり親家庭等の就業促進事業

① 現 状

母子及び父子並びに寡婦福祉法により、ひとり親家庭の父または母の雇用の促進を図るための各種事業が定められています。

② 目 標

県や公共職業安定所と連携して、ひとり親家庭の父または母の就業を促進します。

4 子どもの貧困対策

(1) 教育支援

① 現 状

子ども時代の経済格差が教育格差を生み、将来の所得格差につながるという指摘があります。

② 目 標

貧困家庭の子どもに対する宿題の見守りなどの学習サポートや読書活動などを、子どもの年齢に応じて、学校、図書館、ボランティアなどが協働して取り組みます。また、生活保護を必要とする世帯または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、学用品費や修学旅行費など一定の援助を行う要保護・準要保護児童生徒就学援助制度の利用を促進します。

(2) 経済的支援

① 現 状

現在、わが国の7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。この「子どもの貧困」とは「相対的貧困」であり、大まかにいえば平均所得の半分に満たない世帯を指します。

② 目 標

県と連携して、生活保護の受給、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や家計改善支援事業等の施策を子どもの貧困世帯に紹介・推進していきます。

第
5
章

数 值 目 標

第1 第3期あんぱちっ子すくすくプランの数値目標と実績

本項においては、平成26年度に策定した第3期あんぱちっ子すくすくプランの目標数値と計画期間の実績数値の比較を行います。

(1) 計画期間の子ども数

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)
0～2歳	計 画	373	361	346	334	325
	実 績	354	344	343	315	312
3～5歳	計 画	430	426	407	392	380
	実 績	423	430	402	392	365
6～8歳	計 画	464	444	441	418	414
	実 績	471	461	441	434	438
9～11歳	計 画	487	487	472	469	448
	実 績	491	486	487	476	463
12～14歳	計 画	528	522	504	491	492
	実 績	513	515	486	490	483
15～17歳	計 画	530	514	525	539	532
	実 績	519	511	516	510	507
合 計	計 画	2,812	2,754	2,695	2,643	2,591
	実 績	2,771	2,747	2,675	2,617	2,568

(注) 実績は、各年5月31日人口統計ピラミッド

(2) 就学前児童のサービス

① 平日昼間の教育・保育サービス

単位：人

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
3 号	0 歳	目 標	30	40	50	50
		実 績	27	2	6	7
	1～2歳	目 標	130	130	130	130
		実 績	130	96	105	87
3～5歳	1 号	目 標	17	17	25	25
		実 績	23	26	37	38
	2 号	目 標	410	400	380	360
		実 績	395	395	355	362
合 計		目 標	587	587	585	565
		実 績	575	519	503	494

(注)「実績」は、各年4月1日現在

② ①以外の就学前児童を対象とした子育て支援サービス

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)
時間外保育	施設数(か所)	目標	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	3	3
	利用児数(人)	目標	135	139	138	138	140
		実績	78	77	67	50	35
病児・病 後児保育	委託施設数(か所)	目標	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	3	3
	利用児数(人日)	目標	15	15	15	15	15
		実績	7	8	1	21	12
一時預かり 事業	施設数(か所)	目標	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	2	3
	利用児数(人)	目標	28	28	28	28	28
		実績	24	36	28	9	17
	利用延回数(回)	目標	300	300	300	300	300
		実績	482	349	215	28	170
ファミリー サポート センター	実施か所数(か所)	目標	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1	1	1
	利用延回数(回)	目標	48	48	48	48	48
		実績	1	47	16	25	12
園庭開放 事業	目標	2,000	2,020	2,065	2,080	2,080	
	実績	1,734	2,309	1,687	2,335	2,050	
キッズビ クス	目標	200	200	200	200	200	
	実績	148	192	91	89	100	
親子教室	目標	56	58	61	63	66	
	実績	195	320	200	240	270	
地域子育て 支援拠点 事業	施設数(か所)	目標	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2	2	2
	利用延人数(人)	目標	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
		実績	2,082	2,809	1,996	3,072	2,894

(3) 母子保健サービス

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)	
妊婦健康 診査	妊娠届出者数 (人)	目 標	114	109	104	102	100
		実 績	104	103	102	87	90
	1人当たり健診 回数 (回)	目 標	13.0	13.0	13.0	14.0	14.0
		実 績	12.3	12.6	12.0	12.4	12.2
	健診延回数 (回)	目 標	1,482	1,417	1,352	1,428	1,400
		実 績	1,275	1,294	1,220	1,076	1,100
乳児家庭 全戸訪問 事業	対 象 児 数 (人)	目 標	114	109	104	102	100
		実 績	118	118	99	99	95
	訪 問 児 数 (人)	目 標	114	109	104	102	100
		実 績	105	96	86	92	90

(4) 小学生を対象としたサービス

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (見込み)	
放課後児 童クラブ	1～3年 (人)	目 標	137	132	132	127	125
		実 績	154	159	155	148	171
	4～6年 (人)	目 標	55	55	53	52	51
		実 績	39	63	66	68	71
	合 計 (人)	目 標	192	187	185	179	176
		実 績	193	222	221	216	242
	施設数 (か所)	目 標	3	3	3	3	3
		実 績	3	3	3	3	3
^(注) サマース クール	利用児数 (人)	目 標	86	86	86	86	86
		実 績	59	107	102	112	86

(注) 「サマースクール」は、平成28年度から「ホリデー・サポート・スクール」に拡大した。

(5) 仕事と生活の調和推進の視点からの数値目標

区 分			平成21年	平成26年	平成31年
男性の育児・家事関連時間	就学前児童 のいる家庭	目 標	-	-	2時間
		実 績	1時間21分	1時間35分	1時間50分
	小学生のい る家庭	目 標	-	-	1時間30分
		実 績	1時間9分	1時間13分	1時間23分
育児休業取得率	女 性	目 標	-	-	80.0%
		実 績	37.6%	74.0%	78.4%
	男 性	目 標	-	-	5.0%
		実 績	0.7%	1.3%	1.6%
女性の就業率	25～29歳	目 標	-	-	70.0%
		実 績	66.5%	71.2%	77.7%
	30～34歳	目 標	-	-	65.0%
		実 績	61.0%	60.4%	68.3%
	35～39歳	目 標	-	-	70.0%
		実 績	64.7%	67.1%	67.7%

(注)「女性の就業率」の実績は、平成21年が平成17年国勢調査、平成26年が平成22年国勢調査、平成31年が平成27年国勢調査結果の数値である。

第2 本計画の数値目標

(1) 計画期間の子ども数

単位：人

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～2歳	313	295	289	287	285
3～5歳	343	341	336	337	319
6～8歳	394	381	364	347	345
9～11歳	440	436	425	403	390
12～14歳	487	475	467	444	440
15～17歳	500	490	472	483	471
合 計	2,477	2,418	2,353	2,301	2,250

(2) 就学前児童のサービス

① 平日昼間の教育・保育サービス

単位：人

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3号	0歳	10	10	10	10	10
	1～2歳	95	95	95	95	95
3～5歳	1号	40	45	50	50	50
	2号	296	289	280	280	263
合 計		441	439	435	435	418

【参考】3歳未満児の教育・保育サービス利用率

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計人口 (A)	0歳児	89人	87人	87人	87人	85人
	1～2歳児	224人	208人	202人	200人	200人
教育・保育サービス利用児数 (B)	0歳児	10人	10人	10人	10人	10人
	1～2歳児	95人	95人	95人	95人	95人
教育・保育サービス利用率 (B÷A)	0歳児	11.2%	11.5%	11.5%	11.5%	11.8%
	1～2歳児	42.4%	45.7%	47.0%	47.5%	47.5%

② ①以外の就学前児童を対象とした子育て支援サービス

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育	実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利用児数(人)	65	65	60	60	60
病児・病後児保育	委託施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利用児数(人日)	15	15	15	15	15
一時預かり事業	実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
	利用児数(人)	20	20	20	20	20
	利用延回数(回)	200	200	200	200	200
ファミリーサポートセンター	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
	利用延回数(回)	25	25	25	25	25
園庭開放事業	利用組数(組)	2,650	2,650	2,650	2,650	2,650
キッズピクス	利用組数(組)	213	200	190	190	185
親子教室利用組数	くまさんルーム(組)	160	160	160	160	160
	ぞうさんルーム(組)	70	70	70	70	70
地域子育て支援拠点事業	利用施設数(か所)	2	2	2	2	2
	利用延人数(人)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

(3) 母子保健サービス

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健康診査	妊娠届出者数(人)	89	87	87	87	85
	1人あたり健診回数(回)	13	13	13	13	13
	健診延回数(回)	1,157	1,131	1,131	1,131	1,105
乳児家庭全戸訪問事業	対象児数(人)	89	87	87	87	85
	訪問児数(人)	89	87	87	87	85
利用者支援事業(母子保健型)	実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

(4) 小学生を対象としたサービス

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ	1～3年利用児数(人)	160	160	160	150	150
	4～6年利用児数(人)	70	70	70	60	60
ホリデー・サポート・スクール	利用児数(人)	110	110	110	105	105

(5) 仕事と生活の調和推進の視点からの数値目標

区 分		現 状	目標値 (令和6年)
男性の育児・家事関連時間	就学前児童のいる家庭	1時間50分（平成31年調査）	2時間10分
	小学生のいる家庭	1時間23分（平成31年調査）	1時間40分
育児休業取得率	女 性	78.4%（平成31年調査）	85.0%
	男 性	1.6%（平成31年調査）	5.0%
女性の就業率	25 ～ 29 歳	77.7%（平成27年国勢調査）	85.0%
	30 ～ 34 歳	68.3%（平成27年国勢調査）	80.0%
	35 ～ 39 歳	67.7%（平成27年国勢調査）	80.0%